

碧南市景色づくり計画

（碧南市景観計画）

（案）

令和2年10月

碧南市

<目 次>

はじめに

序 章 碧南市景観計画の意義

1 碧南市における景観計画	1
（１）景観計画策定の背景と目的	1
（２）景観計画の名称	1
（３）景観計画の役割	2
（４）景色づくりの役割	4
2 景観計画の位置づけ	7
（１）景観計画と上位・関連計画の整理	7
（２）景観計画と各種法制度との連携	8
（３）景観計画と景観条例の関係	8
（４）計画期間と見直し	8
3 景観計画の構成	9

第1章 景観計画区域

（１）碧南市の景色特性	10
（２）景観計画区域	14

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 景色づくりの基本的な考え方	15
（１）基本理念	16
（２）景色の将来像と基本目標	17
2 市全域にかかる景色づくりの基本方針	20
3 地域区分別の景色づくりの基本方針	23
■線的要素 ① 旧海岸線基本軸	25
② 旧堤防基本軸	31
③ 矢作川基本軸	34
④ 蜷川基本軸	37
⑤ 新川基本軸	40
⑥ 堀川基本軸	43
⑦ 旧名鉄三河線基本軸	46
■面的要素 A 油ヶ淵ゾーン	49
B 集落ゾーン	52
C 新市街地ゾーン	63
D 田園ゾーン	66
E 新田開発ゾーン	69
F 臨海ゾーン	72

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

1	3つの制度について	75
(1)	行為の種類	75
(2)	3つの制度の概要	76
2	行為の届出	81
(1)	内容	81
(2)	対象となる行為の規模	82
(3)	景観形成基準	84
1)	共通基準	84
2)	個別基準	85
(4)	届出の適用除外等	87
3	チェックシートの提出	88
(1)	内容	88
(2)	対象となる行為の規模	88
4	地域説明会の開催	89
(1)	内容	89
(2)	対象となる行為の規模	90

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1	景観重要建造物の指定の方針	91
(1)	指定の方針	91
(2)	指定基準	91
(3)	保全・活用の考え方	92
(4)	指定の候補	92
2	景観重要樹木の指定の方針	93
(1)	指定の方針	93
(2)	指定基準	93
(3)	保全・活用の考え方	93
(4)	指定の候補	94

第5章 景色づくりの推進に向けて

1	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 に関する事項	95
2	景観重要公共施設の整備に関する事項	96
(1)	基本的な考え方	96
(2)	指定基準	96
(3)	指定の候補	97
(4)	整備の基本的な方針	97

3 景色づくりの進め方	98
（1）景色づくりの考え方	98
（2）3つの取組	99
（3）関連制度	107
（4）景色づくりの展開	114
（5）景観計画の円滑な運用	115

「 今、なぜ“景色づくり”なのか 」

「景観」という言葉は、最近テレビや新聞でもよく見かけるようになったので、ご存じの方は多いと思いますが、改めて「景観とは何か？」と問われて、すっきりと答えられる方は意外に少ないと思います。

また、「景観」は公共的な問題だから行政が取り組むべきだと思われる方も多いでしょう。しかし、「良好な景観」が市民の心の豊かさにつながると考える時に「景観」とは具体的に何を指し示しているのでしょうか？それは行政や専門家だけで判断できる問題なのでしょうか？

平成18年11月に碧南市において開催された景観シンポジウムで基調講演をしていただいた京都大学大学院の樋口忠彦先生によれば、「景観」はドイツ語の Landschaft の訳語として明治時代に生まれ、主に学術用語として使われてきた言葉だそうです。意味は、古くから日本人が使ってきた「風景」や「景色」と大同小異。文化的にも歴史的にも、「景観」よりも「風景」や「景色」の方が元来馴染みやすい言葉のようです。

碧南市には、特別な景勝地や際立った観光資源があるわけでもないのに、多くの方は「碧南にはこれといった景観なんてないよ」と思っているかもしれません。しかし、生まれ育ったまちかどを懐かしがり、愛おしいと思うような穏やかな「景色」ならたくさん残っているのではないのでしょうか？そういう「景色」が失われたとき、人は心の豊かさを失ったと感じるはずです。

ある場所の「景色」について、今のまま保存したいと考えるか、重要なものをいくつか選んで残そうと考えるか、後の世代の人たちに大切にしてもらえようなものを新たに創造しようとするのか、それは選択の問題です。そこで毎日を生活するわたしたちの意志の問題なのです。多くの市民に大切にされるものは後世に残りますし、そうでないものはやがて打ち捨てられてしまいます。そういうことが長い時間積み上げられて「景色」は出来ているのです。

ここまでくれば、「景色」が行政や専門家だけで扱えるものではないことがお分かりかと思いますが、そして、意図的に「景観」が「景色」という言葉に置き換えられていることにもお気づきでしょう。「景観」すなわち「景色」を扱うということは、今まで以上に市民と行政が一体となって取り組まなければ実現しないテーマなのです。そして、市民の役割がこれほど大きい計画の名称には、「景観」より「景色」がふさわしいと考えました。

序 章 碧南市景観計画の意義

1 碧南市における景観計画

(1) 景観計画策定の背景と目的

国は平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観形成を国政上の課題として位置づけ、さらに平成 16 年 6 月には「景観法」を制定して、市町村などが地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。また、愛知県においても平成 17 年 4 月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、平成 18 年 3 月には「美しい愛知づくり条例」を制定し良好な景観形成を推進しています。

こうした中、本市では、平成 16 年度から平成 18 年度に市民意向調査やワークショップを実施して市民の景色に対する意識を把握しながら、景色づくりに関する基本的な考え方や景色づくりに向けた具体的な取組内容を示した「碧南市景色づくり基本計画」(平成 19 年 3 月)を策定しました。

「碧南市景色づくり基本計画」では、景色をみんなのものにする「景色の共有化」、持続可能な景色づくりを推進するための「景色を守り・育む」の基本的な 2 つの取組方針を打ち出しており、当面取り組むべき施策として「景色の共有化」を推進しています。具体的には、平成 17 年度から平成 22 年度に地区別の景色を集める会、景色を語らう会の開催、平成 19 年度に市内 6 地区における景色づくり出前講座の開催、平成 20 年度から平成 23 年度に碧南の景色フォトコンテスト※の開催などの市民を対象とした多様な取組を実施してきました。

また、「第 5 次碧南市総合計画」(平成 22 年 3 月)では、重点的な取組「清らかな水と豊かな緑」を示し、「先人が親しみ、育んできた恵まれた自然環境や、今まで築いてきた財産を保全、整備、再生、連携することにより、さらに美しい郷土へきなを創造し、次代へ継承していくこと」として、景観法に基づく景観計画の策定の必要性を示しています。

これを受けて、本市は平成 23 年 2 月 27 日に景観行政団体※になりました。

本計画は任意計画である「碧南市景色づくり基本計画」の考え方を継承しつつ、景観法に基づく景観計画に移行することで、本市が持つ様々な景色資源を利活用・再生・創造し、市民・地域の結びあいや新たな地域力を育み、生き生きと暮らせるまちの形成に資することを目的とします。

(2) 景観計画の名称

本計画の名称は「碧南市景色づくり計画」とする。

(3) 景観計画の役割

①碧南市の景色づくりの総合的な指針

本市には、矢作川や油ヶ淵といった水辺の景色や、臨海部に広がる工業地の景色、広大な田畑の景色や、歴史的建造物や路地の景色など、様々な景色が存在します。特に、地形の成り立ちを物語る旧海岸線は、微地形をつくり出し、本市の特徴となる景色を育んできました。これらの「景色を守り・育む」ために、本市の景色の将来像や地域に応じた基本方針を示すことで、景色づくりを実現していくための総合的な指針としての役割を担います。

②地域特性に応じた実効性のあるルール

今日まで続く長い歴史のなかで、市民と風土に育まれてきた碧南の景色を大切に守り、次の世代にも残し伝えていくことが大切です。

景観法に基づく土地利用などの制限や誘導の具体的な基準を示すことで、さらに美しい郷土へきなを創造していくためのルールとしての役割を担います。

③協働による景色づくりのガイドライン

「景色を守り・育む」主役は私たち一人ひとりであり、市、事業者、市民などの相互のパートナーシップの確立が必要です。

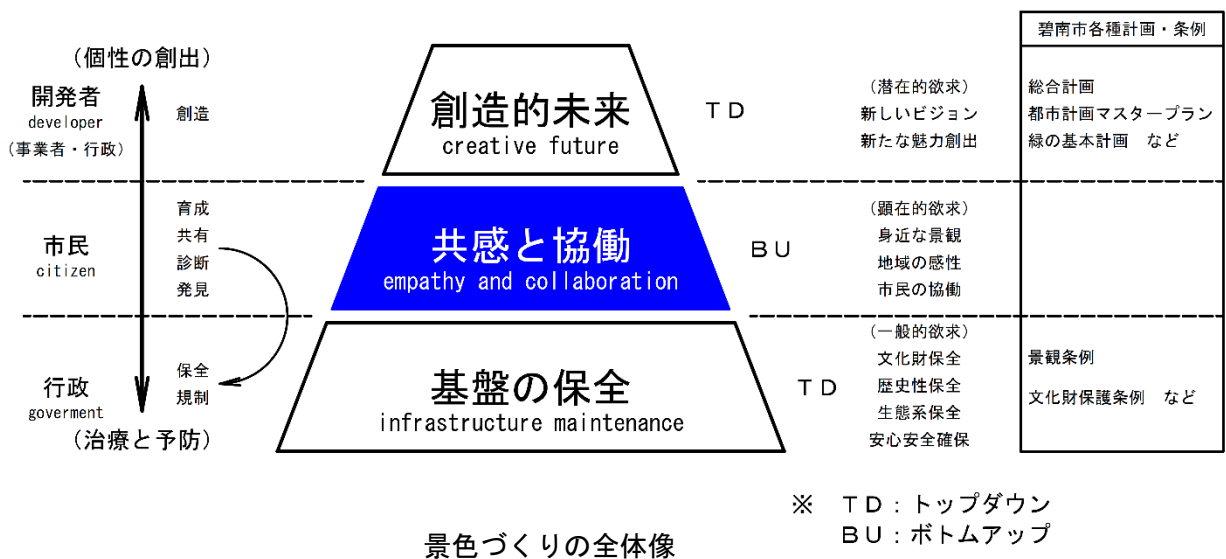
景色づくりの共通理解を深めるため、基本的な考え方や計画の実現を図るための取組などについて示すことで、市、事業者、市民が協働して景色づくりを持続的に進めていくためのガイドラインとしての役割を担います。

④景色づくりの考え方

景色づくりは「基盤の保全」、「共感と協働」、「創造的未来」の三つから成り立っている。

「基盤の保全」は、主に行政が行う文化財や歴史性、生態系、安心安全が作られる基盤を守るための規制・保全である。「共感と協働」は行政ではできない部分であり、そこに住んでいる市民が景色を守りたいと思い、景色の発見や共有、育成を行う部分である。さらに「創造的未来」とは、事業者（設計者）が新たな魅力を創造することで生まれるものである。

これらは密接な関係にあり、市民が共感し発見した景色資源が公共的な価値のあるものであれば、行政が基盤の保全として、規制（ルール）を作ることによって保全されていく。市民だけでは作れない新しい魅力の創出を事業者（設計者）が創造していくことになる。



また、発見された景色資源においても様々な考え方があり、これらの考え方を理解しておくことで状況に合った景色づくりを進めていくことができます。

様々な景色資源を「発見」、「共有」し、その景色資源をさらに良くするために「育成」する。また、景色資源の現状を知るために「診断」し、修繕等が必要なものは「保全」のための「治療」する。劣化しないように「規制」をかけて「予防」する。さらに、「個性の創出」のため、今ある景色資源をさらに良くするし、新たな景色資源を「創造」する。

これらのアクションは景色をつくるうえで重要な考え方であり、これらをうまく活用することにより、よりよい景色づくりを行うことができます。

(4) 景色づくりの役割

景色づくりの基本目標の一つである「協働により成長し続ける景色づくり」を推進するため、市、事業者、市民が、それぞれの分野で役割を分担し、連携と協働を図ることが重要です。

①市の役割

市民、事業者の景色づくりへの理解を促し、意識を高める機会を設けて、自主的な景色づくり活動を支援します。景色づくりを進めるうえで、必要な各種制度の活用・創設を推進します。

また、市民、事業者の意見を聞きながら、景色づくりの先導的な役割を果たす事業を進めます。

・市民活動への支援

良好な景色を形成し維持するためには、市、事業者、市民とが一体となった取組が重要です。そこで、積極的に景色づくりを図ろうとしている市民、事業者に対しては必要に応じて、できる限りの支援を行います。

・情報の提供

本景観計画をより広く市民や事業者理解して頂くため、広報へきなん、パンフレット、ホームページ等、さまざまな方法で積極的に広報活動を行います。

・景色づくりの取組

地域の景色に対する配慮の不足から、周辺と調和しない建物等が建てられることで、良好な景色が阻害される恐れがあるため、地域の景色に配慮を求めるルールづくりが求められます。そのため、本景観計画においては景色に与える影響の大きい項目について規制・誘導を行います。

・先導的な景色づくり

良好な景色を形成し維持するためには、地域の景色を形成する主要な骨格となる公共施設に、地域の景色づくりを先導する役割が期待されます。

事業や計画の推進にあたっては、市民、事業者、関係行政機関との情報公開や意見交換を行います。

②事業者の役割

自らの事業活動が景色に影響を与えることを認識し、「自らが景色づくりの担い手」とあると理解し、その意識を持ち、まちの景色づくりに積極的に貢献するよう努めます。また、市民などが行う取組や市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

・景色づくりへの貢献

農業、水産業、工業、建築や土木、商業、観光など産業のほとんどは、景色と何らかの関わりを持っており、良好な景色を形成し維持するためには、事業者の理解と協力が必要です。例えば、環境に配慮して事業所や店舗の敷地内の積極的な植樹に努めたり、建築物の新築・改修などの際の景観形成基準の遵守など、積極的に景色づくりに貢献します。

・施策への協力

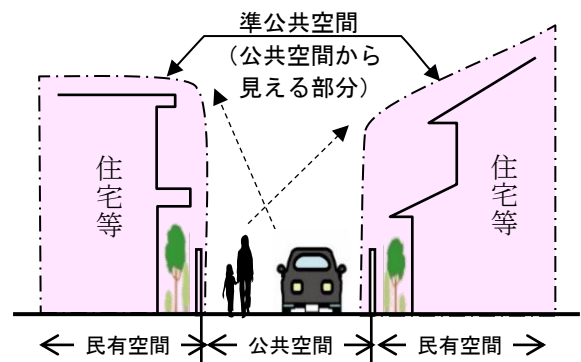
建物に関する設計や施工に当たっては、発注者である住民や事業所の意向に沿った計画を進めることとなります。そのため、建築・土木・屋外広告物など直接的に景色をつくる事業に携わる事業者は、景観形成基準などの制度を理解し、発注者へ情報提供する役割を担います。

③市民の役割

市民一人ひとりが日々の暮らしのなかで、「自らが景色づくりの担い手」とあると理解し、その意識を持ち、景色づくりの主体となって取り組む役割を担うことが求められます。また、市が実施する良好な景色づくりに関する施策に協力するよう努めなければなりません。

・景色づくりの理解

自身が所有する土地のなかには、住宅やそれに付随する門や塀、物置など道路や公園などの公共空間から見られる部分が多くあります。これらはまちの景色の大部分を占めるため、景色に大きな影響を与えます。個々の建築行為は私事であるものの、それが公共的な行為であることを理解する必要があります。



・ 景色づくりへの参加

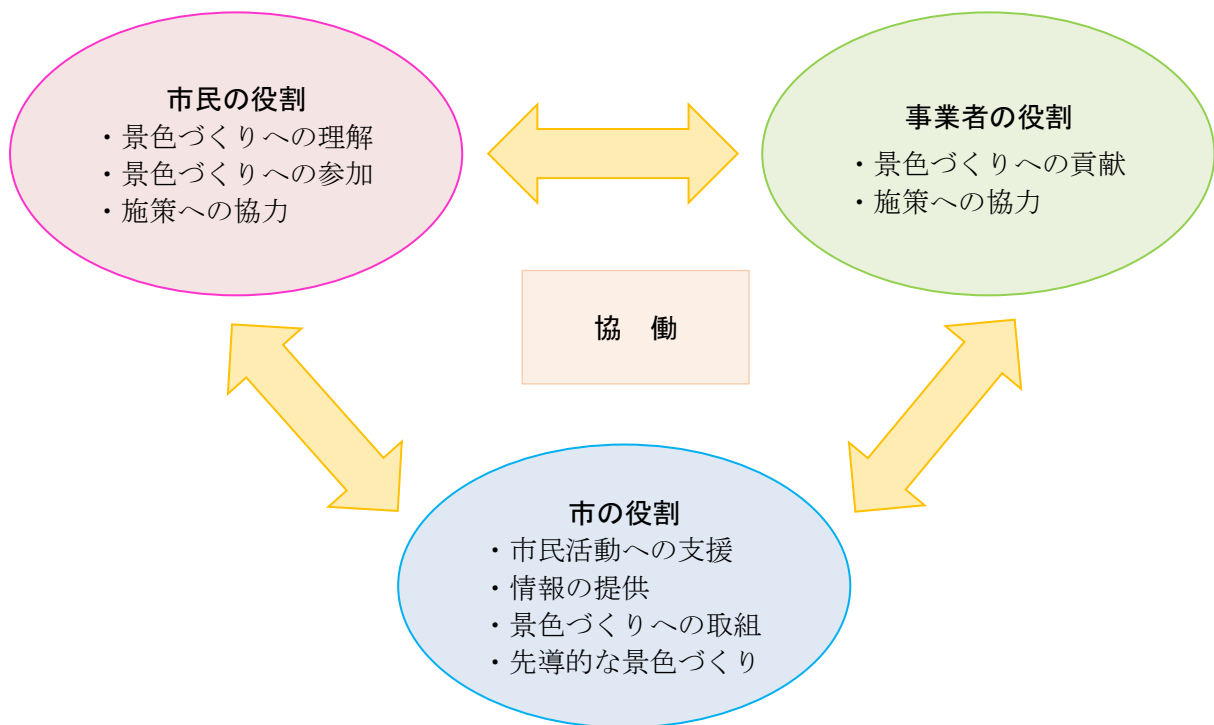
良好な景色を守り育てるためには、普段から景色に対する意識を持つことが重要です。身近な美化活動など身の回りの活動や、地域で協力して取り組むまちづくり活動など、取組の輪を広げながら、積極的に景色づくりを進めます。

また、本景観計画は市全域及び地域区分別と比較的広い範囲の方向性を示したものとなっています。そのため、後述する関連制度等を活用しながら、それぞれの地区の特色を活かしたより良い景色づくりに参加することも求められます。

・ 施策への協力

本市の景観施策を理解し、これを実現するために協力する姿勢が求められます。

具体的には、建築物の新築・改修などの際の景観形成基準の適合に努めなければなりません。



2 景観計画の位置づけ

(1) 景観計画と上位・関連計画の整理

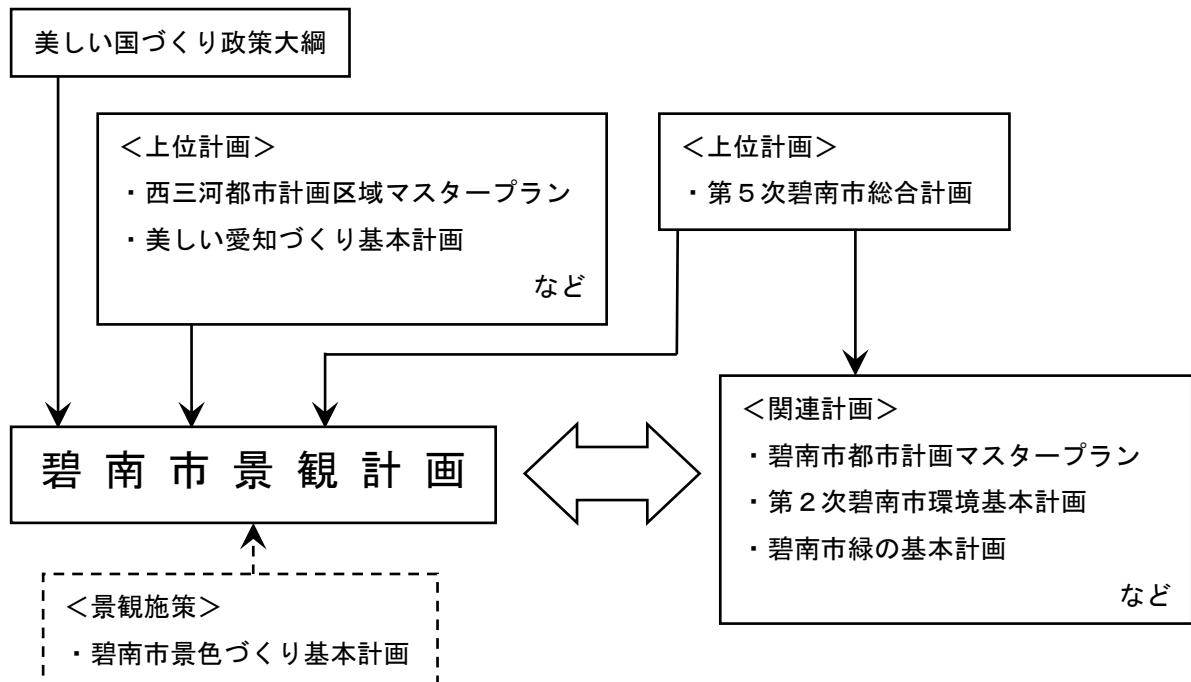
本計画は、景観行政団体[※]である本市が景観法第8条第1項に基づき、策定する景観計画です。

本計画では、本市の景色の特性、課題やこれまでの取組を踏まえて、以下のうち①から⑤について定めるほかに、景色づくりの推進のための施策もあわせて定めています。

景観計画において定める項目（景観法第8条関係）

必須事項	①景観計画区域 ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ③景観重要建造物 [※] 又は景観重要樹木 [※] の指定の方針
選択事項	④屋外広告物の表示・掲出に関する事項 ⑤景観重要公共施設に関する基準 ⑥景観農業振興地域整備計画に関する事項 ⑦自然公園法の許可の基準

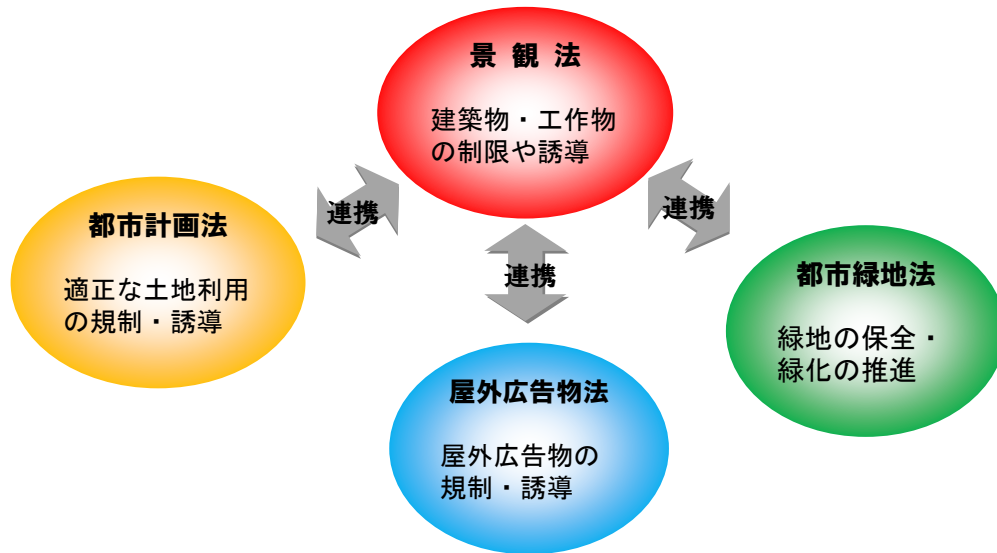
また、「第5次碧南市総合計画」、「碧南市都市計画マスタープラン」、「第2次碧南市環境基本計画」などの上位・関連計画と整合を図っています。



碧南市景観計画の位置づけ

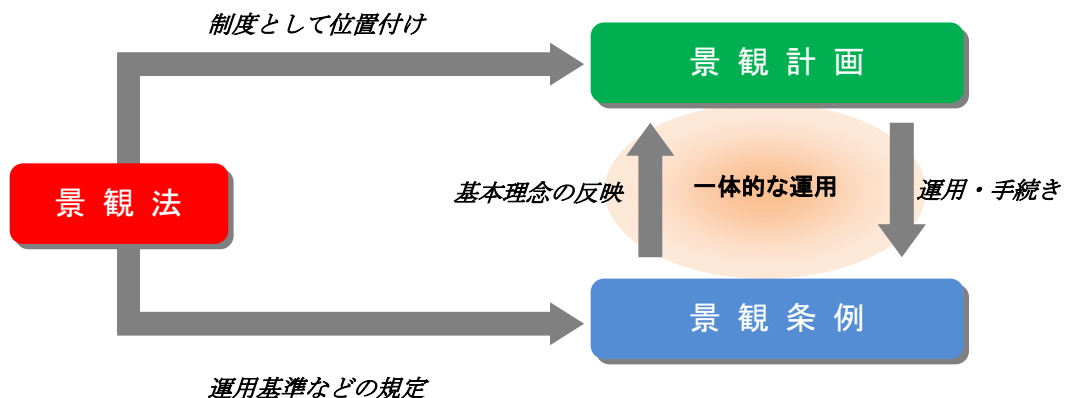
(2) 景観計画と各種法制度との連携

景色づくりを積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけではなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



(3) 景観計画と景観条例の関係

景観計画は、景観条例と一体となって運用することにより、本市独自の景観施策が可能となります。具体的には、景観計画に示す届出や勧告による緩やかな制限や誘導について、地域の個性が反映できるよう、対象行為の付加、除外や変更命令について景観条例に定めることができます。



(4) 計画期間と見直し

令和3年の計画策定後、市民の景観に対する現状把握・調査を行い、概ね10年後を目途に計画の見直しを行います。

※計画策定5年後を目途に、社会情勢の変化、市民、事業者、行政の意識の高まり等の調査を行い、必要に応じて見直しを図ります。

3 景観計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

序章 碧南市景観計画の意義

景観計画策定の背景と目的、景観計画の役割、位置付けを示す。

第1章 景観計画区域の設定

碧南市の景色特性を整理して、景観法に基づく景観計画区域を示す。

(景観法第8条第2項第1号)

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 景色づくりの基本的な考え方

景色づくりの基本理念、景色の将来像と基本目標を示す。

2 市全域にかかる景色づくりの基本方針

基本目標ごとに市全域の景色づくりの基本方針を示す。

3 地域区分別の景色づくりの基本方針

地域区分ごとの景色資源、歴史と景色特性、目標と基本方針を示す。

(景観法第8条第3項)

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

良好な景色づくりを誘導するために、個別の建築活動等における「届出対象行為」及び「景観形成基準」を示すとともに、必要な手続きの仕組みを示す。

(景観法第8条第2項第2号)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域の個性ある建造物と樹木について、指定の方針と基準を示す。

(景観法第8条第2項第3号)

第5章 景色づくりの推進に向けて

景色に与える影響が大きい屋外広告物について、その表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限の方針を示す。また、都市を構成する様々な公共施設について、魅力的な景色づくりのための取組について示す。

(景観法第8条第2項第4号)

さらに、景観計画に基づき、景色の将来像の実現を目指して、景色づくりの役割、景色づくりの進め方、具体的な取組、関連制度を示す。さらに、取組をいつまでに誰が実施するのか整理したロードマップを示す。

第1章 景観計画区域

(1) 碧南市の景色特性

本市の景色特性の整理にあたっては、本市の景色の特徴を際立たせるために、「水と緑に囲まれた潤いを与える景色」、「まちの変化と現在を映す多様な景色」、「歴史や産業、地域の特徴を表す景色」という3つの視点を設けています。

①水と緑に囲まれた潤いを与える景色

「水がかたちづくる骨格」

北部は油ヶ淵、東部は矢作川、西部と南部は衣浦港と周囲を水に囲まれ、これらは地形の骨格となっています。



「地形の変遷を表す大地」

標高*は最も高い地域で11m程度となっており、矢作川の右岸に広がる碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地、衣浦港（衣ヶ浦湾）に面した地域を造成した臨海部に大きく区分されます。



「水辺がつくりだすまとまりと潤い」

矢作川や油ヶ淵をはじめとする河川や湖などは、地域を分けるだけでなく、景色の構成に変化をもたらす「ふちどり」として重要な景色となっています。



「微地形に見る旧海岸線」

旧海岸線や道に沿ってつらなる斜面林、緑地や切り通し*が微地形をなし、魅力的な景色を構成しています。

②まちの変化と現在を映す多様な景色



「農業がつくる田園の景色」

東部を流れる矢作川は現在の流れではなく、東側は古くは海で入江を形成し、油ヶ淵は海に接する最も大きな入江となっていました。江戸時代に、開削により矢作川が流入するようになると、運ばれてきた砂により浅瀬となり、新田開発が行なわれ、広大な農地が形成されました。現在、県内でも有数の農作物の生産地として、田園やにんじん畑などは、「まとまり」のある景色となっています。



「工業・漁業がつくる活力ある景色」

臨海部は、昭和 32 年に衣浦港が国の重要港湾の指定を受け、臨海工業地帯として発展しました。ボードウォーク、新川港や大浜漁港と発電所をはじめとする様々な工場や船舶などを眺めることができ、「みはらし」を演出する重要な視点場※の役割を担っています。



「商業がつくるにぎわいある景色」

江戸時代、大浜湊などは江戸への海上交通の要衝となる港町として繁栄しました。その後、名鉄三河線の開通に伴い駅周辺に商業施設が立地し、地域に密着した商店街が形成されました。また、地域の特色を活かしたイベント等が行われにぎわいを演出している一方、近年は幹線道路沿いの郊外に商業施設が多く立地してきています。



「歴史が育んだそれぞれの地域の顔」

本市は合併により市街地が拡大していくなかで、それぞれの地域で、時代の流れとともに育まれた住宅地として「まとまり」のある景色が形成されてきました。なかには黒壁や板壁を基調とした古くから続く建築様式も見られる一方、近年は建築物の外装など多様化しています。



「名鉄三河線の走る景色」

本市と高浜市、刈谷市、知立市をつなぐ名鉄三河線は、本市の軸となる重要な景色となっています。碧南駅から吉良吉田駅は廃線となってしまいましたが、平成 30 年にオープンした、碧南レールパークが昔の景色を思い起こさせます。また、名鉄三河線の鉄道駅周辺は、本市の都市拠点として古くから栄えた商店街が見られます。

③歴史や産業、地域の特徴を表す景色



「市内に点在する寺社」

鎌倉時代にはじまった新仏教により、多くの寺社が見られます。



「歴史を物語る建造物」

江戸時代中期には大浜湊などの港を拠点として醸造業や窯業が栄え、現在も九重味淋などの味噌・味噌工場や酒屋といった江戸時代以降の歴史的建造物、旧衣浦温泉や旧大浜警察署といった近代の歴史的建造物なども残り、「めじるし」となる景色となっています。



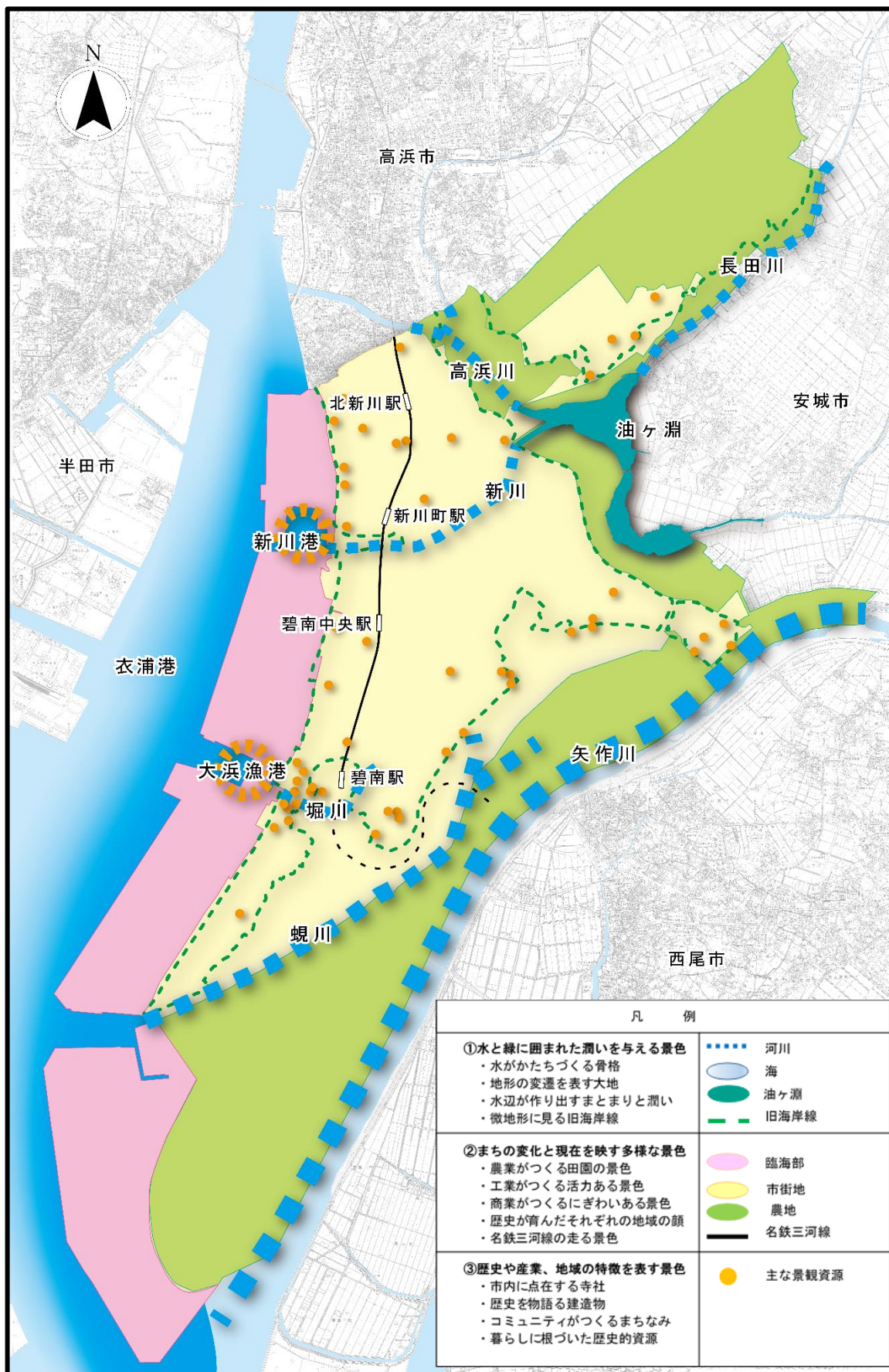
「コミュニティがつくるまちなみ」

歴史的建造物を囲い、「ふちどり」や「まとまり」の役割を果たしている黒壁や板壁のつらなり、路地や坂道は、本市の特徴として魅力的な景色となっています。



「暮らしに根づいた歴史的資源」

常夜燈、地蔵や碑といった「めじるし」となる歴史的な景色の資源も多く残っています。

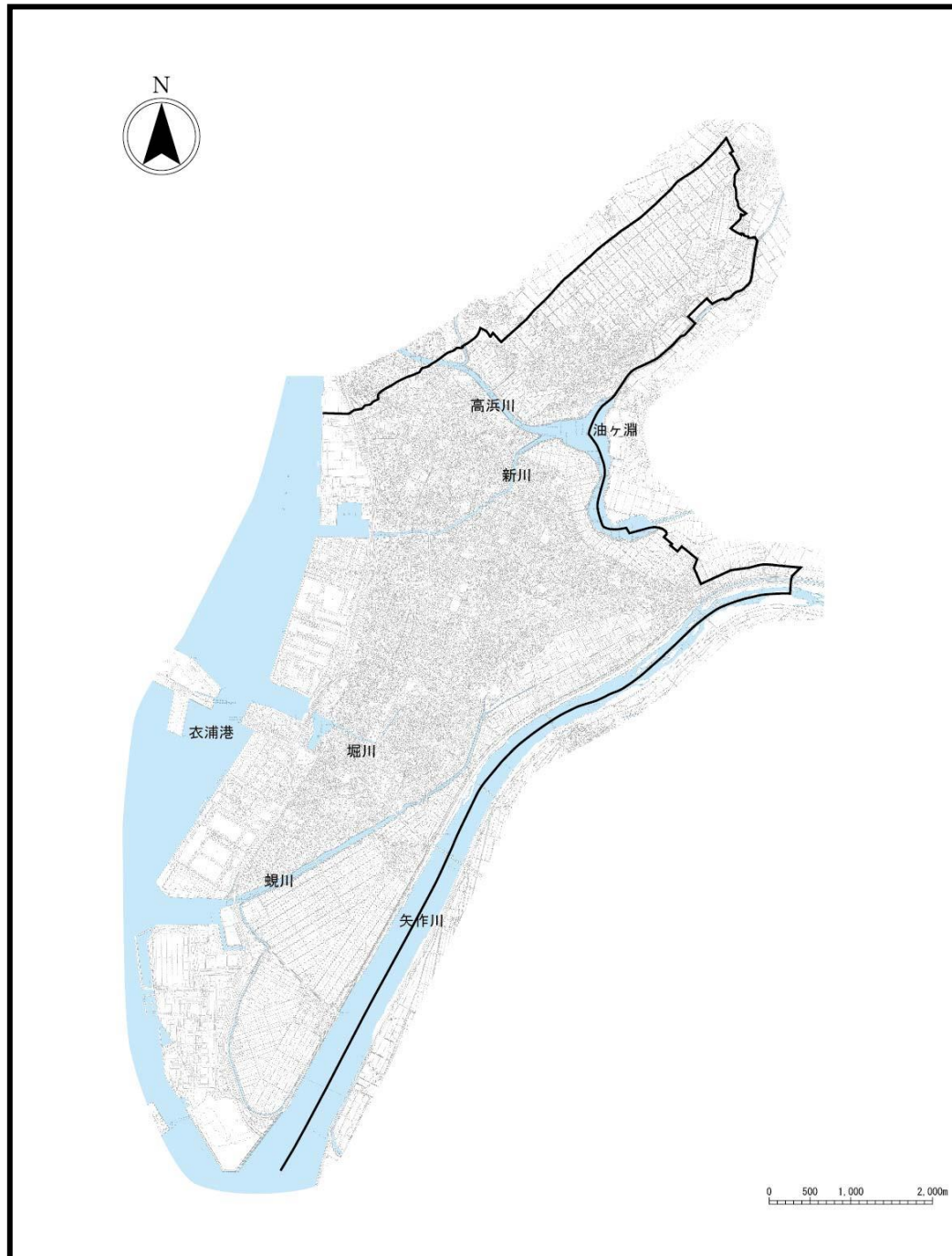


碧南市の景色特性

(2) 景観計画区域

本市は、「碧南市景色づくり基本計画」に基づいて、市全域を対象に様々な景色づくりに取り組んできました。

このような現状や経緯を踏まえて、引き続き市全域に広がる様々な景色資源と調和した景色づくりが必要であると考え、市全域を景観法に基づく景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）とします。

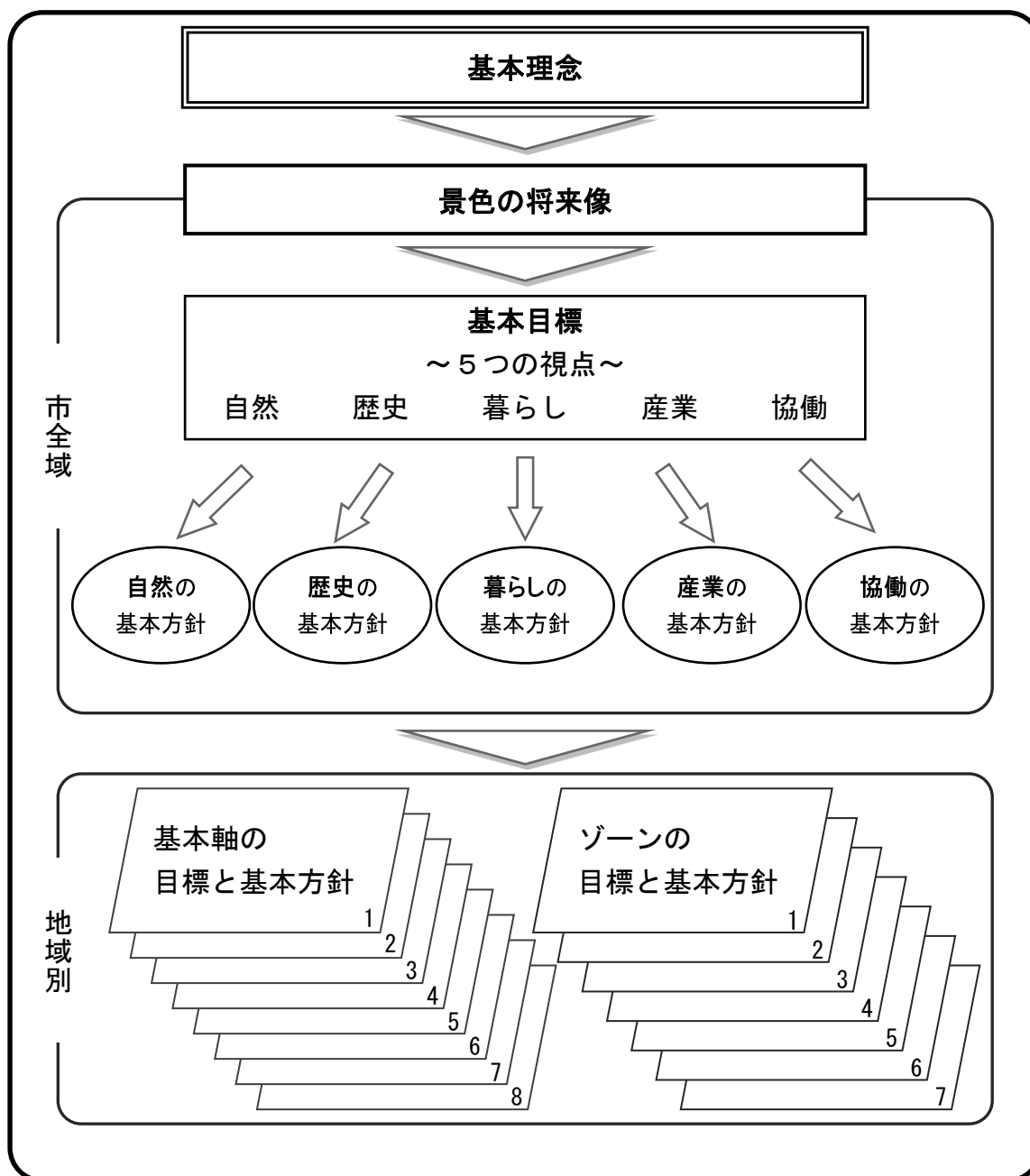


景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 景色づくりの基本的な考え方

愛知県及び本市の上位・関連計画などに定められた景色づくりの方向性を踏まえ、景色づくりの基本的な考え方を定めます。また、下記に景色づくりの考え方の関係を示します。



(1) 基本理念

- 今日まで続く本市の歴史・文化と風土のなかで、市民とともに育まれてきた地域特有の景色は、将来にわたって受け継がれていくべき本市の財産と捉えます。
- 景色の保全・活用を図りながら、さらには新たな景色を創出することにより、碧南らしい魅力ある景色づくりに取り組みます。
- 景色づくりを通して、市民、事業者、行政の協働によりみんなが「心豊かに暮らせるまち」を創出し、碧南の景色が次世代へと受け継がれていくことを目指します。

■景色とは…

「景観」はドイツ語の Landschaft の訳語として明治時代に生まれ、主に学術用語として使われてきた言葉です。意味は、古くから日本人が使ってきた「風景」や「景色」とおおむね同じで、「景観」よりも「風景」や「景色」の方が馴染みやすい言葉とされています。

本市においては、生まれ育ったまちかどを懐かしく、愛おしいと思うような穏やかな「景色」がたくさん残っています。

また、今まで以上に市と市民が一体となって取り組まなければ実現しないテーマであり、市民の役割が大きいことから、「景観」より「景色」がふさわしいと考えます。

景色は、個人の体験である。

しかし、その体験を共有することで、個人の景色は共有の景色になり、
みんなのものになっていく。

みんなのものにしておかない景色は、いつの間にか、
無くなってしまうものである。

(愛知県・碧南市主催 景観シンポジウム

京都大学大学院 樋口忠彦教授基調講演 (H18. 11. 5) より)

■景色づくりとは…

景色づくりを行っていくためには、まず自分が気になる景色や美しいと感じる景色は何なのかを意識することから始まります。次に他人との共通点や地域性を見つけ、まちの共通の景色資源として評価していくことが重要です。

また、景色づくりは、古い資源を守ること（今ある資源同士を調和させること）と同時に、新しい資源をつくること（古い資源と対比させること）で古い資源と新しい資源の両方が輝くようになります。

(碧南市主催 景観行政団体化記念講演会

愛知県立芸術大学 水津功准教授基調講演 (H23. 2. 27) より)

(2) 景色の将来像と基本目標

基本理念を実現するうえで、本市が目指すべき「景色の将来像」と5つの「基本目標」を設定します。

① 景色の将来像

景色の将来像

水と緑に恵まれ 歴史が香り 活気があふれる景色 へきなん

② 基本目標

「景色の将来像」を実現するために、「自然」、「歴史」、「暮らし」、「産業」、「協働」の5つの視点をもとに、景色づくりに関する「基本目標」を整理します。

目標1：水と緑を軸として自然とふれあえる景色づくり

本市の北部は油ヶ淵、東部は矢作川、西部と南部は衣浦港と周囲を水と緑に囲まれ、市街地の外縁部には農地が広がっています。市街地は崖地の斜面林や社寺林などの緑が点在しています。

先人が親しみ、育んできたこの恵まれた自然環境は、多様な生物の生息空間であると同時に、市民に快適さと潤いを提供する身近な空間であり、良好な都市環境を形成する軸として、市民の心象風景※になっています。

自然の分野では、これらの資源は本市の骨格と捉え、水と緑を軸として自然とふれあえる景色づくりを目指します。

目標2：先人からの伝統や歴史的資源を守り活かす景色づくり

本市は昭和23年に大浜町、新川町、棚尾町、旭村の合併により誕生し、昭和30年に明治村大字西端を編入合併したことを背景に、寺社などの歴史的建造物、祭礼など地域の歴史や文化を伝える貴重な資源が点在し、歴史を感じさせるまちなみが現在も残っています。

こうして守り育まれた歴史・文化資源は、地域を代表するシンボルであり、市民が共通の価値感を持ち、地域の伝統・文化として次世代に継承されるべき重要な役割を担うとともに、文化振興や観光振興などのまちづくりに活用できる資源となっています。

歴史の分野では、これらの資源は地域を象徴するものと捉え、積極的に保全・活用することで個性ある景色づくりを目指します。

目標３：安心・安全で豊かな暮らしを育む景色づくり

近年、地震、洪水などの自然災害、市民生活を脅かす犯罪や交通事故など、多くの市民が不安を感じる出来事が増えています。本市は、東海地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、自然災害に対する安心・安全性の確保が求められています。そのため、安心して安全に生活できる環境づくりをする必要があります。

安心した暮らしを支えるために公園・緑地、街路樹などの市街地の緑、市役所、図書館、市民病院などの公共施設や生活道路などの生活空間が整備されています。また、集落や新たに開発されたゆとりある住宅地など、地域独自の住まいが形成され、矢作川、衣浦港や油ヶ淵など周りを水に囲まれるなど自然環境に恵まれている反面、災害時への備え、対応は緊急かつ大きな課題です。そのため、災害への備えに取組みながら、特徴的な地域の自然、風土を育む景色の形成を考えて行く必要があります。

暮らしの分野では、市民が安心・安全に暮らし続けられるまちづくりを推進し、災害への備えを行いながら自然環境と共生する景色づくりを通して、生きがいや楽しみを育むことができるように、快適で文化性の高い豊かな暮らしの景色づくりを目指します。

目標４：交流とにぎわいを創出する景色づくり

本市は、海上交通の要衝となる港町として開け、伝統的産業や農地開発によって発展を続けてきました。また、工業化が進むとともに、広域の活力を牽引する衣浦港を活かし、臨海工業地帯の造成が進められてきました。本市には、こうした産業の集積を支える港湾、道路や鉄道などの社会基盤施設が整い、本市の都市拠点となる鉄道駅周辺には商業施設や市役所などの業務施設が立地し、市民の日常生活に密着した商店街が見られます。

駅、港、橋などはまちの玄関口であり、商店街はにぎわいや活気を創出する重要な役割を果たします。都市計画道路※などの幹線道路は、街路樹などにより都市環境にゆとりと潤いを与え、都市的な景色を形成しています。臨海部の臨海工業地帯は輸送用機器、鉄鋼、食品やエネルギー関係などの工場が立地し、物流・生産活動の拠点としてダイナミックな景色を形成しています。古い歴史を有する地場産業は、本市の個性ある観光資源として新たな交流を生み出すことが期待されます。

産業の分野では、これらの産業資源の活力を活かして、魅力的な景色づくりを目指します。

目標5：協働により成長し続ける景色づくり

戦後、急激な社会情勢、生活スタイル、人の価値観が変化するなかでまちの景色は大きく変わってきました。このような時代の変化に対し、近年、大切な景色を失っていくことへの危機感を強め、様々な主体が各々の方法で景色を守り・育む取組を行っています。

本市では「心に残る景色を集める活動」や「大浜てらまちウォーキング」等、市、事業者、市民が一体となった活動が活発に行われています。良好な景色づくりには、市民一人ひとりが景色づくりに対して高い関心を持ち、市民一人ひとりが主役の景色づくりをしていくことが大切です。

そのためには、景色づくりとともに景色づくりに関わる人材を育成していく必要があります。景色づくりへの啓発活動や活動団体への更なる支援などを、継続して段階的に行っていき、意識を醸成していくことが重要です。そのうえで、地域の人で地域の景色像を共有しながら、景色を守り・育む活動の推進が期待されます。

協働の分野では、景色づくりへの意識を醸成させて、景色づくりに関わる人材の育成、景色づくりに関するルールや取組を地域の実情に合わせてゆっくりと変化させながら、協働により成長し続ける景色づくりを目指します。

2. 市全域にかかる景色づくりの基本方針

市全域の基本方針は、「景色の将来像」や「基本目標」に対する方針を示すものです。また、「景色の将来像」、「基本目標」、「市全域の基本方針」を受けて、地域区分別の基本方針を示します。

① 自然

- 1 市民にゆとりと潤いを与える水辺空間や自然環境の保全により水と緑のネットワーク※を形成し、生物多様性※の保全を図ります。
- 2 水質浄化、公共下水道の普及やごみ対策などにより、海、河川、湖沼や水路の水辺環境の改善に努めます。
- 3 地域の特徴的な自然資源である斜面林や緑地の保全・活用を図ります。
- 4 市民にやすらぎを与える緑の景色として、市街地周辺の一団の農地の保全を推進します。
- 5 広域的な視点場※からの眺望を保全するために必要な規制や誘導を図ります。



自然環境の豊かな油ヶ淵



貴重な西端の里地

② 歴史

- 1 歴史とともに守り育まれてきた社寺林や地域のシンボルとなる樹木などの保全・活用により、水と緑のネットワーク※を形成します。
- 2 市内に点在する寺社、常夜燈や石碑など歴史的な趣を際立たせる地域資源を活用した景色づくりを推進します。
- 3 忘れつつある地域の歴史的シンボル等をまちの財産として新たに発掘し、市民共有の景色資源として保全・活用を図ります。
- 4 寺社や路地のある古いまちなみの景色を保全・活用する仕組みやルールづくりを検討します。
- 5 地域のシンボルとして親しまれている建造物や樹木のなかで、景色づくりにおいて重要となるものを景観重要建造物※や景観重要樹木※に指定し、保全、活用を図ります。
- 6 祭りや伝統的行事を通じて、歴史的・文化的な景色の継承に努めます。



八剣神社の社寺林



地域のシンボリックな樹木

③ 暮らし

- 1 身近な空間の緑化や水辺空間の創出により、水と緑のネットワーク※を形成し、良好な住環境の創出を目指します。
- 2 市民がやすらぎを感じ、地域への親しみと愛着を持って暮らせるまちなみの保全・創出を図ります。
- 3 子どもからお年寄りまでの、誰もが分かりやすく使いやすい、ユニバーサルデザイン※に配慮した景色づくりを推進します。
- 4 路地は、防災・防犯などの安全性や利便性を確保しながら、空間としての魅力を維持できるように、地域の要望を踏まえ保全・活用を検討します。
- 5 公園・緑地は、レクリエーション機能や防災機能の強化に努め、協働手法を用い、歴史や自然などの地域性に配慮した景色の創出に努めます。
- 6 行政サービス施設や文化施設などの公共施設は、景色づくりの先導役となるように、周辺の環境や景色との調和に配慮して整備します。
- 7 碧南中央駅などの駅周辺は、市の顔としてふさわしい魅力的な都市の景色づくりを推進します。



身近な水辺空間



住宅地における緑の連続性

④ 産業

- 1 道路緑化や臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全・活用により、市街地の景色に潤いを与える基幹的な水と緑のネットワーク※を形成します。
- 2 商業機能は駅を中心に集積を図りながら、緑化の推進や沿道のにぎわいの連続性に配慮したまちなみの形成を図ります。
- 3 幹線道路は優先順位を考慮し電線類の地中化を図ります。
- 4 街路樹や沿道の緑化による緑豊かな都市空間の創出を図り、地域や路線ごとに樹種の選定や剪定などの管理のあり方を検討します。
- 5 臨海工業地帯は、市街地や対岸からの眺望に配慮した規制や誘導を図るとともに、緑化により緑豊かな景色の創出を促進します。
- 6 地場産業が立地している地域は、働く場と周辺の生活の景色との調和に努めます。
- 7 屋外広告物はデザイン、質や適正な規模など、地域特性に応じた規制や誘導を推進します。



国道 247 号沿いの緩衝緑地



幹線道路の街路樹

⑤ 協働

- 1 水と緑のネットワーク※の形成に向けて、協働による全市的な取組の実現を図るため、緑化、維持管理の仕組みづくり、支援や普及啓発活動の充実を推進します。
- 2 市、事業者、市民が景色づくりへの関わりをともに理解し合い、協働による景色づくりを推進します。
- 3 景色の将来像と具体的な取組の整合性を図るために、景色づくりに関する情報の把握や共有化の仕組みづくりを推進します。
- 4 景色の保全・活用・創出のために、市民、事業者との合意形成を図る手段や方法などを継続的に検討します。また、景色づくりの意識が高まった地域では景色像を共有しながら、良好な景色づくりに向けて規制、誘導、事業などを効果的にバランスよく展開していきます。
- 5 景色づくりを通じたコミュニティの醸成のために、市民主体の景色づくりを推進します。
- 6 市民・事業者の発意に基づく、身近な景色づくりの取組を支援する仕組みづくりを検討します。
- 7 社会情勢などにより変化する景色や市民意識の高まりに応じて景観計画の見直しを検討します。



地域の清掃活動



公園の維持管理活動

3 地域区分別の景色づくりの基本方針

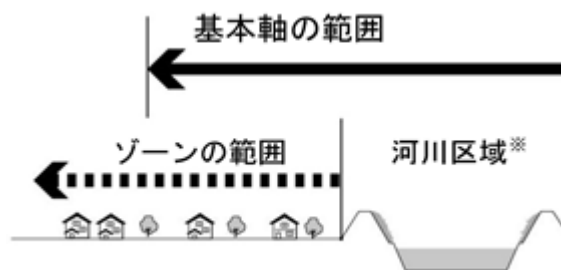
地域区分別の基本方針は、それぞれの地域が目指す「景色の将来像」に対する本市の方針を示すものであり、後述の「良好な景観の形成のための行為の制限」を設定する際の基本的な考え方となるものです。

【地域区分の考え方】

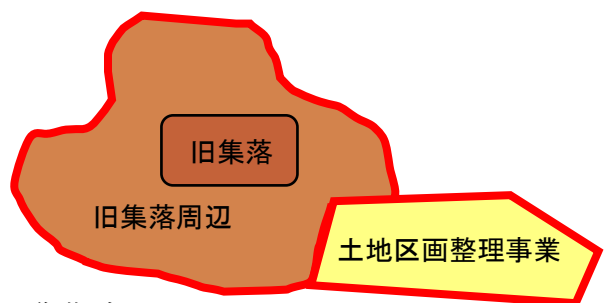
本市には、矢作川や油ヶ淵といった水辺の景色、臨海部に広がる工業地の景色、広大な田畑の景色や歴史的建造物や路地の景色など、様々な景色が存在します。特に、地形の成り立ちを物語る旧海岸線は、微地形をつくり出し、本市の特徴となる景色を育んできました。景観計画では、このような本市の景色特性を活かし、地域の実情に応じた景色づくりや市民の景色づくりに対する合意形成を得やすくするため、以下の7つの線的要素と、6つの面的要素を地域区分として設定します。

■【線的要素】 基本軸	■【面的要素】 ゾーン
旧海岸線や河川など、類似する景色特性を持った線的なつながりのある区域のことを言います。	自然的条件や歴史的変遷など、類似する景色特性を持った面的なまとまりのある区域のことを言います。
① 旧海岸線基本軸 ② 旧堤防基本軸 ③ 矢作川基本軸 ④ 蜷川基本軸 ⑤ 新川基本軸 ⑥ 堀川基本軸 ⑦ 旧名鉄三河線基本軸	A 油ヶ淵ゾーン B 集落ゾーン C 新市街地ゾーン D 田園ゾーン E 新田開発ゾーン F 臨海ゾーン 「生活ゾーン」と言います

ゾーンにおいて、基本軸と隣接する地域は、基本軸の景色を構成しています。そのため、基本軸と重複している地域においては、ゾーンと基本軸のそれぞれの基本方針により景色づくりを行っていきます。



基本軸とゾーンの関係



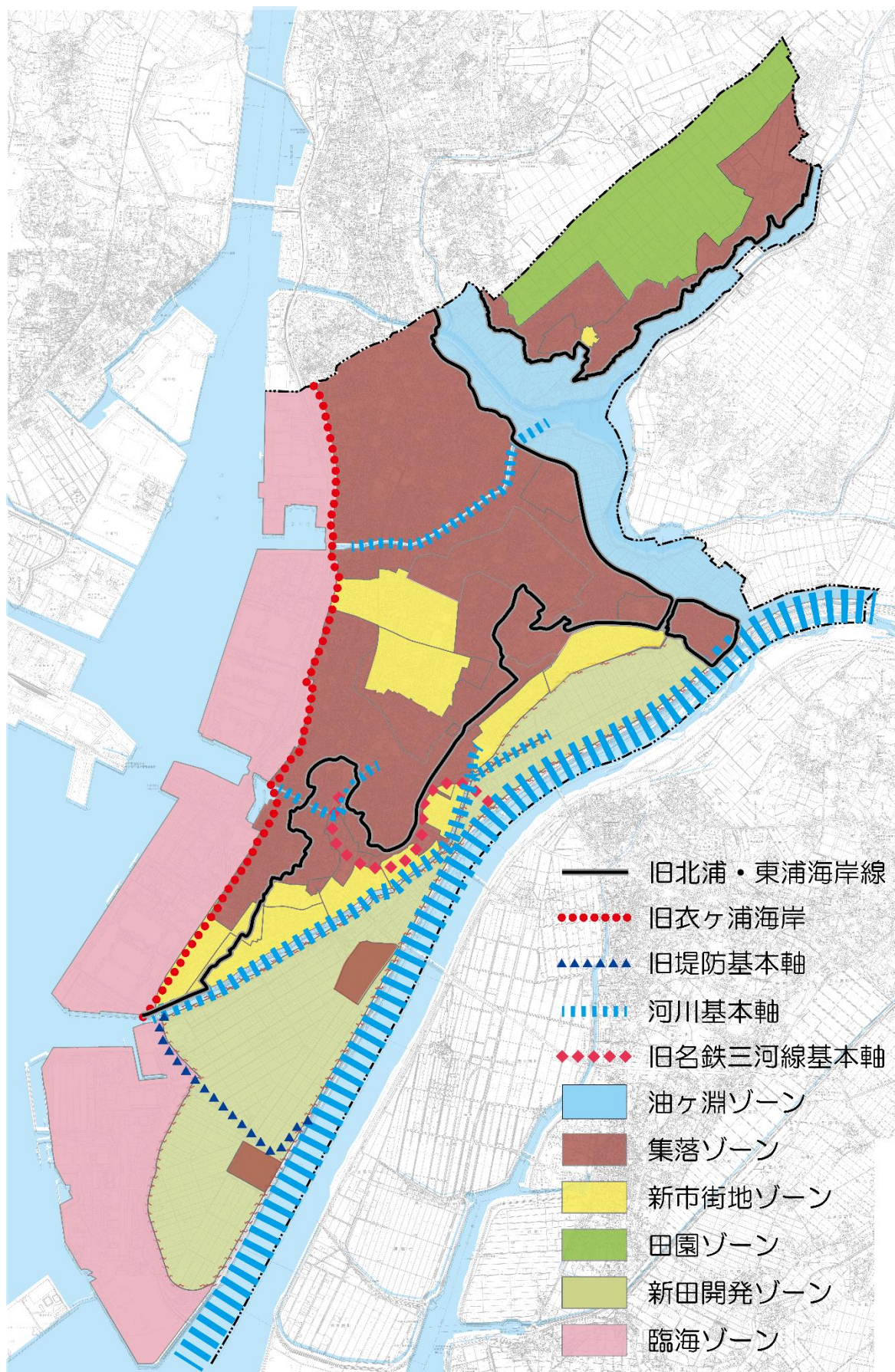
集落ゾーン

平安時代末期から続く旧集落と、昭和初期以降に市街化された旧集落周辺区域

新市街地ゾーン

昭和中期以降の土地区画整理事業実施地区

ゾーン（集落・新市街地）の関係



景観計画区域の地域区分図

【景色資源の抽出の考え方】

- ・景色資源の抽出にあたっては、「都市デザイン文化賞」、「広報へきなん 碧南の町並み」、「保存樹木・保存樹林（市指定）」、「へきなん市民遺産マップ」、「文化財指定」、「彫刻のあるまちづくり」、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」、「心に残る景色を集める活動」など、過去の様々な分野の景観施策から主な資源を記載しています。
- ・「都市デザイン文化賞」からは、代表するものとして「大賞」を、「文化財指定」からは、建造物を抽出しています。
- ・「心に残る景色を集める活動」からは、場所が特定できるものを抽出しています。
- ・その他に、主な公共施設や都市基盤施設などを追加しています。

【景色資源の抽出のための3つの視点】

各地域がどのような景色資源を有しているかを「めじるし」、「つらなり」、「ひろがり」の3つの形態に注目して整理しました。

イ. めじるし

地域のシンボルとなる建造物や目印として認識、あるいは記憶されることの多い単体の資源を指します。

【主な資源】

寺社、民間施設、公共施設、石碑、地蔵、門、野外彫刻、特徴のある樹木、公園、祭り

ロ. つらなり

道路や河川のように連続性を感じさせる「みちすじ」、橋梁のように資源を結ぶ役割を持つ「まじわり」や海岸や港の^{きわ}際がつくり出す「ふちどり」といった線的な印象を受ける資源を指します。

【主な資源】

小道、路地、地形が表れる道、緑のつらなり、大きな通り、橋梁、河川、水路、海、湖、しきり

ハ. ひろがり

個々の資源が複数集まり、一体的な印象を持たせる「まとまり」のある資源、高い位置から見渡す景色などの「みはらし」から受ける広大な印象を持つ資源を指します。

【主な資源】

寺社の緑、田園、畑、家並み、商店街、産業、海、緑

【線的要素】

① 旧海岸線基本軸

①概要

臨海部と内陸部を分ける旧衣ヶ浦沿いの海岸線や1600年代の旧北浦・東浦沿いの海岸線の名残が感じられる資源をおおむね含む幅約30mの範囲です。

②歴史と景色特性

（旧衣ヶ浦海岸線）

- ・臨海部と旧陸地の境目となる旧海岸線の姿は、今は見られないものの、熊野神社や緑のつらなり等の名残を留めた資源が点在しています。
- ・臨海工業地帯の東に残る潮遊池（公有水面※）との境界線は、臨海部の埋め立て事業が始まった昭和39年以前の旧海岸線であり、比較的歴史は浅いものの、旧海岸線を色濃く物語る重要な景色資源となっています。
- ・臨海工業地帯は、埋め立て地に立地し、大規模建造物が建ち並ぶ壮大な景色が広がっています。
- ・権現崎灯台は、衣浦港に新しい灯台ができたことにより役目を終えています。現在は緑地として市民から広く親しまれています。
- ・臨海公園や明石公園は、様々な活動や交流の場として多面的に活用され、本市を代表する広域的かつシンボリックな緑の空間となっています。
- ・臨海工業地帯と市街地の境目の緩衝緑地は、公害防止や緩和並びに、災害の防止を図る緑地として機能しています。

（旧北浦・東浦海岸線）

- ・1600年代の旧海岸線は、斜面につらなる緑や崖地としてはっきりとその姿を残しています。
- ・碧南台地の旧海岸線には、古代から集落が形成し、鷲塚や西端の集落には応仁寺などが建立され、本市の重要な景色資源となっています。
- ・わずかな高低差がつくりだす、微地形からも旧海岸線の名残が伺えます。
- ・本市を縁取る斜面林は、本市の骨格として重要な景色資源となっています。
- ・旧海と旧陸地の境目となる旧海岸線の姿は、今は見られないものの、緑のつらなりや江戸時代中期に建てられた石造の常夜燈など、名残を留めた資源が点在しています。
- ・中山町、二本木町や荒子町などでは、斜面につらなる緑が市街地の背景となり、都市の貴重な緑として重要な役割を担っています。
- ・農地への配水および農地からの排水を円滑に行う用水路は、本来の機能に加え親水性や生物多様性※など多くの機能を有します。また、道路や宅地と一体となりながら市街地を通り、身近な景色資源となっています。

③景色資源の抽出

旧衣ヶ浦海岸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・熊野神社（大浜上町） ・浅間社（浅間町） ・稲荷社（松江町） ・熊野大神社（宮町） ・山神社（山神町） ・清浄院（築山町） ・融通山観音寺（築山町） ・林泉寺（本郷町）	小路、路地	・遊歩道	まとまった緑	・熊野神社（大浜上町） ・熊野大神社（宮町） ・山神社（山神町）
民間施設	・旧衣浦温泉	緑のつらなり	・碧緑地 ・玉津浦緑地 ・緩衝緑地	—	—
公共施設	・海浜水族館 ・臨海体育館	海の記憶	・旧新須磨海岸 ・旧玉津浦海岸 ・旧衣ヶ浦海岸線	—	—
シンボル	・権現崎灯台 ・石碑（宮町） ・旧火力発電所の煙突 ・野外彫刻	河川、水路	・潮遊池（公有水面※）	—	—
公園	・明石公園 ・臨海公園 ・権現崎灯台緑地	—	—	—	—
樹木	・イチョウ（浅間町）	—	—	—	—

旧北浦・東浦海岸線の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・天満社（天神町） ・八柱神社（弥生町） ・栄願寺（吹上町） ・応仁寺（油渕町） ・霞浦神社（平七町）	緑のつらなり	・斜面林 ・西端里地（坂口町）	まとまった緑	・八柱神社（弥生町） ・霞浦神社（平七町）
公共施設	・哲学たいけん村無我苑 ・第2配水場	海の記憶	・旧海岸線	—	—
シンボル	・常夜燈（鷺林町、天神町） ・石碑（吹上町、油渕町） ・権現崎灯台	河川、水路	・せせらぎ水路（旧碧南用水）（鷺林町） ・連合用水（神有町）	—	—
公園	・権現崎灯台緑地	境界	・切り通し※	—	—
樹林	・霞浦神社のケヤキ（平七町）	大きな通り	・（主）安城碧南線	—	—



旧北浦・東浦海岸線の景色資源分布図



斜面林



応仁寺



天満社

④景色づくりの目標と基本方針

旧海岸線の記憶をたどり風土を活かす	
分野	基本方針
自然	・旧海岸線基本軸の景色資源を散策道などで結びつけ、旧海岸線の歴史を感じられる新たな水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・斜面林、西端里地、旧碧南用水、連合用水、社寺林や潮遊池などを保全し、生物多様性※に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性※に配慮します。
	・旧海岸線の斜面林、里地や緑のつらなりは、地域を象徴する自然の景色資源として保全・活用を図ります。
歴史	・旧海岸線基本軸の景色資源は、地域の歴史を物語る重要な景色資源として、保全を図ります。
	・案内板、誘導板や散策道などにより景色資源を結び、歴史を感じられる新たな空間の創出に努めます。
暮らし	・建築物などの規制や誘導により、旧海岸線基本軸に残る景色資源と調和した景色の創出を図ります。

② 旧堤防基本軸

①概要

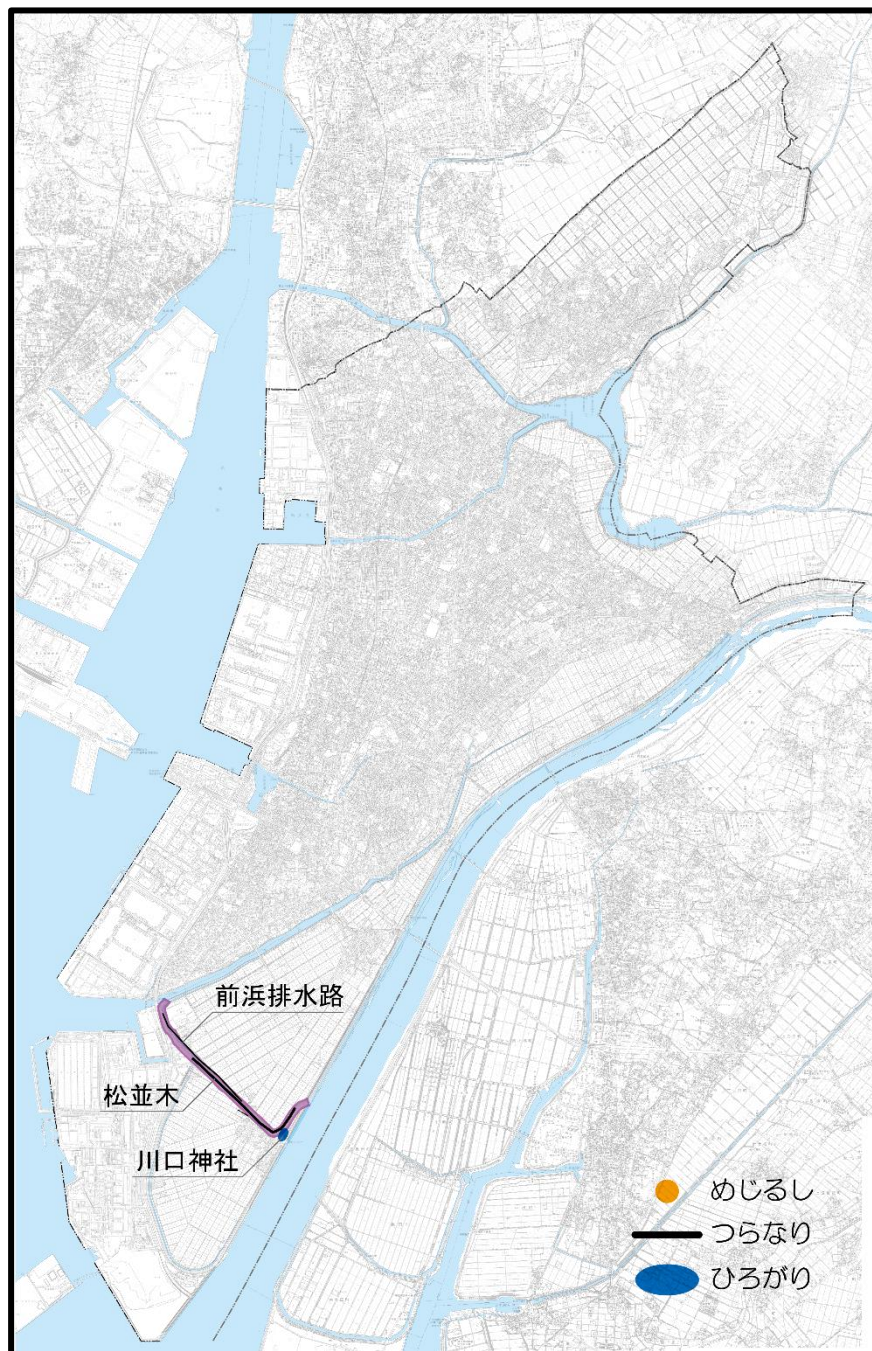
市南部の旧堤防につらなる豊かな松並木のある道路から、松並木の名残が感じられる資源をおおむね含む両側約 30m の範囲です。

②歴史と景色特性

- ・文政 10 年（1828 年）に大浜村や棚尾村などの村人らが旧衣ヶ浦湾の海に向けて外堤を築き上げた。その約 110 年後に松が植樹され、現在の松並木の景色が誕生しました。
- ・旧堤防につらなる松並木は、本市の歴史を物語る重要な景色資源となっています。
- ・松並木の景色は、市民から広く親しまれており、旧海岸線の名残を留めたまま、緑のつらなりとして田園を縁取っています。

③景色資源の抽出

旧堤防基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
—	—	小道、路地	・小径	まとまった緑	・川口神社（川口町）
—	—	緑のつらなり	・松並木	—	—
—	—	河川、水路	・前浜排水路	—	—



旧堤防基本軸の景色資源分布図



松並木



松並木と碧南火力発電所



川口神社

④景色づくりの目標と基本方針

松並木の自然と眺めを守り活かす	
分野	基本方針
自然	・旧堤防基本軸の景色資源の保全・活用により、旧堤防の歴史を感じられる水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・松並木の保全や前浜排水路の水質浄化により、生物多様性※に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性※に配慮します。
暮らし	・遠方からの眺め等に配慮した、建築物などの規制や誘導により、旧堤防につながる松並木と調和した景色の保全・活用を図ります。

③ 矢作川基本軸

①概要

矢作川と矢作川の河川区域※から、河畔林や矢作川の景色を構成する資源をおおむね含む片側の幅約 100m の範囲です。

②歴史と景色特性

- ・慶長 10 年（1605 年）、木戸（現安城市）から米津（現西尾市）までを開削し、西南の海へ水を流した掘削工事によって現在の矢作川ができました。江戸時代は、南信濃と西三河を結ぶ交通路として、多くの物資が運ばれました。
- ・堤防の道路に上がれば、本市側は広大な田畑と市街地を、西尾市側は遠くに山並みを望め、市民に安らぎを与えています。
- ・河川のなかには、あさり漁やしじみ漁の漁船などが浮かぶ景色が広がっています。
- ・現在の矢作川は、釣り、あさり採り、しじみ採りを楽しむ人や桜づつみを散策する人など、市民の憩いの場として重要な役割を担っています。
- ・矢作川に架かる 4 つの橋梁は、まちとまちとを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。

③景色資源の抽出

矢作川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間	・老人保健施設ひまわり (H10)	緑のつらなり	・桜づつみ	まとまった緑	・川口神社 (川口町) ・厳島社 (流作町) ・稻荷社 (前浜町)
シンボル	・常夜燈 (鷺林町)	大きな通り	・堤防通り	農業	・前浜の農地 ・田畑 (にんじん畑)
—	—	橋梁	・上塚橋 ・中畑橋 ・棚尾橋 ・矢作川大橋	産業	・あさり漁 ・しじみ漁
—	—	河川、水路	・矢作川 ・鹿乗川 ・せせらぎ水路 (旧碧南用水) (鷺林町)	生活	・あさり採り ・しじみ採り



矢作川基本軸の景色資源分布図



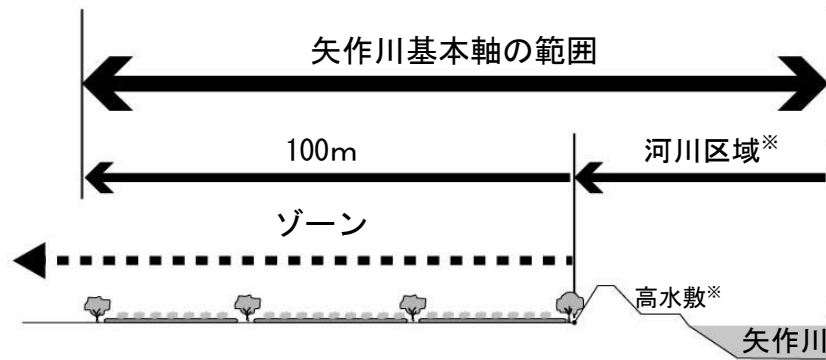
桜つつみ



堤防のお地藏さん



厳島社



矢作川基本軸とゾーンの関係

④景色づくりの目標と基本方針

-	母なる川、矢作川の豊かな自然を感じられる
---	----------------------

分野	基本方針
自然	・ 矢作川基本軸の景色資源の保全・活用により、矢作川の豊かな自然を感じられる水と緑のネットワーク※を形成し、矢作川の自然の姿が色濃く残ったゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・ 矢作川の自然の景色資源を保全し、生物多様性※に配慮します。
	・ 在来種※での緑化に努め、生物多様性※に配慮します。
暮らし	・ 周辺の景色との調和に配慮した、建築物などの規制や誘導により、矢作川から望む市街地への眺望や矢作川沿いに広がる農地の景色の保全を図ります。
	・ 矢作川堤防リフレッシュ道路の整備は、全ての利用者が周辺の眺望を楽しめるように配慮します。

④ 蜷川基本軸

①概要

蜷川沿いと蜷川の河川区域※から、蜷川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約50mの範囲です。

②歴史と景色特性

- ・蜷川は、寛文2年（1662年）に油ヶ淵の排水路として開削され、その後江戸時代後期にかけて、伏見屋新田、前浜新田などの造成に伴って延伸され、現在の形態に至っています。
- ・蜷川沿いは、標高※が低く満潮時や高潮時の降雨により、河川の氾濫や高潮による被害を受ける恐れがあります。
- ・伏見屋水門橋を境に、上流と下流では、地盤面と水面の距離の違いから、異なった景色が見られます。
- ・蜷川の河口部は、ボートのある景色が特徴的です。
- ・蜷川の右岸側の河川沿いは、近年土地区画整理事業により良好な都市基盤が形成され、様々な建築様式の住宅が建ち並んでいます。
- ・河川沿いの道路は、水面と周辺に広がる農地を望め、市民の憩いの空間となっています。
- ・蜷川に架かる3つの橋梁は、まちとまちを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。

③景色資源の抽出

蜷川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
シンボル	・権現崎灯台	橋梁	・前浜橋 ・一ツ橋 ・二ツ橋	—	—
公園	・権現崎灯台緑地	河川、水路	・蜷川	—	—



蜷川基本軸の景色資源分布図



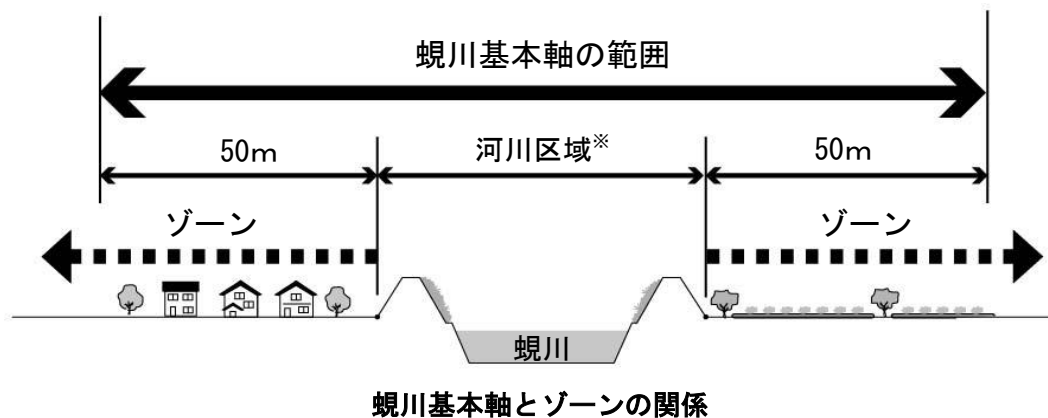
蜷川・八村川の合流部



蜷川



権現崎灯台



④景色づくりの目標と基本方針

蜷川とふれあえる潤いのある景色	
分野	基本方針
自然	・蜷川基本軸の景色資源の保全・創出や親水空間の創出により、蜷川とふれあえる水と緑のネットワーク※を形成し、蜷川の自然の姿が色濃く残ったゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・蜷川の自然の景色資源を保全し、生物多様性※に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性※に配慮します。
暮らし	・周辺の景色との調和に配慮した、建築物などの規制や誘導により、蜷川から望む市街地への眺望や蜷川沿いに広がる農地の景色の保全を図ります。
	・蜷川流域の高潮や洪水の浸水被害への治水対策を考慮しながら、景色の創出への取組が図られるよう、総合的に検討します。
産業	・ボートのある特徴的な景色を活かせるように、適正な管理がなされるように努めます。

⑤ 新川基本軸

①概要

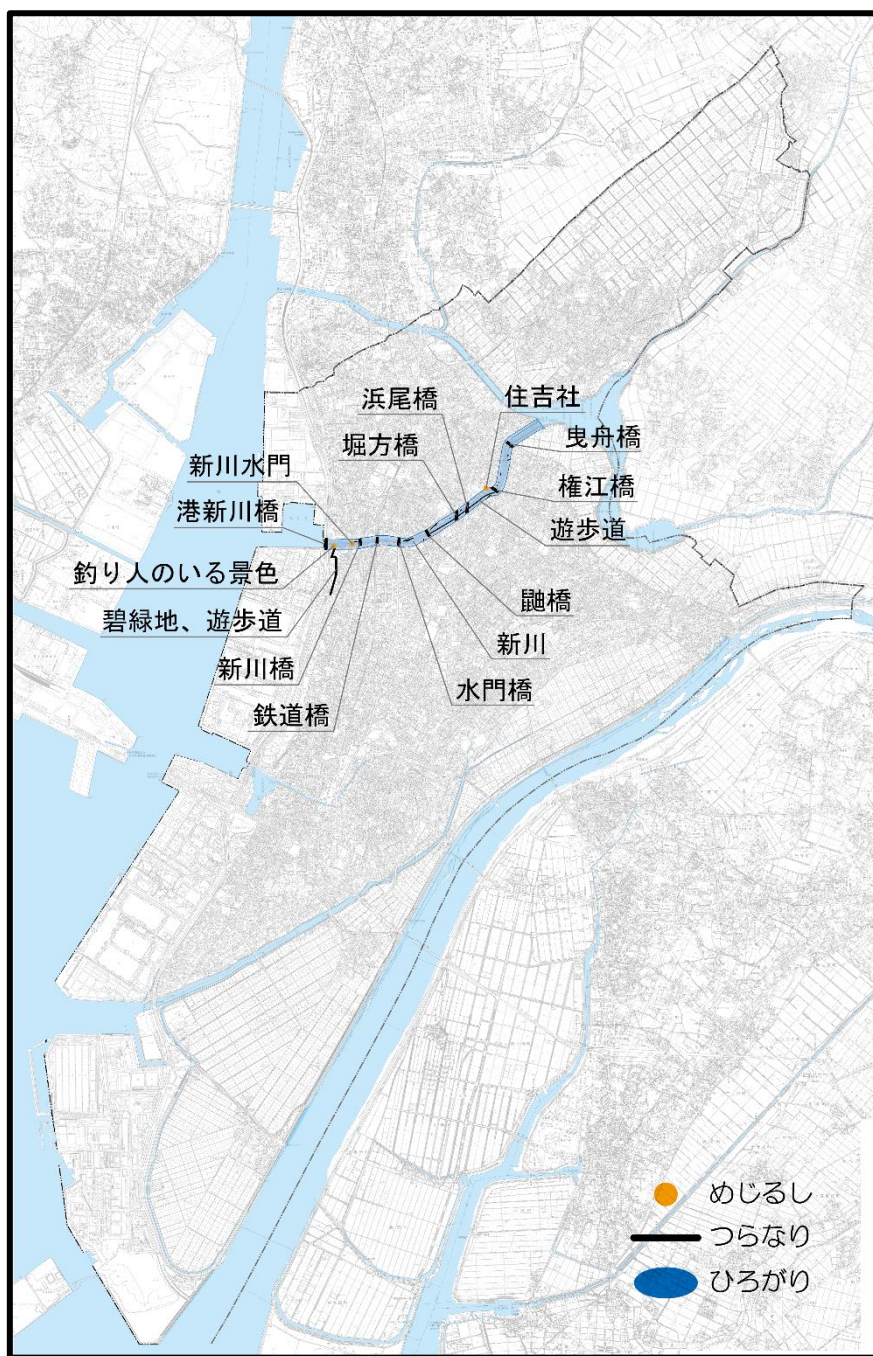
新川沿いと新川の河川区域※から、新川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約30mの範囲です。

②歴史と景色特性

- ・新川は、宝永二年（1705年）から二年余りの年月をかけて、矢作川の流砂のための排水路として完成し、当時は新堀川と呼ばれていました。
- ・河川沿いは、周辺の台地から豊富に発掘できる粘土を原料として窯業が発達し、現在もレンガ造りの煙突のある工場が残っており、特徴ある景色が見られます。
- ・河川の両岸は、ほぼ全ての区間で道路が整備されており、水辺に近寄りやすくなっています。
- ・近年は窯業の工場跡地に新興住宅も建ち並び、新しい家並みが展開していますが、川に背を向けた土地利用がされています。
- ・河川沿いの一部に残っている緑のつらなりは、水と緑が潤う豊かな景色を生み出しています。
- ・新川には、7つの橋梁が架かっており、これらはまちとまちとを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。
- ・新川は、感潮河川※であるため、海と川の釣りを楽しむ人が集う場となっており、特に道路沿いにハゼ釣りの人が並ぶ景色は、夏の風物詩です。

③景色資源の抽出

新川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・住吉社（住吉町）	小道、路地	・川べりの遊歩道	—	—
公共施設	・新川水門	橋梁	・曳舟橋 ・権江橋 ・浜尾橋 ・堀方橋 ・馳橋 ・水門橋 ・新川橋 ・港新川橋 ・レンガの鉄道橋	—	—
生活	・釣り人のいる景色	河川、水路	・新川	—	—



新川基本軸の景色資源分布図



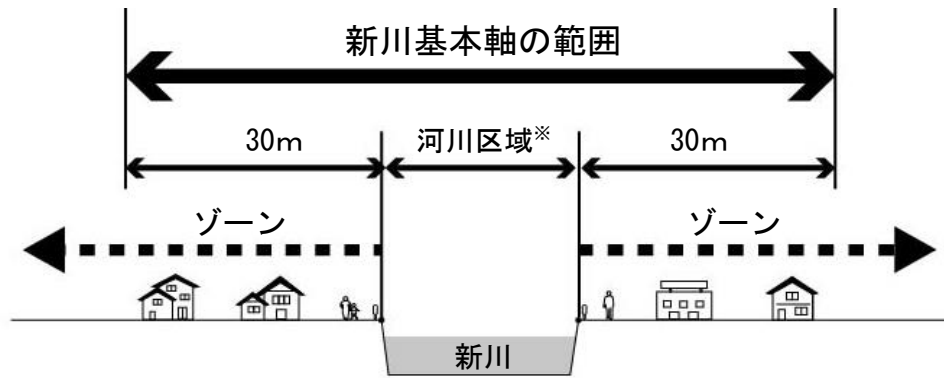
権江橋



新川



鉄道橋



新川基本軸とゾーンの関係

④景色づくりの目標と基本方針

新川とともに歩む歴史と水辺に親しむ	
分野	基本方針
自然	・新川基本軸の景色資源の保全・創出や親水空間の創出により、新川の歴史を感じられる水と緑のネットワーク※を形成し、まちなかのゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・新川の自然の景色資源を保全し、生物多様性※に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性※に配慮します。
歴史	・古くから続いてきた地場産業のある景色は、いつまでも歴史を感じられる住工共生の景色として、地区計画などの活用により、保全に努めます。
暮らし	・橋梁からの眺望、新川沿いのまちなみに配慮した、建築物などの規制や誘導により、新川沿いを含む新たな憩いの景色の創出を図ります。
	・新川流域の高潮や洪水の浸水被害への治水対策を考慮しながら、景色の創出への取組が図られるよう、総合的に検討します。

⑥ 堀川基本軸

①概要

堀川沿いと堀川の河川区域※から、堀川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約30mの範囲です。

②歴史と景色特性

- ・堀川は、寛永元年（1624 年）の矢作川の氾濫によって、大浜の塩田が埋没し、棚尾町、大浜町の排水を旧衣ヶ浦湾に流すために作られ、明治時代の終わりまで塩田への水路としても用いられていました。
- ・河口付近は、河川に沿うように、建築物などが建ち並んでいます。
- ・河川沿いは、趣のある住宅、神社・仏閣や祭事も多く残っています。
- ・河川沿いの商店や公民館などは、地域の憩いの場、コミュニティの拠点として利用されています。
- ・河川の沿道は、地域コミュニティの場として堀川緑地や辻広場※が整備され、市民の憩いの場となっています。
- ・昭和時代前期までは、子どもが水遊びや釣りを楽しむ姿が見られましたが、一時は河川の汚れから、川で遊ぶ人々の姿は見受けられなくなりました。近年、下水道の整備と覆砂により、きれいな水辺の景色が取り戻されつつあります。
- ・堀川に架かる7つの橋梁は、まちとまちを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。

③景色資源の抽出

堀川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・稲荷社(浜寺町)	小道、路地	・小径 ・川べりの遊歩道	—	—
公共施設	・旧大浜警察署 ・堀川ポンプ場 ・大浜水門	緑のつらなり	・堀川緑地 ・堀川緑地南部	—	—
公園	・辻広場※	橋梁	・子種橋 ・上源氏橋 ・源氏橋 ・高与橋 ・湊橋 ・堀川橋	—	—
生活	・祭り(山車：三番叟)	河川、水路	・堀川	—	—



堀川基本軸の景色資源分布図



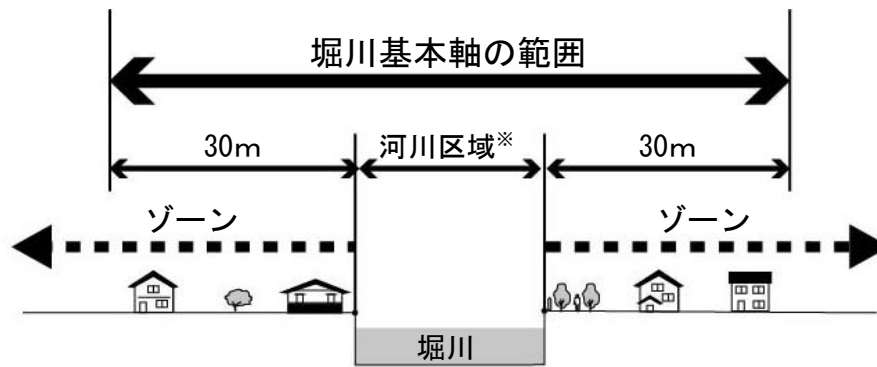
大浜漁港



旧大浜警察署



湊橋



堀川基本軸とゾーンの関係

④景色づくりの目標と基本方針

堀川のにぎわいを再生し水辺に親しむ

分野	基本方針
自然	・堀川基本軸の景色資源の保全・創出や親水空間の創出により、水辺に親しめる水と緑のネットワーク※を形成し、まちなかのゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・堀川の自然の景色資源を保全し、生物多様性※に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性※に配慮します。
歴史	・趣ある倉庫や住宅が河川沿いに建ち並ぶ景色は、かつての水運の名残を物語る景色として、建築物などの規制や誘導により、保全を図ります。
暮らし	・橋梁からの眺望、堀川沿いの見通しや趣あるまちなみに配慮した、建築物などの規制や誘導により、堀川を特徴づける独特な景色の保全・創出を図ります。
	・堀川と周辺地域が一体となったまちなみの創出を目指し、地域の合意形成を図りながら、周辺の建築物などは河川側に顔を向けた商業系の土地利用の誘導を検討します。
	・堀川流域の高潮や洪水の浸水被害への治水対策を考慮しながら、景色の創出への取組が図られるよう、総合的に検討します。
	・緑地や社寺林の保全、既存の広場の活用により、憩いの空間を創出します。

⑦ 旧名鉄三河線基本軸

①概要

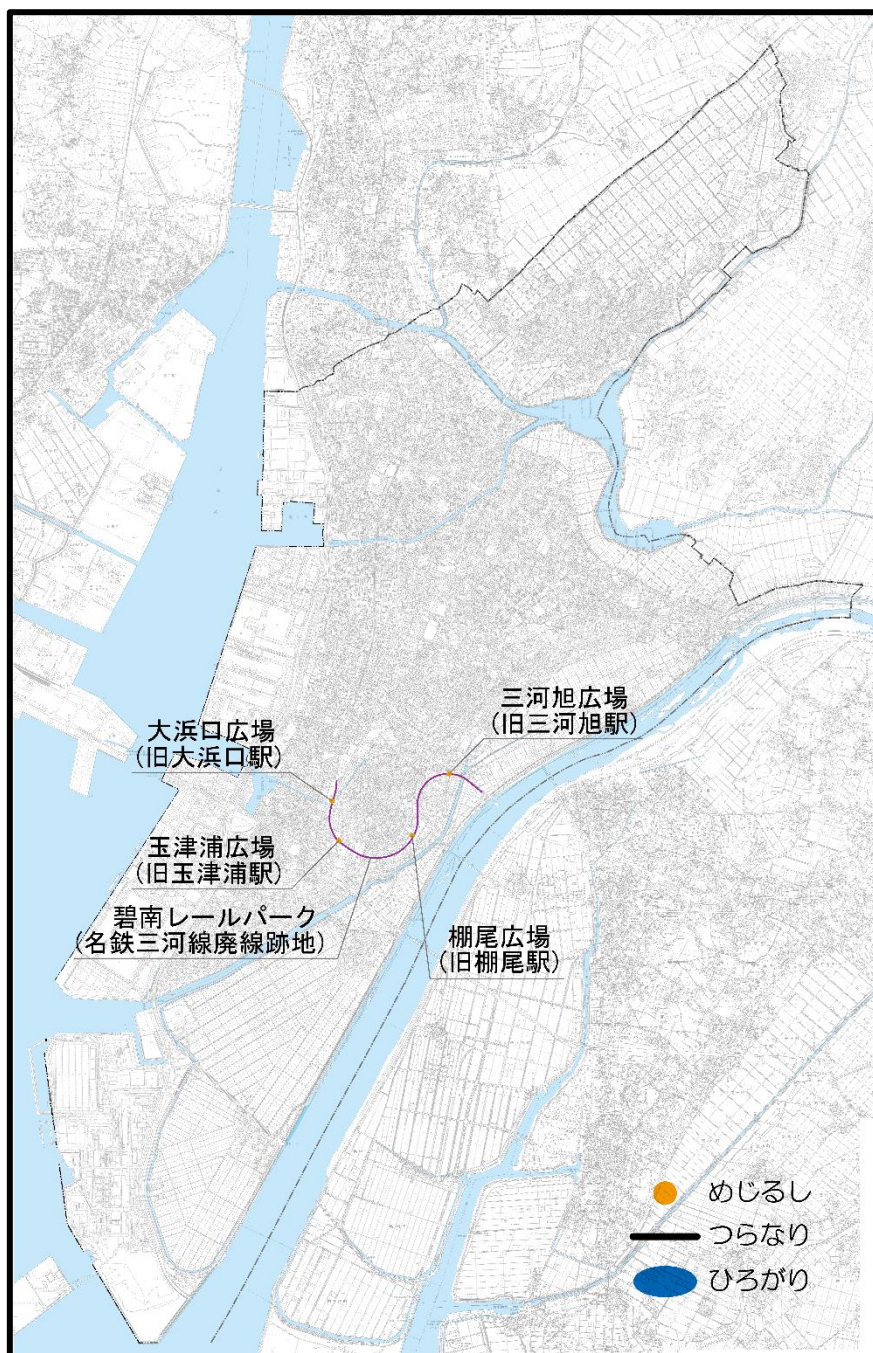
平成 16 年 3 月に廃線となった名鉄三河線の碧南駅から矢作川堤防までの名鉄三河線廃線跡地とそれに隣接するおよそ 1 宅地を含む範囲です。

②歴史と景色特性

- ・大正 15 年（1926 年）に大浜港（現：碧南駅）より松木島駅まで開通し、玉津浦駅、棚尾駅、三河旭駅の 3 駅が市内にでき、玉津浦海水浴場や毘沙門さんの縁日に訪れる人で賑わいました。
- ・近年においても、地域住民の通勤通学の足として親しまれていましたが、利用者の減少により名鉄三河線の碧南駅から吉良吉田駅間は、平成 16 年 3 月 31 日に廃線となりました。
- ・線路や鉄橋などは撤去されていますが、碧南レールパークの整備により、昔の景色を思い浮かべる場所となっています。

③景色資源の抽出

旧名鉄三河線基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
シンボル	・ レールパーク広場 （旧駅）	境界	・ 碧南レールパーク（廃線跡地）	—	—



旧名鉄三河線基本軸の景色資源分布図



廃線跡地（整備前）



碧南レールパーク



棚尾広場

④景色づくりの目標と基本方針

鉄道の名残を活かしまちの骨格を創造する

分野	基本方針
自然	・ 碧南レールパークを中心とした民有地や水辺空間の緑化や歩行空間の創出により、交流の場となる新たな水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を図ります。
	・ 在来種※での緑化に努め、生物多様性※に配慮します。
歴史	・ かつての名鉄三河線の記憶を思い起こし、歴史を感じられる新たな空間の創出を図ります。
暮らし	・ 沿道を含む民有地の建築物などの規制や誘導により、碧南レールパークと調和したまちなみの形成を図ります。

【面的要素】

A 油ヶ淵ゾーン

①概要

油ヶ淵とそれにつらなる高浜川などの河川とそれら周辺に広がる田畑などの周辺部を含む区域です。

②歴史と景色特性

- ・ 古くは入江を形成していた油ヶ淵は、矢作新川（現：矢作川）の開削によって土砂が流れ込み、入江の入口をふさぐ形となり、堤防が築かれて湖となりました。
- ・ 江戸時代前期には、湖の周辺に各村の上流から流れてくる土砂が堆積し遠浅の砂浜ができ、池回り伏見屋新田が作られました。
- ・ 油ヶ淵や旧海岸線の斜面林は、都市近郊の貴重な緑の空間であり、スカイライン※や市街地を縁取る重要な景色資源となっています。
- ・ 新川地区と西端地区の間を流れる高浜川は、油ヶ淵の水害対策のため開削され、河川沿いには水田が広がっていましたが、高度成長期を経て、宅地が増加しました。
- ・ 油ヶ淵周辺の田園は、周辺の斜面林や水辺と一体的となってゆとりある景色を形成しています。
- ・ 油ヶ淵周辺は昭和 37 年にレクリエーションの拠点として、総合的な遊園地、水上スポーツセンターや釣り場などが整備されて、人々の憩いの空間となっています。

③景色資源の抽出

油ヶ淵ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・ 栄願寺(吹上町) ・ 応仁寺(油渕町)	小道、路地	・ 小径	農業	・ 田畑
		緑のつらなり	・ 西端里地(坂口町) ・ 斜面林 ・ 竹林	海、湖	・ 油ヶ淵
公共施設	・ 市民病院 ・ 第2配水場	橋梁	・ 一文字橋 ・ 明治橋 ・ 上塚橋	—	—
シンボル	・ 野外彫刻 ・ 石碑(吹上町、油渕町)	河川、用水路	・ 高浜川 ・ 長田川 ・ 新川	—	—
公園	・ 油ヶ淵遊園地 ・ 県営油ヶ淵水辺公園	境界	・ 切り通し※	—	—
生活	・ 花しょうぶまつり	—	—	—	—



油ヶ淵ゾーンの景色資源分布図



市民病院



油ヶ淵



花しょうぶまつり

④景色づくりの目標と基本方針

油ヶ淵に抱かれた自然と歴史にあふれる景色	
分野	基本方針
自然	・油ヶ淵、高浜川などの河川、斜面林、西端里地、農地、栄願寺、応仁寺の緑を歩行空間や親水空間で結びつけ、水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの感じられる空間の創出を目指します。
	・油ヶ淵、高浜川などの水辺空間、斜面林、西端里地や農地の緑の景色資源を保全し、生物多様性※に配慮します。
	・油ヶ淵の水辺と周辺に広がる四季折々の美しい景色を保全・活用し、自然と身近にふれあえる憩いの空間の創出を目指します。
	・旧海岸線の斜面林、里地や緑のつらなりは、地域を象徴する自然の景色資源として保全・活用を図ります。
	・農業の担い手の確保や農業振興を図り、農用地の保全に努めます。
歴史	・油ヶ淵ゾーンを縁取る斜面林、西端里地や応仁寺などの景色資源は、地域の歴史を物語る重要な景色資源として、保全・活用を図ります。
暮らし	・周辺の景色との調和に配慮した、建築物などに対する規制や誘導により、スカイライン※を縁取る油ヶ淵の眺望、斜面林や農地の広がる景色の保全・創出を図ります。
	・橋梁からの眺望、河川沿いの見通しや周辺の景色との調和に配慮した、建築物などの規制や誘導により、河川や農地が連なる景色の保全・創出を図ります。
	・浸水被害に対する安全確保を図りながら、周辺の景色との調和に配慮した快適な住環境の創出が図られるよう、総合的に検討します。
	・県営油ヶ淵水辺公園の整備は、愛知県や安城市と連携し、市、事業者、市民の協働により、周辺の景色との調和を図ります。
産業	・工業地の新たな整備や建て替えにあたっては、建築物などの規制や誘導により、周辺の農地、集落と調和した景色の創出に努めます。

B 集落ゾーン

①概要

主に、平安時代末期から形成された集落が広がる区域と昭和時代後期以降に集落の周辺に市街化が進んだ区域です。

②歴史と景色特性

(旧集落区域：明治時代から昭和中期にかけて形成された集落が広がる区域)

- ・平安時代末期から鎌倉時代にかけて興った新仏教により、多くの寺院が建立されました。以来、長い歴史のなかで育まれてきた数多くの神社仏閣は地域のコミュニティの中心となり、現在は集落を特徴づける重要な景色資源の一つとなっています。
- ・江戸時代中期に栄えた酒・味噌・味噌など製造する醸造業や三州瓦などを製造する窯業は、現在も本市の伝統的産業として栄え、それらの建造物に用いられている瓦や工場の煙突などは、集落を特徴づける重要な景色資源となっています。
- ・明治時代から昭和中期にかけ、市内の集落は大きく拡大していきました。この時代に形成された集落には、黒壁の木造建築物など、路地、商店、衣浦温泉、地域の歴史を記憶する石碑や地蔵などが点在し、現在もなお地域を特徴づける重要な景色資源となっています。
- ・旧海岸線に沿った地域は、緩やかな傾斜や緑のつらなりが残り、当時の情景を物語る景色が残っています。
- ・西端地区は、中世以前から小さな集落が発達しており、周辺に広がる豊かな農地と調和した景色が形成されています。
- ・旭地区は、旧海岸線に沿っており、現在も斜面や高台などの地形的な名残を留めています。
- ・新川地区は、北新川駅と新川町駅は、地場産業の瓦工場を中心とした工場が立地し、住宅地と混在した土地利用がされています。
- ・大浜地区は、室町時代から港まちとして繁栄してきました。そのため、現在も神社仏閣、工場、黒塀、風情ある路地やちりめん干しの風景など港まちの趣ある景色が多く残っています。
- ・棚尾地区は、毘沙門天など歴史的・文化的資源が多数存在し、また酒造や鉄工業が発展し、地区の主要道路沿いには商店街が形成され、今も昔の面影を残す景色を形成しています。
- ・文化拠点としての施設や野外彫刻といった現代作家による文化の発信など、新しい文化の創造が図られています。
- ・北新川駅、新川町駅や碧南駅の周辺は、古くから商店街が栄え、現在もまちの玄関口としての役割を持っています。

(旧集落周辺区域：昭和時代後期以降に集落の周辺に市街化が進んだ区域)

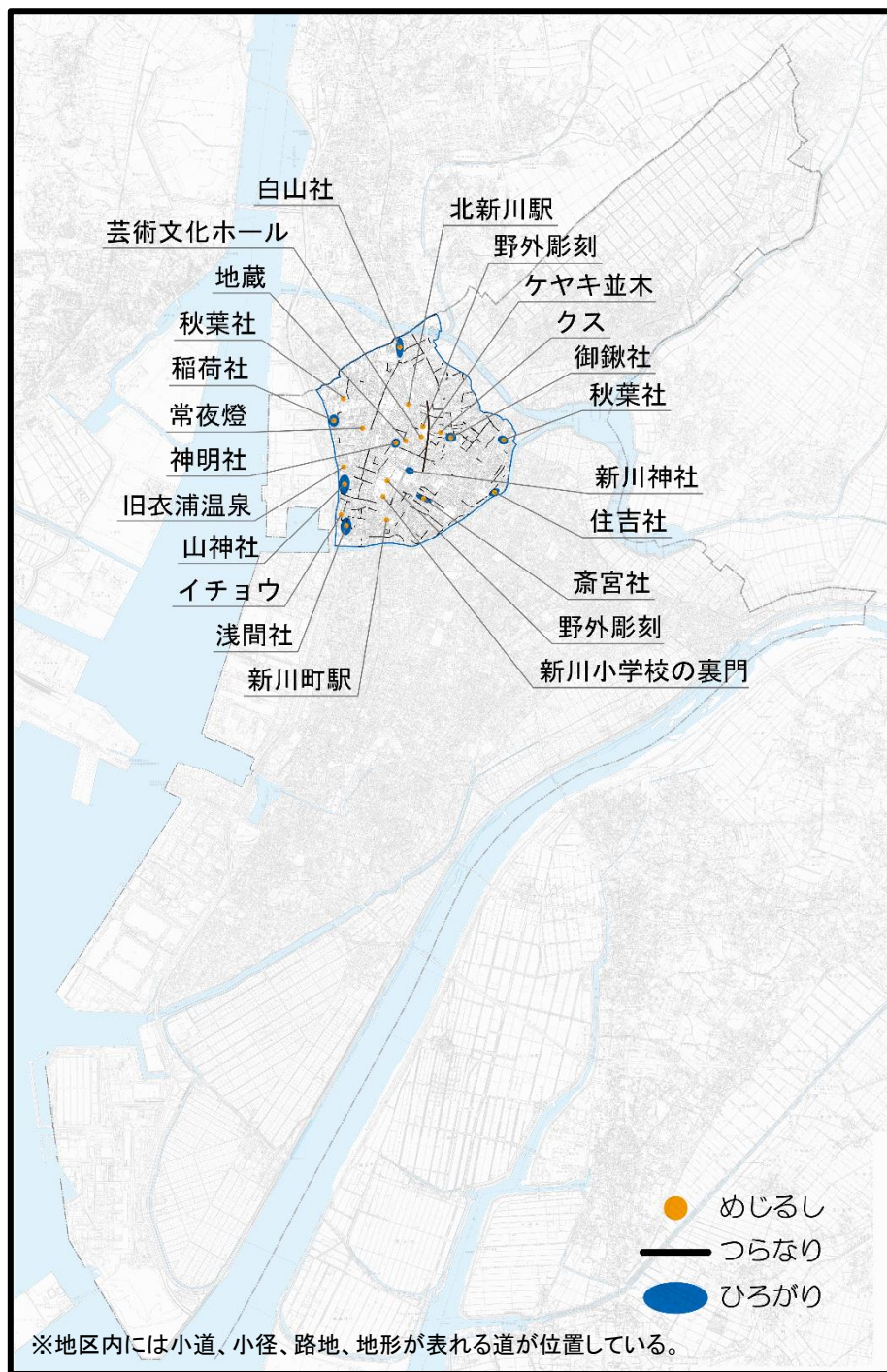
- 1600年代は海に面していた旭地区は、旧海岸線の名残として斜面につらなる緑が残っています。
- 川口町や前浜町の集落は、昭和21年以降に形成された住宅街に、美しい生垣が見られます。
- 旭地区、西端地区、棚尾地区や大浜地区などの一部は、昭和40年代以降に市街化が進み、現在、市街地の大部分には新興住宅が建ち並んでいます。
- こうした地域では、道路や公園など基盤整備が進んでおらず、小規模な工場や住宅が混在した景色も見られます。
- 旭地区西部は、旧平和用水によって耕地化された後、宅地の需要増加に合わせ市街化されましたが、現在でもまだ田畑が多く残っており、市民に貴重な緑を提供しています。
- 都市計画道路※安城碧南線の沿道には、郊外型の商業施設が建ち並んでいます。
- ゾーン各地に路地が残っていると同時に、東西南北に連絡する都市計画道路※などの幹線道路が整備されています。

③景色資源の抽出

集落ゾーン（旧集落区域）の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・貞照院(霞浦町) ・応仁寺(油渕町) ・西方寺(浜寺町) ・海徳寺(音羽町) ・熊野大神社(宮町) ・八柱神社(弥生町) ・八剣神社(半崎町) ・願随寺(鷺塚町) ・康順寺(杣木町) ・栄願寺(吹上町) ・安専寺(棚尾本町) ・天満社(天神町) ・応春寺(天神町) ・法城寺(天王町) ・光輪寺(棚尾本町) ・称名寺(築山町) ・遍照院(鷺林町) ・稲荷社(浜寺町) ・稲荷社(伏見町) ・秋葉社(金山町) ・白山社(久沓町) ・山神社(山神町) ・秋葉社(松江町) ・浅間社(浅間町) ・稲荷社(松江町) ・斎宮社(千福町) ・御鋤社(西山町) ・神明社(相生町) ・住吉社(住吉町) ・本伝寺(築山町) ・清浄院(築山町) ・宝珠寺(音羽町) ・融通山観音寺(築山町) ・深稱寺(羽根町) ・林泉寺(本郷町) ・常行院(本郷町) ・熊野神社(大浜上町) ・山稲荷社(音羽町) ・霞浦神社(平七町) ・妙福寺(志貴町)	小道、路地	・小径 ・路地 ・乳母道 ・地形が表れる道 ・遊歩道	まとまった緑	・広藤園 ・白山社(久沓町) ・天満社(天神町) ・熊野神社(大浜上町) ・山稲荷社(音羽町) ・新川神社(千福町) ・稲荷社(松江町) ・秋葉社(金山町) ・八剣神社(半崎町) ・斎宮社(千福町) ・御鋤社(西山町) ・山神社(山神町) ・津島社(天王町) ・住吉社(住吉町) ・稲荷社(伏見町) ・神明社(相生町) ・霞浦神社(平七町) ・八柱神社(弥生町) ・熊野大神社(宮町) ・浅間社(浅間町) ・稲荷社(浜寺町)
民間施設	・山中従天医館(東浦町) ・旧衣浦温泉 ・九重味淋大蔵 ・栄四郎瓦俵本社屋	緑のつらなり	・ケヤキ並木 ・斜面林 ・堀川緑地 ・堀川緑地南部	農業	田畑

集落ゾーン（旧集落区域）の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
公共施設	・芸術文化ホール ・哲学たいけん村無我苑 ・藤井達吉現代美術館 ・旧大浜警察署 ・洋々医館跡 ・碧南駅 ・新川町駅 ・北新川駅 ・第2配水場	橋梁	・子種橋 ・上源氏橋 ・源氏橋 ・高与橋 ・湊橋 ・堀川橋	—	—
シンボル	・野外彫刻 ・地藏 ・棚尾小学校の校門 ・新川小学校の裏門 ・常夜燈(鷺林町、松江町、天神町) ・石碑(吹上町、油渕町、宮町、浜寺町) ・火の見やぐら ・旧火力発電所の煙突	海の記憶	・旧海岸線	—	—
樹木	・クス(西山町) ・霞浦神社のケヤキ(平七町) ・シイ(二本木町) ・モチ(志貴町) ・カイヅカイブキ(錦町) ・イチョウ(浅間町) ・広藤園のフジ	河川、水路	・せせらぎ水路(旧碧南用水)(鷺林町) ・連合用水(神有町)	—	—
公園	・広藤園 ・辻広場※	境界	・切り通し※ ・煉瓦塀 ・板壁 ・土塀	—	—
生活	・山車 ・囃子(大浜中区・鶴ヶ崎区)	—	—	—	—

集落ゾーン（旧集落周辺地区）の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間施設	・板倉元代邸（作塚町） ・いくた整形外科（中山町）	小道、路地	・小径 ・路地	まとまった緑	・稲荷社（前浜町） ・神明社（笹山町） ・天満神社（鷺林町）
公共施設	・市営住宅（笹山、三度山）	緑のつらなり	・斜面林	—	—
シンボル	・野外彫刻 ・棚尾広場（旧棚尾駅）	河川、水路	・せせらぎ水路（旧碧南用水）（鷺林町） ・連合用水（神有町）	—	—
樹木	・クス（旭町）	大きな通り	・（主）安城碧南線	—	—



集落ゾーン（旧集落地区）（新川地区）の景色資源分布図



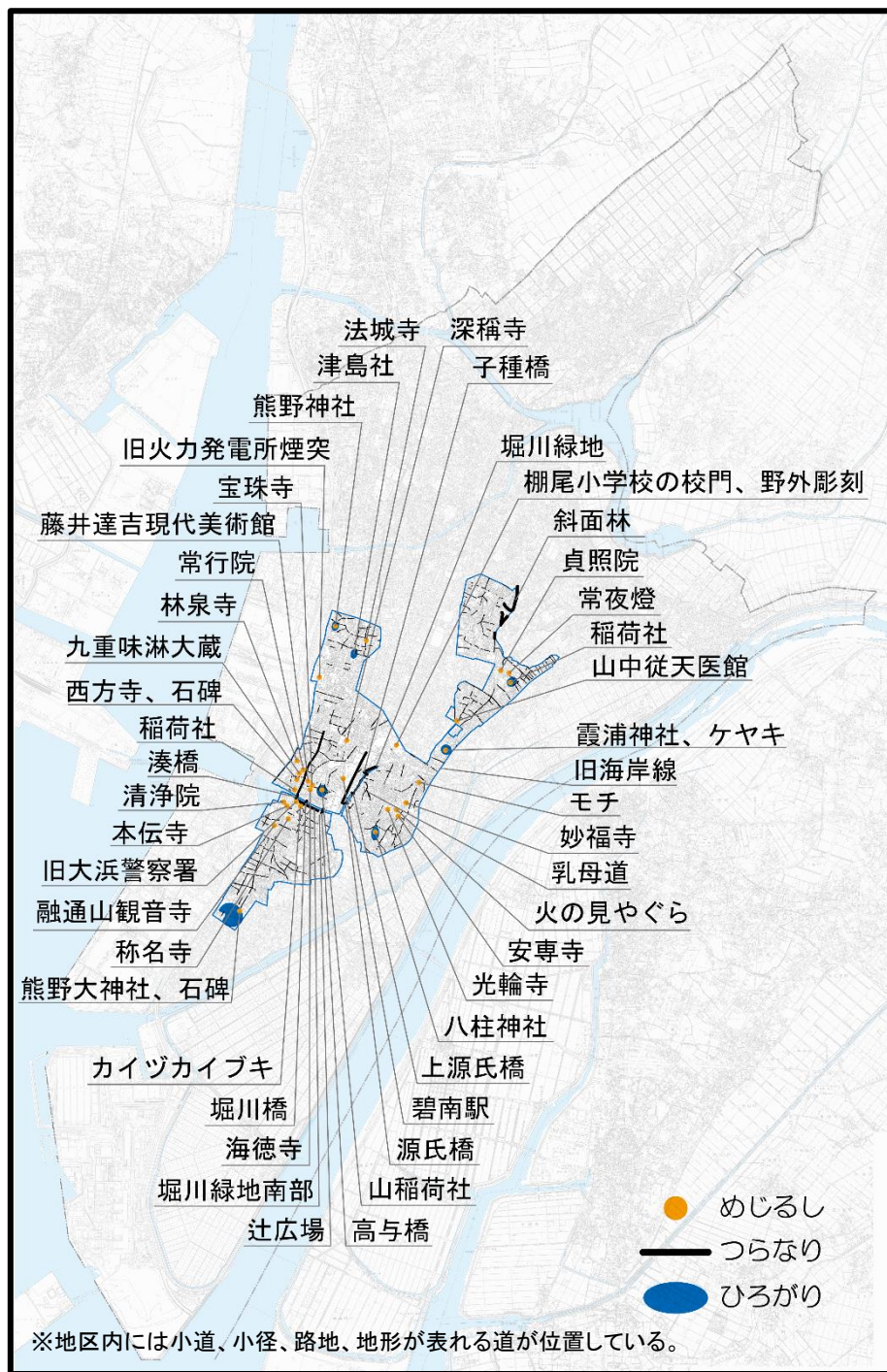
旧衣浦温泉



芸術文化ホール



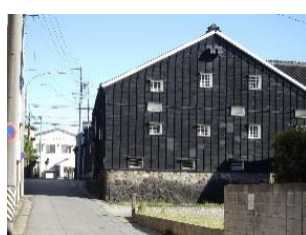
ケヤキ並木



集落ゾーン（旧集落地区）（棚尾地区、大浜地区、旭・中央地区の一部）の景色資源分布図



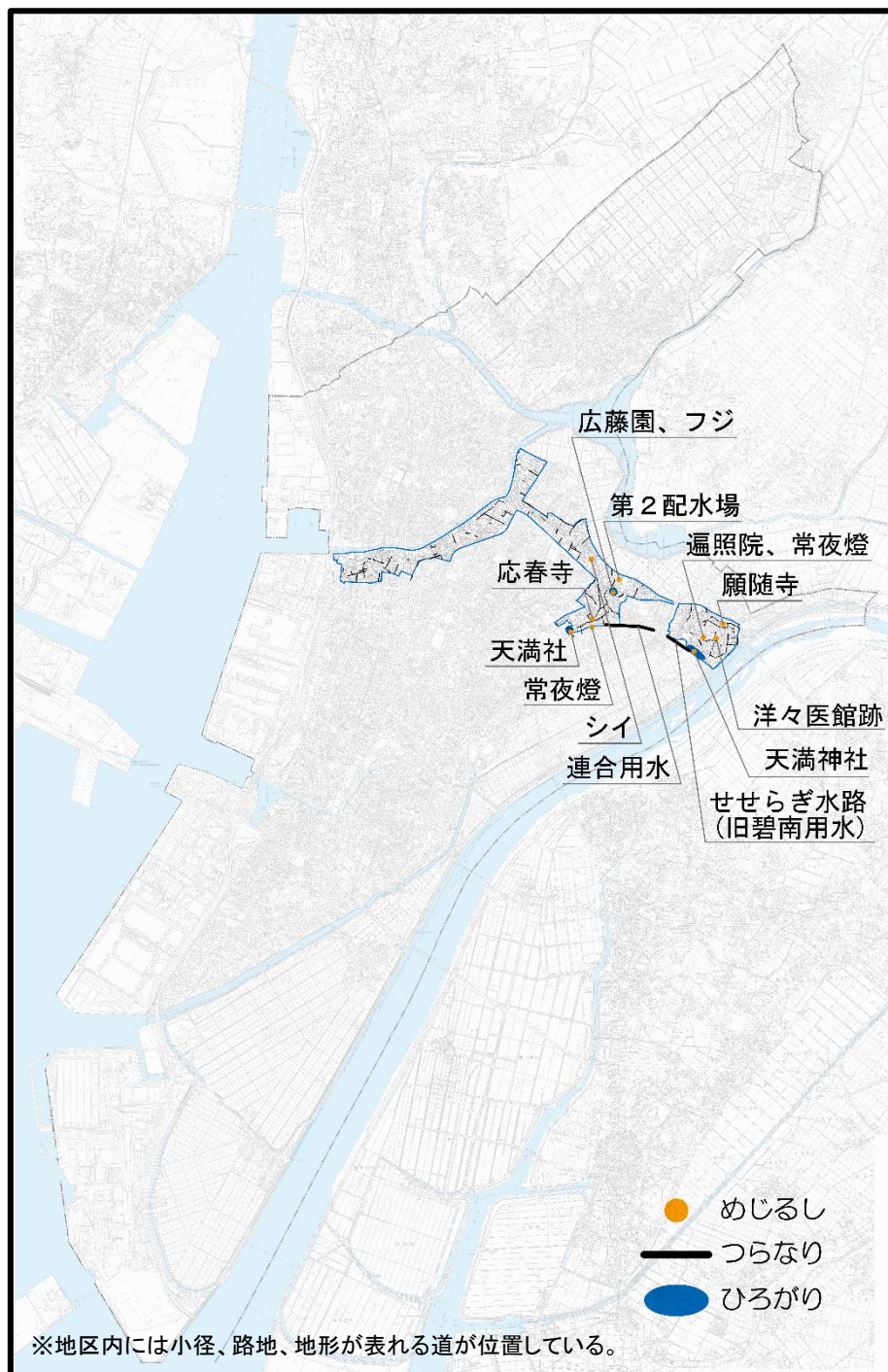
路地（浜寺町）



九重味淋大蔵



妙福寺



集落ゾーン（旧集落地区）（旭・中央地区の一部）の景色資源分布図



広藤園



常夜燈



せせらぎ水路



集落ゾーン（旧集落地区）（西端地区）の景色資源分布図



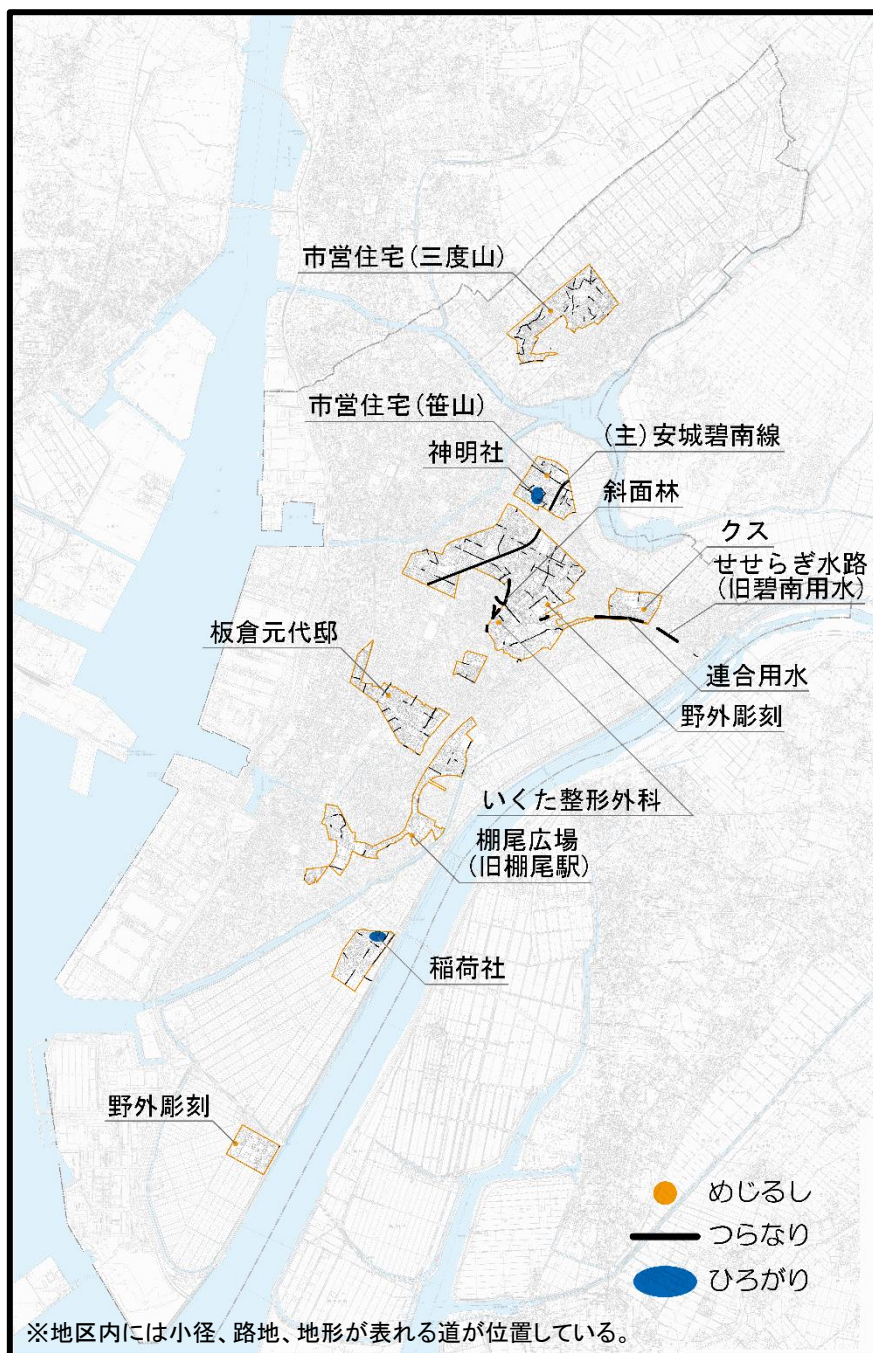
無我苑



応仁寺



田畑



集落ゾーン（旧集落周辺地区）の景色資源分布図



せせらぎ水路
(旧碧南用水)



(主) 安城碧南線



棚尾広場

④景色づくりの目標と基本方針

歴史を重んじ未来へつなぐ

分野	基本方針
自然	・旧海岸線の斜面林や里地、緑のつらなり、旧衣ヶ浦海岸線の緑地、緑のつらなりや潮遊池は、地域を象徴する自然の景色資源として保全・活用を図ります。
	・市街地にある農地は、良好な都市環境の形成に必要な緑として保全・活用します。
歴史	・地域に点在する社寺林やシンボルとなる樹木などを保全・活用して、歴史を感じられる水と緑のネットワーク※の形成を図ります。
	・路地を回遊しながら歴史性に富んだまちなみを体感できるように、案内板、誘導板、道路の修景※や辻広場※の整備など、地域の魅力を高める景色の創出を推進します。
暮らし	・民有地の緑化などにより、道路、公園などの公共施設と結びつけ、水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの感じられる空間の創出を目指します。
	・まちなみの形成においては、様々な選択肢の中から地域が思い描く将来像を明らかにしながら、建築物などへの規制や誘導により、良好な景色の保全・創出を目指します。
	・大浜地区、棚尾地区の町屋、三州瓦の住宅、蔵や黒板張りなどの趣のある連続したまちなみは、地域が思い描く将来像を明らかにしながら、良好な景色の保全・創出を目指します。
	・川口町や前浜町の集落は、周辺の田園環境との調和を意識した、建築物などの規制や誘導により、良好な集落の景色の保全・創出を図ります。
	・土地区画整理事業や民間開発など新たに開発行為を行う場合は、地区計画、建築協定や景観協定などの活用により、良好な景色の創出に努めます。
	・浸水被害に対する安全確保を図りながら、周辺の景色との調和に配慮した快適な住環境の創出が図られるよう、総合的に検討します。
	・景色づくりにおいて重要な路地は、地域で求められるあり方を明らかにしながら、その仕組みづくりを検討します。
	・地域に点在する小規模な公園や辻広場※は身近な憩いの空間として保全に努めます。
産業	・北新川駅、新川町駅、碧南駅周辺は、歴史的、文化的資源の活用、利便性の向上を図りながら、魅力的な都市の拠点としての景色の創出を目指します。
	・幹線道路沿いの商業施設は、周辺の景色との調和や魅力的な沿道空間の創出に配慮した、建築物や屋外広告物に関する制限や誘導を図ります。
	・市民にとって身近な商店街は、安心して歩いて楽しめる賑わいのある景色の創出を目指します。
	・主要な区画道路※は、地域が思い描く都市環境や景色の将来像を明らかにしながら、合意形成から整備に至るまでの仕組みづくりに努めます。
	・住宅と工業施設が混在する地域は、様々な選択肢の中から地域で望まれる土地利用や景色像を明らかにしながら、景色の創出を図ります。
	・工場の敷地は、周辺の自然環境に配慮した緑化により、水と緑のネットワークを形成し、ゆとりと潤いの感じられる空間の創出を目指します。

C 新市街地ゾーン

①概要

土地区画整理事業の施行済、施行中の区域です。

②歴史と景色特性

- ・昭和 38 年（1963 年）からこれまで、11 地区で土地区画整理事業による都市基盤が整備されてきています。また、現在も 1 地区で土地区画整理事業が行われています。
- ・名鉄三河線の碧南中央駅は、市の中心部に位置し、市役所、学校などや公共施設が集まっています。
- ・土地区画整理事業施行済地区では、都市基盤施設が整備された良好な住宅地を形成しています。
- ・近年は建築物などの外装や屋外広告物の色彩なども多様化しています。
- ・農地、生産緑地地区が多く点在しており、市街地の貴重な緑として機能しています。
- ・都市計画道路※安城碧南線や平坂福清水線などの沿道には、郊外型の商業施設が建ち並んでいます。

③景色資源の抽出

新市街地ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・神明社(源氏神明町)	小道、路地	・路地 ・遊歩道	まとまった緑	・神明社(源氏神明町) ・神明社(宮後町)
公共施設	・市役所 ・碧南中央駅	大きな通り	・(主)安城碧南線 ・(一)碧南高浜環状線 ・(一)平坂福清水線 ・(一)米津碧南線	—	—
シンボル	・平和用水碑(末広東公園) ・野外彫刻	緑のつらなり	・碧緑地	—	—
生活	・碧南チャラボコ連合保存会	河川、用水路	・連合用水(神有町)	—	—



新市街地ゾーンの景色資源分布図



碧南中央駅



(一) 平坂福清水線



市役所

④景色づくりの目標と基本方針

新たなまちに周辺との調和と個性を生み出す	
分野	基本方針
自然	・市街地にある農地は、良好な都市環境の形成に必要な緑として保全・活用します。
暮らし	・民有地の緑化により、道路、公園などの公共施設と結びつけ、水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの感じられる空間の創出を目指します。
	・まちなみの形成においては、様々な選択肢の中から地域が思い描く将来像を明らかにしながら、建築物などへの規制や誘導により、良好な景色の保全・創出を目指します。
	・浸水被害に対する安全確保を図りながら、周辺の景色との調和に配慮した快適な住環境の創出が図られるよう、総合的に検討します。
産業	・碧南中央駅周辺は、都市機能の多様化と生活利便性の向上を図りながら、魅力的な都市の顔づくりを目指します。
	・幹線道路沿いの商業施設は、周辺の景色との調和や魅力的な沿道空間の創出に配慮した、建築物や屋外広告物に関する規制や誘導を図ります。

D 田園ゾーン

①概要

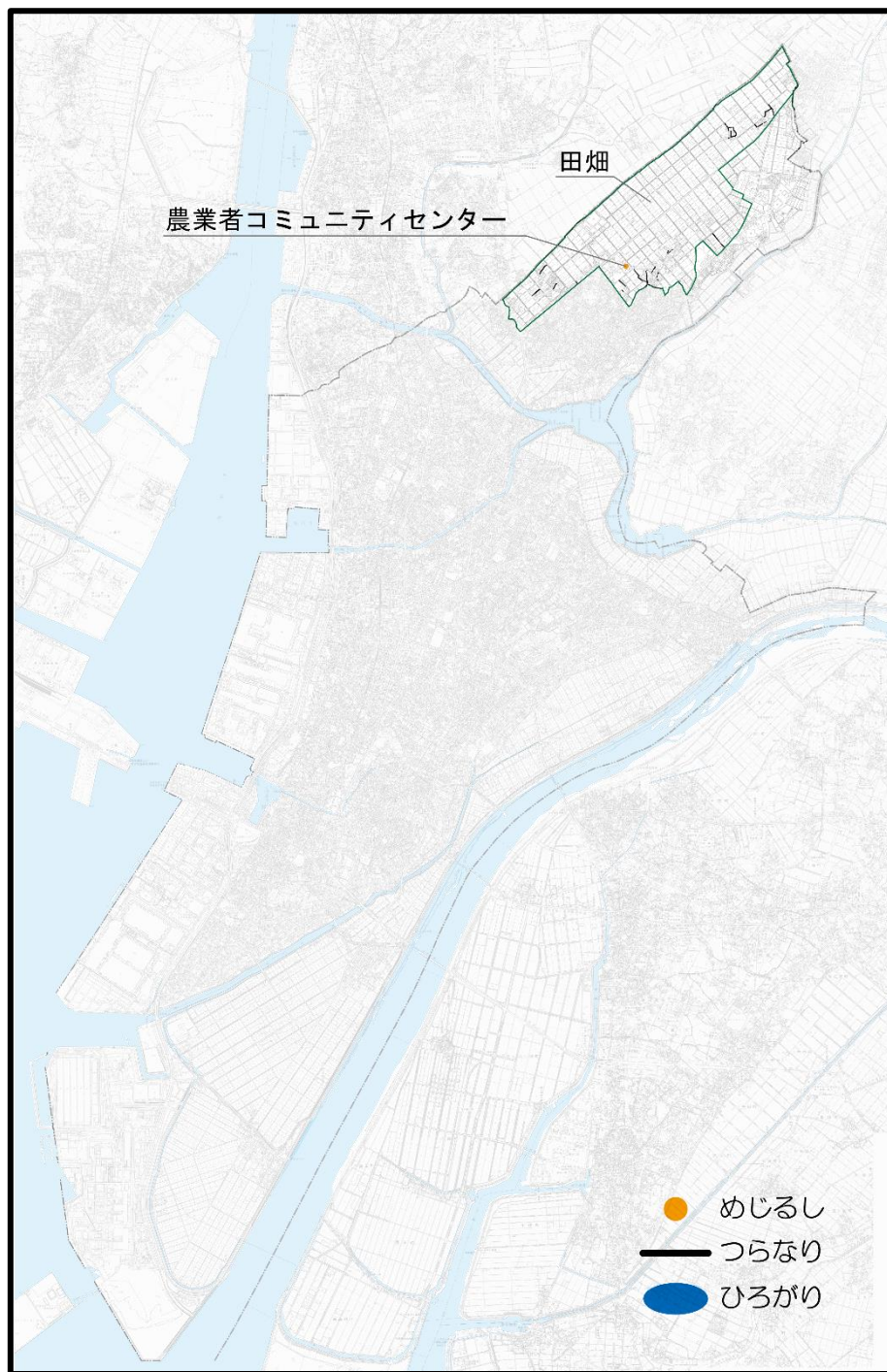
西端地区における広大な田園が広がる区域で、市街化調整区域に含まれます。

②歴史と景色特性

- ・ 古くからの水田地域である西端地区においては明治用水の発展と共に成長しており、昭和 45 年（1970 年）から昭和 48 年（1973 年）にかけて、水田地帯の団体営ほ場整備事業を実施し、区画割りされた現在の水田の景色が生まれました。
- ・ 田園ゾーンの緑は、周辺の住宅地に豊かな緑を提供する重要な役割を担っています。
- ・ 本ゾーンは、いちじくの特産地であり、夏ごろにむらさき色の実のなる景色が各地で見られます。

③景色資源の抽出

田園ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
公共施設	・ 農業者コミュニティーセンター	—	—	農業	・ 田畑



田園ゾーンの景色資源分布図



田畑



いちじく畑



農業者コミュニティセンター

④景色づくりの目標と基本方針

台地に広がる農の景色と眺めを守り活かす	
分野	基本方針
自然	・広がりのある田園、周辺の集落や樹林の一体的な保全により、水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの感じられる空間の創出を目指します。
	・田園へのごみ不法投棄の防止、美化活動の推進などにより、水辺環境と田園の景色を保全し、生物多様性※に配慮します。
	・農業の担い手の確保や農業振興を図り、農用地の保全に努めます。
暮らし	・周辺の緑豊かな景色や農地の広がり、農村集落のまどまりに配慮した、建築物などの規制や誘導により、周辺の景色と調和した落ち着いたある景色の保全・創出を図ります。

E 新田開発ゾーン

①概要

1700年代以降に新田開発が行われた田畑が広がる区域で、市街化調整区域に含まれます。

②歴史と景色特性

- ・1600年代には海であったこの地域は、矢作古川周辺の氾濫を防ぐために掘られた矢作新川（現在：矢作川）の運ぶ土砂により年々旧衣ヶ浦湾の海を埋めていきました。
- ・1700年～1800年代にかけ、大浜村や棚尾村の村人たちの協力により、村の費用を使って前浜新田が開拓されました。
- ・前浜新田は、台風の高潮による海岸堤防の決壊などによりたびたび大きな被害を受けたものの、新田の改良が繰り返され、現在は根菜類の特産地となりました。
- ・本ゾーンの田園風景やにんじん畑は、美しい眺望の景色をつくり出しています。

③景色資源の抽出

新田開発ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間施設	・老人保健施設ひまわり	緑のつらなり	・松並木	まとまった緑	・川口神社(川口町) ・厳島社(流作町)
公共施設	・あおいパーク	河川、水路	・前浜排水路 ・せせらぎ水路(旧碧南用水)(鷺林町)	農業	・田畑(にんじん畑)



新田開発ゾーンの景色資源分布図



田畑 (にんじん畑)



川口神社



あおいパーク

④景色づくりの目標と基本方針

川沿いに広がる農の景色と眺めを守り活かす	
分野	基本方針
自然	・ 広がりのある田畑、河川、松並木や周辺の集落の一体的な保全により、水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの感じられる空間の創出を目指します。
	・ 田園へのごみ不法投棄の防止、美化活動の推進などにより、水辺環境と田園の景色を保全し、生物多様性※に配慮します。
	・ 農業の担い手の確保や農業振興を図り、農用地の保全に努めます。
暮らし	・ 周辺の緑豊かな景色、農地の広がりや農村集落のまとまりに配慮した、建築物などの規制や誘導により、周辺の景色と調和した落ち着いたある景色の保全・創出を図ります。
	・ 矢作川や蜷川からの眺望に配慮した、建築物などの規制や誘導により、矢作川や蜷川からの眺望や農地の広がる景色の保全に努めます。

F 臨海ゾーン

①概要

潮遊池（公有水面※）以西の埋め立て地で臨海工業地帯を主とし、新川港、大浜漁港を含む区域です。

②歴史と景色特性

- ・旧衣ヶ浦（衣浦港）は天然の良港であり、古くから海運の基地として発展してきました。
- ・明治時代、名古屋港に次ぐ主要港であった新川港、大浜漁港では、米・酒・味噌・瓦などの重量物の海上輸送が行われ、大浜地区や新川地区の商工業を大きく発展させました。現在は陸路輸送にとって代わりましたが、当時の海運の面影が残り、今も特色ある景色を形成しています。
- ・昭和 36 年（1961 年）に策定された衣浦港港湾計画により、昭和 39 年より土地造成などが行われました。現在は、約 150 社が集積し、工場、倉庫やタンク等の大規模な建築物などが建ち並んでおり、壮大な景色を形成しています。
- ・大浜漁港は、今日もお漁港としての機能を持つ一方で、新川港は生産加工の役目に加え、小型漁船やヨットが並ぶ新しい港の景色が生まれています。
- ・臨海部と市街地の間には、公園・緑地、スポーツ施設、港湾会館などの施設が整備され、人々が憩う景色が広がっています。

③景色資源の抽出

臨海ゾーンの主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間施設	・碧南火力発電所	小道、路地	・ボードウォーク ・遊歩道	海・産業	・大浜漁港 ・新川港 ・衣浦港
公共施設	・海浜水族館 ・臨海体育館	緑のつらなり	・碧緑地 ・玉津浦緑地 ・緩衝緑地	まとまった緑	・須磨海岸緑地 ・港南緑地
シンボル	・野外彫刻 ・権現崎灯台	大きな通り	・衣浦トンネル	—	—
公園	・明石公園 ・権現崎灯台緑地 ・臨海公園	橋梁	・港新川橋 ・港大浜橋	—	—
—	—	海の記憶	・旧新須磨海岸 ・旧玉津浦海岸	—	—
—	—	河川、水路	・潮遊池（公有水面※）	—	—



臨海ゾーンの景色資源分布図



臨海公園



大浜漁港



松並木と碧南火力発電所

④景色づくりの目標と基本方針

活気ある産業と海と緑に親しむ	
分野	基本方針
自然	・海を身近に感じ市街地と海が融合した景色となるように、歴史を物語る景色資源や既存施設を活用した新たなゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
暮らし	・臨海ゾーンを縁取る公園、緑地、緑道、潮遊池（公有水面※）は、市街地と臨海部をつなぐ憩いの空間として保全・創出に努めます。
産業	・工場の敷地、幹線道路や緩衝緑地は、周辺の自然環境に配慮した緑化により、水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの感じられる空間の創出を目指します。
	・海の玄関口である新川港と大浜漁港は、豊かな自然や生活の営みとの調和を図りながら、身近に海と親しめる空間の創出に努めます。
	・幹線道路や市街地からの景色だけでなく、衣浦港の対岸からの広域的な景色との調和に配慮した、建築物などの規制や誘導により、周辺の景色と調和した活気と潤いのある景色の保全・創出を図ります。
	・公共岸壁や企業岸壁の開放について、施設管理者とともに検討し、市民が集い、安らげる、新たな空間の創出を目指します。



緩衝緑地



明石公園



ボードウォーク

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

1 3つの制度について

(1) 行為の種類

3つの制度の対象となる行為は次のとおりです。

① 建築物の建築等

建築物（注1）の新築、増築※、改築※若しくは移転※、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

② 工作物の建設等

工作物（注2）の新設、増築※、改築※若しくは移転※、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

③ 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

④ その他

その他政令で定める行為（注3）

（注1）「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいいます。

（注2）「工作物」とは、80ページに記載の表に該当する工作物をいいます。

（注3）「その他政令で定める行為」は、景観法施行令第4条第1号、第2号、第5号で定める行為等をいいます。

都市計画法第4条第12項

この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

景観法施行令第4条第1号、第2号、第5号

- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・木竹の植栽又は伐採
- ・水面の埋立て又は干拓

(2) 3つの制度の概要

第2章に示した良好な景観の形成を推進するために、景観法に基づき「良好な景観の形成のための行為の制限」について、「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。行為の内容によって、「行為の届出」と、碧南市独自の取組である「チェックシート」、「地域説明会」の3つの制度に分類されます。

碧南市内（景観計画区域内）において、建築物の建築等や工作物の建設等、及び開発行為等（以下、「行為」という。）を行う場合は、景観法第16条第1項に基づき、その着手前に碧南市長へ「行為の届出」が必要になります。国の機関又は地方公共団体が実施する行為の場合は、景観法第16条第5項の規定により、碧南市長へ「通知」が必要になります。

また、行為をしようとする者は、良好な景観の形成に関する理解を深め、その建築物や工作物等が良好な景観の形成の役割を果たすようにデザインに努めることが大切です。行為をしようとする者への意識啓発を図るため、建築物の建築等に関する申請を行うものや、行為に係る土地面積が500㎡以上の開発行為等について、設計から完成までの間に、「チェックシート」を提出します。

さらに、生活ゾーンにおいて、一定規模以上の建築等を行う場合、景観形成に影響する建築物となることから、行為をしようとする者は「地域説明会」を開催し、より良い景色づくりに向けて地域住民と意見交換を行います。

また、行為の制限に関する基準は、市民の皆さんと話し合いを重ねながら、随時改定していきます。

表 行為に関する3つの制度

制度	制度の概要	対象区域	スケジュール	条例への記載
行為の届出	行為をしようとする者が届出対象となる行為を行う場合、建築計画等に関する書類を届け出ること、景観形成基準への適合を確認することを目的とした制度。	市内全域	行為着手の <u>30日以上前</u> に提出	○
チェックシートの提出	住宅や事務所等の小規模な建築や行為の届出対象となる行為などにおいて、市民や事業者など行為をしようとする者へ「良好な景観の形成」に対する意識啓発を図ることを目的とした制度。	市内全域	<u>設計から完成までの間に提出</u>	—
地域説明会の開催	行為をしようとする者が生活ゾーンにおいて、一定規模以上の建築物の建築等を行う場合、地域住民が参加する説明会等の手法を用いて、その建築計画等を説明し、良好な景観の形成を促進することを目的とした制度。 ※他法令等に基づき説明会等を行う場合はこれと兼ねることができる。	生活ゾーン	<u>行為の届出前</u> に実施	—

表 行為の種類による3つの制度

行為の種類	対象地域	行為の規模	行為の届出	チェックシートの提出	地域説明会の開催
① 建築物の建築等	生活ゾーン（注1）	高さ 10m以下かつ建築面積 500 m ² 以下のもののうち、確認申請（注3）を行うもの（注7）	—	○	—
		高さ 10m超 15m以下 または 建築面積 500 m ² 超 1,000 m ² 以下	○	○	—
		高さ 15m超 または 建築面積 1,000 m ² 超	○	○	○
	臨海ゾーン（注2）	高さ 15m 以下かつ建築面積 1,000 m ² 以下のもののうち、確認申請を行うもの（注7）	—	○	—
		高さ 15m超 または 建築面積 1,000 m ² 超	○	○	—
② 工作物の建設等	市内全域	擁壁、護岸、堤防、その他これらに類するものの高さ 5m以下のもののうち確認申請を行うもの（注6）（注7）	—	○	—
		擁壁、護岸、堤防、その他これらに類するものの高さ 5m超等	○	○	—
③ 開発行為	市内全域	行為に係る土地面積 500 m ² 以上（注7）	○	○	—
④ その他	市内全域	行為に係る土地面積 500 m ² 以上（注7）	○	○	—

（注1）生活ゾーンとは、第2章に示した、6つのゾーンのうち、A 油ヶ淵ゾーン、B 集落ゾーン、C 新市街地ゾーン、D 田園ゾーン、E 新田開発ゾーンのことをいいます。

（注2）臨海ゾーンとは、第2章に示した6つのゾーンのうち、F 臨海ゾーンのことをいいます。

（注3）確認申請の対象となる建築物は、建築基準法第6条に基づくものをいいます。

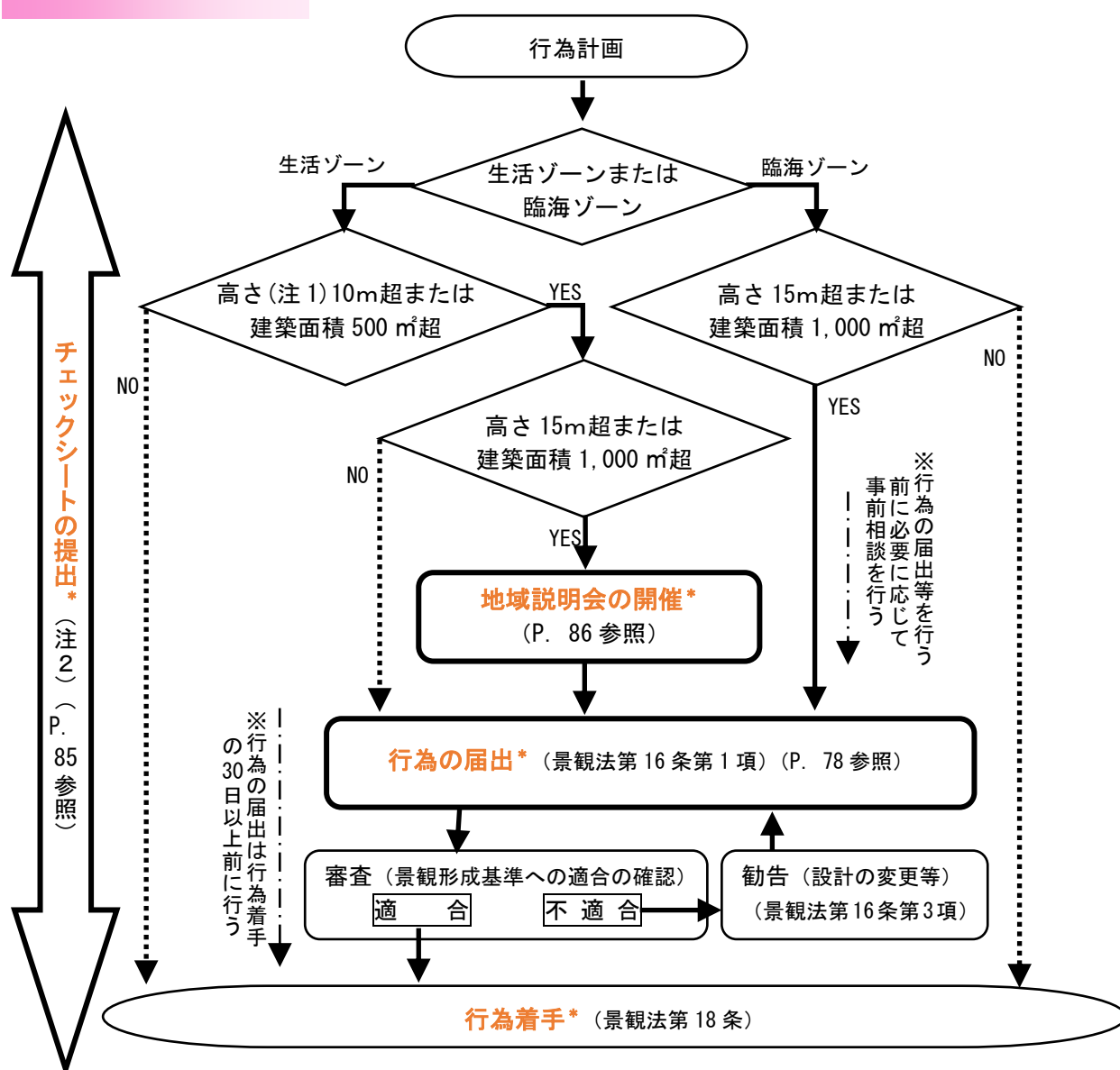
（注4）増築*を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模に該当する場合は、行為の届出対象となります。

（注5）外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更とは建築基準法第2条第14号、第15号に定義される大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合をいう。

（注6）確認申請の対象となる工作物は、建築基準法第88条に基づくものをいい、その規模は同法施行令第138条によります。

（注7）確認申請を行わないものの、景観に配慮した計画として下さい。

① 建築物の建築等



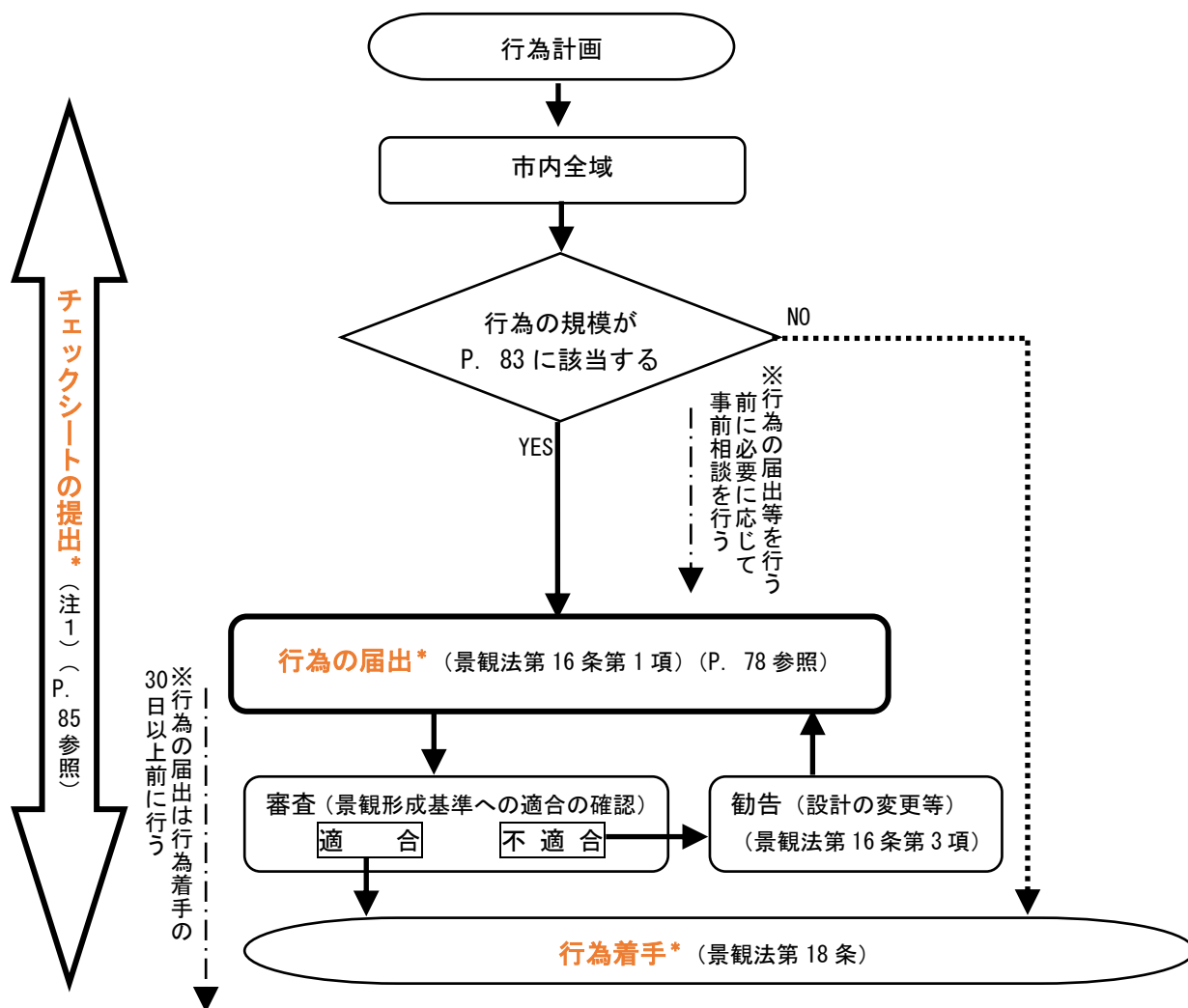
* 印の付いている行為は、行為者が行ないます。

(注1) 高さは地盤面から最高部までの高さをいいます。

(注2) 確認申請を行うもの又は大規模の修繕等を行うものは、設計から完成までの間にチェックシートを提出してください。

図 3つの制度：建築物の流れ

② 工作物の建設等



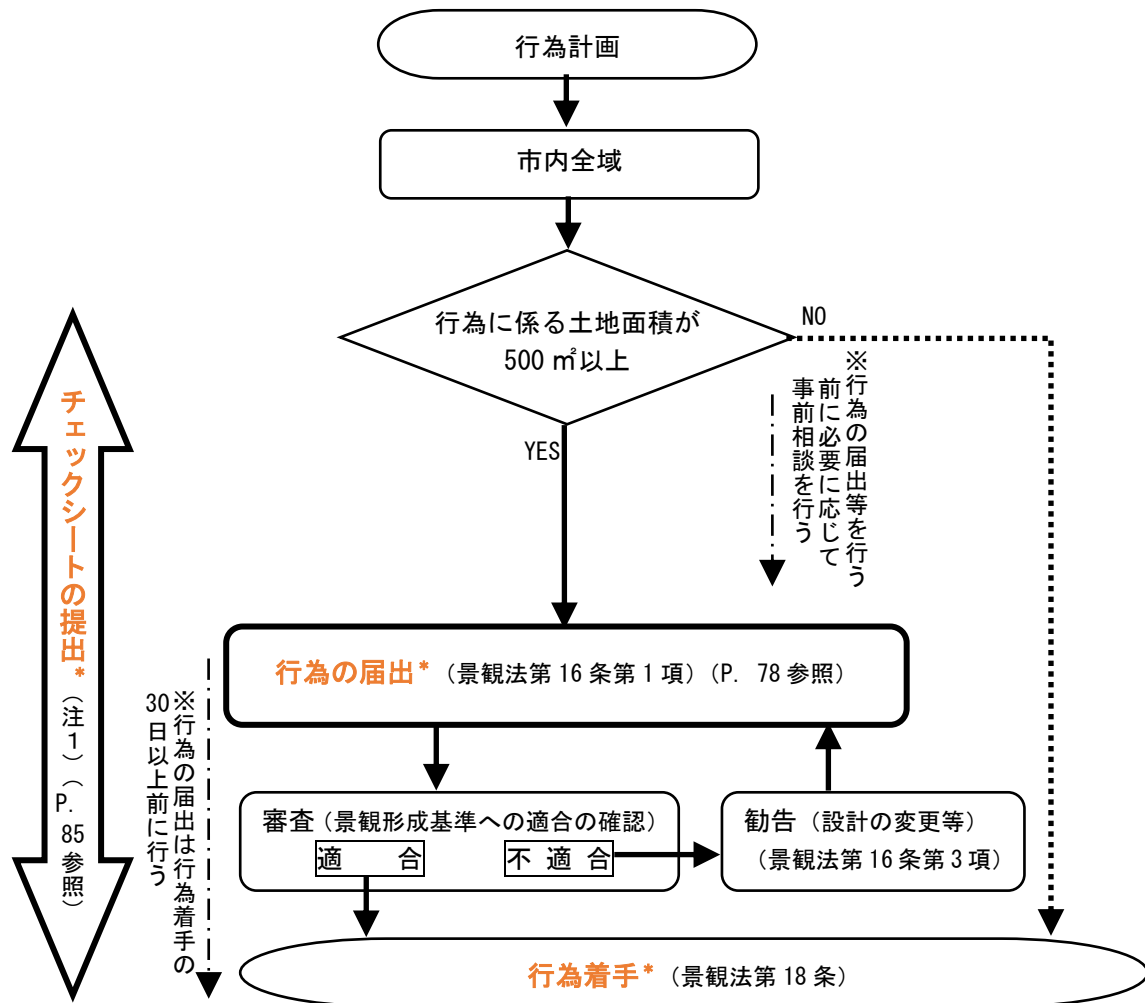
*印の付いている行為は、行為者が行ないます。

(注1) 確認申請を行うものは、設計から完成までの間にチェックシートを提出してください。

図 3つの制度：工作物の流れ

③ 開発行為

④ その他



* 印の付いている行為は、行為者が行ないます。

(注1) 行為に係る土地面積が500 m²以上のものは、設計から完成までの間に
チェックシートを提出してください。

図 3つの制度：開発行為等の流れ

2 行為の届出

(1) 内容

届出に関する項目と内容は次のとおりです。

表 届出制度の内容

項 目	内 容
①行為の届出	行為をしようとする者は、事前相談を経て、行為着手の 30 日前までに下記の資料を提出します。
②審査	市は、景観形成基準への適合について審査を行います。
③勧告	市は、届出の内容が景観形成基準に適合しない場合、届出者に対し、設計の変更やその他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができます。

※行為をしようとする者は行為の届出を行う前に、必要に応じて、市と事前相談を行うことができます。

<①行為の届出資料>

- ・ 景観計画区域内行為届出書（様式 1）、景観配慮事項記述書（様式 2）
→建築物等の概要、基本方針・景観形成基準に対する考え方を示すもの
- ・ 位置図
→敷地の位置及び周辺の状態を表示する図面
- ・ 平面図
→当該敷地内の建築物の配置図を兼ね、周辺の状況が分かる図面
- ・ 写真
→当該敷地と周辺の状況を示す写真
- ・ 立面図
→建築物の彩色が施された各面の立面図
- ・ 完成予想図
→建築物とその周辺の状況が分かる着色図。図面は公共空間から見える断面について着色すること。
- ・ チェックシート

(2) 対象となる行為の規模

行為の届出の対象となる規模は碧南市の景色特性を踏まえ、次のとおり定めます。

なお、対象となる規模については、市民の皆さんと話し合いを重ねながら、随時改定していきます。

① 建築物の建築等

生活ゾーン	建築物の種類	臨海ゾーン
高さ 10m 超または 建築面積 500 m ² 超	建築基準法第 2 条第 1 号に 規定する建築物	高さ 15m 超または 建築面積 1,000 m ² 超

(注 1) 生活ゾーンとは P. 77 の表と同様のゾーン区分です。

(注 2) 高さは地盤面から最高部までの高さをいいます。

(注 3) 増築^{*}を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模に該当する場合は、届出対象行為となります。

(注 4) 各欄に定める規模に該当する建築物について、主要構造部の一種以上について過半の修繕若しくは模様替を行う、又は外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合は、届出対象行為となります。

建築基準法第 2 条第 1 号

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

② 工作物の建設等

行為の種類	行為の規模
(1) 擁壁、護岸、堤防、その他これらに類するもの	・ 高さ（注 1）5m超
(2) 垣、さく、塀、門、その他これらに類するもの	
(3) 煙突、塔、高架水槽、その他これらに類するもの	・ 高さ 15m超 ・ 建築物など（注 2）と一体となって設置されるものは、建築物などの上端から当該工作物までの高さが 5m超、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが 15m超のもの（注 3）
(4) 遊園地などの遊技場、その他これらに類するもの	
(5) 製造施設、貯水施設、排水施設、電気などの供給施設、ごみ等の処理施設、その他これらに類するもの	・ 高さ 15m超または築造面積*1,000 m ² 超 ・ 建築物などと一体となって設置されるものは、建築物などの上端から当該工作物までの高さが 5m超、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが 15m超のもの
(6) 自動車車庫の用途に供する立体的な施設、その他これらに類するもの	
(7) アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類するもの（ただし、架空線路用を除く）	・ 高さ 20m超 ・ 建築物などと一体となって設置されるものは、建築物などの上端から当該工作物までの高さが 5m超、かつ、地盤面から当該工作物までの高さが 20m超のもの（注 3）
(8) 高架鉄道、高架道路、その他これらに類するもの	
(9) 橋梁、歩道橋、その他これらに類するもの	・ 幅員 4m超または長さ 10m超

（注 1）高さは地盤面から最高部までの高さをいいます。

（注 2）「建築物など」とは、上記の（1）から（9）に掲げる工作物のうち、建築物又は上記の（1）から（9）に掲げる他の工作物のことを言います。

（注 3）建築物の屋上に設置する工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までの高さをいいます。また、工作物の水平投影面積の合計が、それぞれ当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内で、かつ、工作物の高さが 5m 以下の場合は、当該建築物の高さに算定しません。

③ 開発行為

行為の種類	行為の規模
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	行為に係る土地面積 500 m ² 以上

④ その他

行為の種類	行為の規模
その他政令で定める行為（注1）	行為に係る土地面積 500 m ² 以上

（注1） その他政令で定める行為とは、景観法施行令4条第1号、第2号、第5号で定められる土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削等をいいます。

（3）景観形成基準

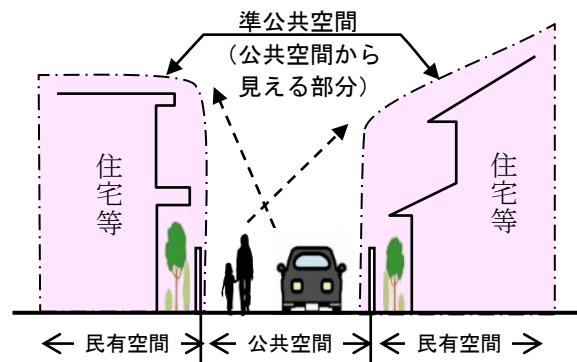
第3章1（2）で定めた建築物、工作物及び開発行為等に係る行為は、第2章の「良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、次の景観形成基準に適合するように努めなければなりません。（注1）

なお、景観形成基準は、「良好な景観の形成に関する方針」を具体化するため、全ての届出対象行為に適用する「共通基準」と、届出対象行為毎に適用する「個別基準」を定めています。

また、届出対象行為に係る建築物などの色彩や形態意匠について、他の法令により規定されている場合は、この限りではありません。

※景観形成基準は、市民の皆さんと話し合いを重ねながら随時改定していきます。

（注1） 公共空間にいる人などから見える部分（準公共空間）は景観形成基準に適合するよう努めてください。



1) 共通基準

景観形成基準【共通基準】

第2章「良好な景観の形成に関する方針」に示す「地域区分別の景色づくりの基本方針」に従い、良好な景色を保全・創出に努めること。

豊かな自然環境、歴史的景色資源や公共空間に近接する場合は、これらの景色との調和に努めること。

建築物などの配置、規模は、主要な景色資源の眺望を妨げないように努めること。

2) 個別基準

① 建築物の建築等

項目	景観形成基準【個別基準】
高さ・配置	周辺の景色やまちなみと調和（注1）した高さの配置に努めること。
	壁面位置は、まちなみの連続性を保つように努めること。
色彩	周辺の自然の景色やまちなみと調和するような色彩とし、マンセル表色系による彩度は6以下を目安とすること。ただし、次の場合はこの限りでない。 ・増築する場合の既存建築物
	アクセントカラーを使用する場合は、見付面積※（注2）の5分の1以下の面積を目安とし、基調となる色彩との調和やバランスに配慮すること。
素材	周辺の景色やまちなみと調和するように、時間とともに景色に溶け込むような素材の使用に努めること。
形態意匠	周辺の景色やまちなみと調和するように、屋根、壁面、開口部※などの形態意匠の工夫に努めること。
	商業施設は、賑わいに配慮したデザインに努めること。
外構・建築設備 ・ 附帯施設	建築物と調和するように、色彩やデザインを工夫し、通りからの見え方の配慮に努めること。
	外観を夜間照明で演出する場合は、照明の方法や光源の配置などに工夫し、周辺の環境に配慮すること。
駐車場	駐車場や駐輪場は、生垣、植栽帯の設置や舗装面の緑化に努めること。
緑	既存樹木の保全と活用に努めること。
	敷地内の緑化に努めること。
	のり面は緩やかな勾配とし、周囲に与える圧迫感などを軽減するように緑化に努めること。
維持管理	建築物とその周囲の美観が保たれるように、維持管理に努めること。

（注1）「調和」とは時代や地域によって変わっていくものであり、皆さんに意見を貰いながら、景色づくりを推進していきます。

（注2）建築物の外壁及び屋根、工作物の外装の一面における鉛直投影面積のことをいいます。

② 工作物の建設等

項目	景観形成基準【個別基準】
高さ・配置	周辺の景色やまちなみと調和した高さの配置に努めること。
色彩	周辺の景色やまちなみと調和するように、落ち着いた色彩とし、マンセル表色系による彩度は6以下を目安とすること。ただし、次の場合はこの限りでない。 ・増築する場合の既存工作物
	アクセントカラーを使用する場合は、見付面積※の5分の1以下の面積を目安とし、基調となる色彩との調和やバランスに配慮すること。
素材	周辺の景色やまちなみと調和するように、時間とともに景色に溶け込むような素材の使用に努めること。
形態意匠	周辺の景色やまちなみと調和するように、工作物の機能を損ねることのない範囲で、形態意匠の工夫に努めること。
緑	敷地内の緑化に努めること。
	地域の植生にあった緑化に努めること。
外構・附帯施設	工作物と調和するように、色彩やデザインを工夫し、通りからの見え方に配慮すること。
照明	外観を夜間照明で演出する場合は、照明の方法や光源の配置などを工夫し、周辺環境に配慮すること。
維持管理	工作物とその周辺の美観が保たれるように、維持管理に努めること。

③ 開発行為

④ その他

項目	景観形成基準【個別基準】
高さ・配置	現況の自然や地形を活かすように努めること。
緑化	敷地内の緑化に努めること。
	地域の植生にあった緑化に努めること。
	既存の樹木や緑地の保全と活用に努めること。
	のり面は緩やかな勾配とし、周囲に与える圧迫感などを軽減するような緑化に努めること。
維持管理	緑化による美観が保たれるように、維持管理に努めること。

(4) 届出の適用除外等

景観法第 16 条第 5 項により、国の機関又は地方公共団体が行う行為は、景観行政団体※の長へ「通知」が必要になります。

また、景観法第 16 条第 7 項における届出の適用除外行為について、次に概要を示します。

①通常管理行為、軽易な行為等（景観法施行令第 8 条）

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 次に掲げる木竹の伐採
 - イ. 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ. 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ. 仮植した木竹の伐採
 - ホ. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

②非常災害のため必要な行為等

③景観重要建造物※について景観法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為

④景観計画に景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ（注 2）に掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

⑤景観重要公共施設について許可を受けて行う行為

⑥景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地区域内において許可を受けて行う開発行為

⑦国立公園又は国定公園の区域内において許可を受けて行う行為

⑧景観地区内で行う建築物の建築等

⑨景観地区内で行う工作物の新設等

⑩地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又はその他の行為

⑪その他政令又は景観行政団体※の条例で定める行為

景観法第 22 条第 1 項

何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築※、改築※、移転※若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のための必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

景観法第 8 条第 2 項第 4 号ロ

景観計画においては次に掲げる事項を定めるものとする。

当該景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設、海岸保全区域等に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業に係る施設その他政令で定める公共施設であつて、良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項

3 チェックシートの提出

(1) 内容

チェックシートに関する項目と内容は次のとおりです。

表 チェックシートの内容

項 目	内 容
①チェックシートの提出	行為をしようとする者は、景観に配慮した設計であることを自らチェックし、設計から完成までの間に、チェックシートを提出します。

※行為をしようとする者はチェックシートの提出を行う前に、必要に応じて、市と事前相談を行うことができます。

(2) 対象となる行為の規模

対象となる行為の規模の下表のとおりです。対象となる規模については、市民の皆さんと話し合いを重ねながら随時改定していきます。

表 チェックシートの対象規模

行為の種類	対 象 規 模
建築物の建築等（市内全域）	確認申請を行うもの又は大規模の修繕等を行うもの
工作物の建設等（市内全域）	確認申請を行うもの
開発行為（市内全域）	行為に係る土地面積 500 ㎡以上のもの
その他（市内全域）	行為に係る土地面積 500 ㎡以上のもの

※確認申請や碧南市開発・建築事業要綱第3条に該当するもの、建築物の大規模の修繕、大規模の模様替若しくは外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合が対象となります。

4 地域説明会の開催

(1) 内容

地域説明会に関する項目と内容は次のとおりです。

表 地域説明会の内容

項 目	内 容
①開催周知及び 情報公開	地域説明会の開催周知について、市は碧南市ＨＰに掲載し、行為をしようとする者は関係町内会への回覧及び配布によって行います。 なお、地元説明会の開催に当たっては参加者の利便性に配慮し、開催日時、会場、開催回数を定めるものとし、参加対象者については対象地から５０ｍ程度を目安として関係町内会等へ開催周知を行う。
②地域説明会の 開催	行為をしようとする者は、行為の概要や景色づくりの考え方、計画によって変化する景色のイメージについて、説明会等の手法を用いて、地域住民等と意見交換します。 ※他法令等に基づき周辺住民の意見を聴取する地域説明会等（開発事業に伴う説明会等）を行う場合、これと兼ねることができます。

※行為をしようとする者は地域説明会について、必要に応じて、市と事前相談を行うことができます。

<②地域説明会資料>

- ・建築物の概要書
→建築物の概要、基本方針・景観形成基準に対する考え方を示すもの
- ・位置図
→敷地の位置及び周辺の状況を表示する図面
- ・配置図
→当該敷地内の建築物の配置図を兼ね、周辺の状況が分かる図面
- ・立面図
→当該建築物と周辺との関係が明らかになるものが望ましい。
行為者の判断で必要に応じて添付する。
- ・完成予想図
→建築物とその周辺の状況が分かる着色図。図面は公共空間から見える断面について着色すること。
- ・透視図（パースペクティブ）※任意提出
→市民が見たときの視野。一般の人が分かる図とする。鳥瞰図ではない。

※透視図（パースペクティブ）は、必要に応じて提出してください。

(2) 対象となる行為の規模

① 建築物の建築等

地域説明会の対象となる行為の種類と規模は、次のとおりです。

なお、対象となる規模については、市民の皆さんと話し合いを重ねながら、随時改定していきます。

表 地域説明会の対象規模

生活ゾーン	建築物の種類	臨海ゾーン
高さ（注1）15m超または 建築面積 1,000 m ² 超のもの （注2）（注3）（注4）	建築基準法第2条第1号に規定する 建築物	対象外

（注1）高さは地盤面から最高部までの高さをいいます。

（注2）増築[※]を行う部分の規模が、各欄に定める規模に該当する場合は、地域説明会の対象となります。

（注3）各欄に定める規模に該当する建築物について、主要構造部の一種以上について過半の修繕若しくは模様替を行う、又は外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合は、地域説明会の対象となります。

（注4）他法令等に基づく周辺住民の意見を聴取する地域説明会等を行う場合、その場を活用できます。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要建造物※（注1）は、歴史的又は文化的価値の高さを問うものだけではなく、地域の個性ある景色づくりの核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、市民に愛され親しまれている建造物などの地域の良い景色づくりの規範となる建造物を指定の対象とします。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができ、地域の良好な景観形成の規範となるもので、以下に示す項目のいずれかに該当し、所有者の同意が得られた建造物（注2）を、景観重要建造物※に指定します。

- 地域のシンボルとなる建造物
- 地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- 市民に広く愛され親しまれている建造物
- 登録有形文化財（注3）、県指定文化財、市指定文化財に指定等されている建造物

（注1）景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる建造物に対して外観の変更などに規制を行い、保全を図るもの。

（注2）建造物及び建造物と一体となって良好な景色を形成している土地その他の物件を含みます。

（注3）登録有形文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、以下のいずれかの事項に該当するもの。

- ・国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・造形の規範となっているもの
- ・再現することが容易でないもの

なお、市内には、国の登録有形文化財として

「九重味淋大蔵」（平成17年2月9日登録）、

「碧南高等学校正門門柱」（平成29年6月28日登録）

が登録されています。



九重味淋大蔵

(3) 保全・活用の考え方

景観重要建造物※に指定された建造物の保全・活用の考え方を以下に示します。

○所有者及び管理者は、指定された建造物を適正に管理し保全を図ります。

○様々な主体は、指定された建造物を地域の景色づくりにおける貴重な資源として活用を図ります。

○指定された建造物の周辺で行う建築等は、当該建造物との景色の調和に努めます。

(4) 指定の候補

以下の建造物は、今後、景観重要建造物※に指定することが考えられます。

【指定の候補】



碧南市民図書館
碧南市芸術文化ホール



碧南市藤井達吉
現代美術館



旧大浜警察署



無我苑



火のみやぐら



九重味淋大蔵



応仁寺



熊野大神社



妙福寺

2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要樹木※（注1）は、学術的な価値の高さを問うものだけではなく、地域の個性ある景色づくりの核として、その保全と継承を図る観点から指定するものです。

このため、樹高や樹形が地域の景色のシンボルとなっている樹木や、その外観が地域の景色づくりにおいて重要である樹木を指定の対象とします。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができ、地域の良好な景観形成に必要なもので、以下に示す項目のいずれかに該当し、所有者の同意が得られた樹木を、景観重要樹木※に指定（注2）します。

- 地域のシンボルとなる樹木
- 地域の歴史的・文化的な遺産としての価値がある樹木
- 市民に広く愛され親しまれている樹木
- 県指定記念物、市指定記念物、市指定保存樹木に指定されている樹木

(3) 保全・活用の考え方

景観重要樹木※に指定された樹木の保全・活用の考え方を以下に示します。

- 所有者及び管理者は、指定された樹木を適正に管理し保全を図ります。
- 様々な主体は、指定された樹木を地域の景色づくりにおける貴重な資源として活用を図ります。
- 指定された樹木の周辺で行う建築等は、当該樹木との景色の調和に努めます。

（注1）景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる樹木に対して除却などに規制を行い、保全を図るもの。

（注2）状況により、解除することも考えられます。

(4) 指定の候補

以下の樹木は、今後、景観重要樹木に指定することが考えられます。

- ・霞浦神社のケヤキ (1 株)
- ・シイ (二本木町)
- ・モチ (志貴町)
- ・桜づつみ (三角町)
- ・広藤園のフジ (16 株)
- ・カイヅカイブキ (錦町)
- ・イチョウ (浅間町)
- ・松並木 (川口町)
- ・ケヤキ並木 (鶴見町)
- ・クス (旭町)
- ・クス (西山町)
- ・クス (鷺塚小学校)



広藤園のフジ



ケヤキ並木 (鶴見町)



カイヅカイブキ (錦町)



モチ (志貴町)



イチョウ (浅間町)



クス (西山町)



桜づつみ (三角町)



松並木 (川口町)



クス (鷺塚小学校)

第5章 景色づくりの推進に向けて

1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する

行為の制限に関する事項

屋外広告物は、まちの賑わいを創出する一方、色彩や規模によっては景色に与える影響が大きい要素になります。

そのため、屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限について定めることが求められます。

屋外広告物の規制については、現在、愛知県屋外広告物条例（昭和39年7月6日愛知県条例第56号）に基づき運用しています。

【屋外広告物の行為の制限の方針】

愛知県屋外広告物条例（抜粋）

第二条

広告物又は広告物を掲出する物件は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良い形成に配慮されたものでなければならない。

愛知県屋外広告物条例施工規則（抜粋）

別表第一

1 共通基準

- 一 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- 二 原色を過度に使用していないこと。
- 三 著しく汚染し、退色し、又は塗装のはく離したものでないこと。
- 四 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- 五 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をすること。
- 六 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- 七 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
- 八 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
- 九 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

今後、地域の景色特性を活かした良好な景色づくりを行っていくなかで、本市独自の屋外広告物条例の制定について検討します。

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的な考え方

碧南らしい魅力ある景色づくりを進めていくためには、行政自らも積極的に取り組むことが重要です。道路、河川、都市公園などの公共施設は、地域の景色を形成する主要な骨格となり、地域の景色づくりを先導する役割が期待されます。

このため、市の景色づくりにおいて特に重要な公共施設は、施設管理者の同意を得て、「景観重要公共施設（注1）」に位置づけ、整備方針を定めて、魅力的な景色となるよう積極的に取り組むこととします。

(2) 指定基準

景観重要公共施設は、基本的な考え方を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当する公共施設を指定します。

- 市および地域の骨格やシンボルとなる道路、河川などの公共施設
- 周辺の歴史的な建造物などの景色資源との調和が求められる公共施設
- 周辺の自然との調和が求められる公共施設

(注1) 景観重要公共施設

法第8条第2項第4号ロに記載されている「特定公共施設」であって、良好な景観形成に重要なもののことである。

< 特定公共施設（抜粋） >

- ・道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- ・河川法（昭和39年法律第167号）による河川
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園
- ・津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）による津波防護施設
- ・海岸法（昭和31年法律第101号）に係る海岸
- ・港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾
- ・漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）による漁港
- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業にかかる施設
- ・その他政令で定める公共施設

（３）指定の候補

景観重要公共施設の指定基準に該当する、施工済み、現在事業中または事業化が計画されている（注）、以下の公共施設は、今後景観重要公共施設への指定が考えられます。

指定の候補の公共施設の名称	
道路	・都市計画道路※ 名古屋碧南線 ・矢作川堤防リフレッシュ道路
都市公園	・県営油ヶ淵水辺公園 ・碧南レールパーク
河川	・堀川

（注）具体的な区間は事業者との調整が必要である。



矢作川堤防リフレッシュ道路

（４）整備の基本的な方針

- ・地域区分別の景色づくりの基本方針を考慮し、地域の景色特性との調和を図ります。
- ・住民が憩い親しめる空間としての整備を行うことに配慮します。

3 景色づくりの進め方

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、景色の将来像の実現に向けて、景色づくりの考え方、具体的な取組や取組を支える制度、展開イメージなどを以下に示します。

(1) 景色づくりの考え方

「碧南市景色づくり基本計画」(平成19年3月)で示した「景色づくり基本方針」を継承しながら、3つの取組(「**わがまちの景色を知り、考える取組**」、「**身近な景色をつくる取組**」、「**特性や資源を活かす取組**」)と関連制度(「**推進体制**」、「**支援制度**」、「**法制度**」)の連携を図り、協働による景色づくりを推進します。

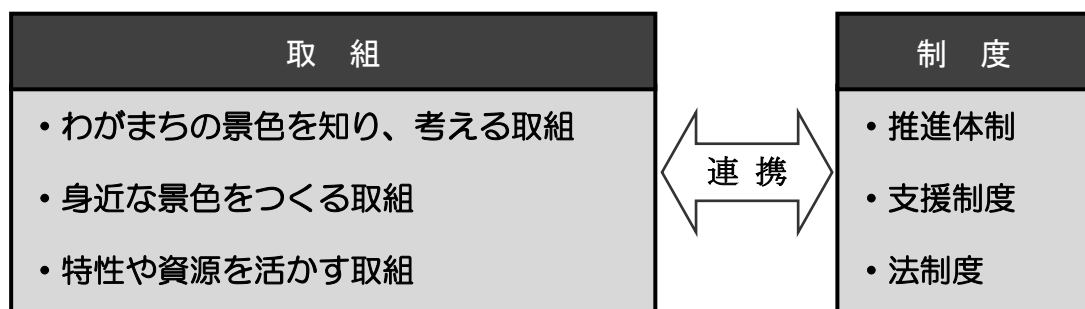
そして、市民、事業者がまちへの愛着を深め、「碧南らしさ」をさらに伸ばし、個性あふれるまちの景色が輝くよう、取組を支える人づくり、仕組みづくりを進めながら、市民発意の活発な活動が展開されていくことを目指します。

碧南市景色づくり基本計画(H19.3)基本方針

- 景色をみんなのものに ～景色の共有化の取組～
- 持続可能な景色づくり ～景色を「守り・育む」取組～

継
承

碧南市景観計画の考え方



景色づくりの考え方

(2) 3つの取組

協働による景色づくりを進めるため、市民や事業者の幅広い関心を取組につなげ、参加を促すことが重要と考えます。

そこで、これまでの取組状況を踏まえ、取組の目的や狙いに着目し、以下に3つの取組を掲げます。

①わがまちの景色を知り、考える取組

本市では、「景色をみんなのものに」をキーワードにこれまでも「景色の共有化」が行われています。景色は個人個人の体験によるものですが、みんなで共有しあうことにより、その景色はみんなのものとなり、まちの景色づくりにつながります。

今後も大切にしたい景色を考えるきっかけをつくり、みんなで対話しながら、共有するための取組を広げていきます。

ア. まちの景色を集める

●けしきを集める活動

地区住民との協働作業による景色の収集と、収集した景色の展示会を開催することで、地区住民に景色の重要性を再認識してもらい、景色保全に係る合意形成を図ることを目的に行われています。

平成17年から平成22年度までに、6地区で市民ワークショップ、まち歩きと景色を語る会（ヒアリング）を実施し、各地区のまちの景色とその物語を集めて情報を公開してきました。この活動により、各地区の景色資源を集めることができました。

●碧南の景色フォトコンテスト

碧南の景色フォトコンテストは、平成20年から碧南の身近で親しみのもてる景色を広く一般に紹介することを目的に開催してきました。毎年多くの市民の方から応募があり入賞者の作品は、市役所での展示や市のホームページで公開し、本市の景色の共有化に取り組んでいます。

ウ. 景色を考える

●地域説明会

景観法に基づく「届出制度」に関連して、届出前の計画の変更が可能な段階で地域の目指す景色の将来像と調整するため、一定の建築等行為を行う建て主や事業者と地域が対話する場を設けます。

●チェックシート

景観法に基づく「届出制度」に関連して、建て主や事業者の景色づくりの意識啓発のため、中規模の建築等行為を行う建て主や事業者に対して、景観計画の内容に配慮した書面提出を求めます。

●啓発活動

<景色づくりシンポジウム等>

- ・市民の景色づくりの意識啓発のため、景色づくりシンポジウムや講演会の開催を継続的に実施します。
 - ・シンポジウム等では、景色づくり市民団体の発表や先進地の成功例や失敗例の紹介などを通し、景色づくり活動の意識向上の場や学習の場とすることが考えられます。
-

<表彰制度>

- ・1人でも多くの市民や事業者が景色づくりに関心を深め、参加するため、碧南市景観条例の表彰制度を活用し、良好な景色づくりに資する活動、住宅、店舗や工場などを表彰することを検討します。
 - ・市民や事業所などは景色に対する取組が認められることにより、携わっている人の達成感や充実感が得られるとともに、事業所では景色づくりに配慮していることのPRにもつながり、地域へ成功体験が伝わっていく効果が期待できます。
-

<パネル展示やSNSによる取組の紹介>

- ・祭りやイベントの際に、景観計画の内容や景色づくりの取組をパネル展示で紹介します。
 - ・SNSを通じ、景色づくりの取組を紹介できるツールを検討します。
-

<景色づくり学習>

- ・景色づくりの将来を担う人材を育成するため、まずは景色づくりに関心を持ってもらうように、家庭・地域・学校・行政が連携し、学ぶ場や機会を充実します。
 - ・子どもや親を主な対象とした景色づくり学習を推進するため、碧南市出前講座の小学校などの総合学習への活用や、地域の社会・文化・自然などに触れる活動を推進します。
-

②身近な景色をつくる取組

これまでの景色づくりの取組は、行政が主導的な役割を果たしてきたケースが多く見られましたが、本来、まちの景色にもっとも関わりの深い市民や事業者が主体的に取り組むことが重要です。まずは一人ひとりが取り組めることから進め、やがて近隣や地区を単位とした大きな活動に発展することが望まれます。

個人による日常的な活動と地域による活動の両方によって、景色の将来像の実現を目指し、まちをよくしていく多種多様な取組を広げていきます。

ア. 美化・清掃活動の推進

日々の暮らしに根ざした、まちの景色を整えるための地道な清掃・美化活動も、良好な景色づくりに貢献しています。

本市では、市民とともに快適な地域環境づくりに積極的に取り組むため、春の一斉清掃及び秋のクリーンピーときれいな街づくり事業を実施しています。今後ごみのないきれいな環境の維持のため、活動を継続します。

また、景色づくりには、道路や公園、河川などの公共空間の美しさは重要です。本市では、市民と協働で碧の道里親プロジェクトにより、美化管理・維持に努めています。今後は、こうした制度を活用して、景色づくりをともに行う仲間づくりを図ることを目指します。

イ. 緑豊かな景色づくり

●緑化活動

景色の大部分を占める住宅や事業所の公道に面した部分（準公共空間）は、良好な景色づくりのために重要であるとともに、人々に潤いを与える貴重な空間です。本市では、住宅や事業所の公道に面した部分などに新たに生垣を新設する場合に、一部補助を行っています。また、愛知県事業においても民有地緑化の補助制度もあります。こうした制度を活用して、良好な景色づくりとともに、コミュニティづくりを図ることを目指します。

●公園の維持管理・活用

公園は、地域住民の共同の「空間」であり、市民の共有の財産です。本市では、公園等愛護会を結成し、行政だけではなく、地域住民や事業所などの積極的な協力により、身近な公園などの日常的な草刈りや清掃活動などを行っているほか、地域住民による花壇の維持管理も行っています。

今後も、景色づくりの重要な空間として、地域住民の協力を得ながら、花壇づくりや様々なイベントの開催など活動を継続します。

③特性や資源を活かす取組

本市には、「水と緑に囲まれた潤いを与える景色」や、「まちの変化と現在を映す多様な景色」、「歴史や産業、地域の特徴を表す景色」といった様々な景色が存在します。また、今後の取組により、さらなる景色資源の再発掘も期待されます。

さらに、幅広い景色づくりへの関心や意欲は、必ずしも特定の景色や資源にとどまるものではありません。例えば、緑、水辺、歴史といった固有の要素をテーマとした様々な取組などが考えられます。

景色づくりをきっかけとする、まちの歴史・文化（特性）や資源など多様な碧南らしさを守り活かすための取組を広げていきます。

ア．地域の計画やルールづくり

●（仮称）景観重点地区の指定

<景観重点地区の位置づけ>

- ・（仮称）景観重点地区とは、地区を特徴付ける主要な景色資源を有する場所や、新たに景色づくりを誘導すべき場所など、重点的に景色づくりを図る必要のある場所を指定し、地域住民が中心となって必要なルール（「基本方針」や「景観形成基準」）を定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めていくものです。

<指定基準>

- ・以下のいずれかを満たす地区のうち、景色づくりの方向性に関する意識共有が進められていると認められる地区を指定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○住民が主体となった景色づくりやまちづくりに関する活動が始まっている地区であること○自然や歴史を示す景色資源が複数存在している地区であること○新たなまちなみの創出により魅力ある景色づくりを図ることができる地区であること○景色が対外的に評価されていると認められる地区であること |
|--|

<景観重点地区の候補地区>

- ・これまでの取組を踏まえ、地域の個性を活かした景色づくりを推進するため、地域住民などが主体となった景色づくりが可能な特定範囲について、（仮称）景観重点地区の指定を検討します。

名称	地区の概要
大浜地区	・住民組織である「大浜地区歩いて暮らせる街づくり推進委員会」が平成12年度から平成28年度まで、「大浜にぎわいづくり実行委員会」が平成29年度から活動しており、「大浜てらまちウォーキング」が平成12年度から毎年開催されている。これら市民活動と連携して策定した都市再生整備計画による事業が平成16年度から平成20年度において実施された。 ・当地区には歴史のある寺社などが点在しており、昔ながらのまちなみが残されているため、本市の新たな魅力として注目されている地区である。
西端地区	・住民組織である「西端地区まちづくり委員会」が平成17年度から平成22年度まで設置されており、これら市民活動と連携して策定した都市再生整備計画による事業が平成17年度から平成21年度において実施された。 ・当地区は緑豊かな田園の景色を備え、また南部は油ヶ淵に隣接するため、水辺や緑を身近に感じることができる地区である。また、室町時代創建の応仁寺、哲学者伊藤証信ゆかりの無我苑などがあり、独特の文化的な雰囲気を醸し出している。
棚尾地区	・住民組織である「棚尾地区まちづくり推進委員会」が平成20年度から活動しており、平成22年度に、行政との協働により「まちづくり基本構想」を取りまとめた。これら市民活動と連携して策定した都市再生整備計画による事業が平成25年度から平成29年度において実施された。また、平成29年度より「棚尾まちおこしの会」が発足し地区を盛り上げている。 ・当地区には、毘沙門天をはじめ藤井達吉生家跡や歌碑、句碑など歴史・文化資源が多数存在している。また、昔ながらの景色を伝える路地空間が残っていると同時に、名鉄廃線跡地や堀川といった景色資源を有している。

イ. テーマ性のある景色づくり

●視点場の指定

<指定の方針>

- ・本市には、油ヶ淵、矢作川など河川、衣浦港、松並木の緑のつらなり等、素晴らしい自然の景色があり、それらとまとまりのある農地や、微地形の組み合わせによって、眺めを楽しむことができる場所が市内に多数あります。それに加え、寺社仏閣、黒塀、風情ある路地など古いまちなみが持つ魅力的な景色も見られます。
- ・こうした優れた眺めは「碧南らしさ」を感じさせる貴重な景色資源であり、良好な景色の形成を推進するためには、これらを維持・保全し、さらに印象を高めることが重要になります。
- ・このため、市内の優れた眺めが得られる視点場の選定を検討します。視点場の抽出・選定の検討にあたっては、市民の意向を踏まえながら進めることが重要なため、けしきを集める活動などと連携して進めます。

<指定基準>

- ・以下の基準に基づき、視点場の指定を進めます。

- | |
|--|
| ○油ヶ淵や松並木、古いまちなみをはじめとする本市特有の景色を眺められること
○道路や公園、公共施設など、不特定多数の市民がアクセスできる場所であること |
|--|

<保全・活用の考え方>

- ・視点場からの眺めについては、「第2章 良好な景観の形成に関する方針」や「第3章 良好な景観の形成のための行為の制限」に示す方針や基準を遵守すること等により、保全を図ります。
- ・指定した視点場について、地点毎に周囲の状況や景色の状況を踏まえ、必要に応じて、その保全・活用を検討します。その上で、景色の保全のために必要な事項を景観計画などに反映させたり、必要に応じて、事業の実施（案内板の設置など）を検討します。



油ヶ淵



松並木



西端里地

●道路緑化の機能向上

<道路緑化の機能>

・道路緑化には、大きく分類して次のような機能があります。

- | | |
|-----------|-----------|
| ○景観向上機能 | ○生活環境保全機能 |
| ○緑陰形成機能 | ○交通安全機能 |
| ○自然環境保全機能 | ○防災機能 |

<道路緑化の推進方針>

道路緑化の機能向上のために、積極的かつ計画的にその推進を図ります。

※具体的な推進イメージ

1 緑化目標の設定

・道路計画、地域特性に応じた緑化目標を設定します。

【設定項目】①植栽地の基本配置 ②配植の基本構造 ③樹種の基本構成

2 植栽計画の策定

・緑化目標を適切に達成するために植栽計画を定めます。

【設定項目】①植栽地の詳細 ②樹種等の詳細 ③配植の詳細

3 管理計画の策定

・道路緑化を適切に推進するために管理計画を定めます。

【設定項目】①樹木の仕立方式 ②育成段階の管理
③維持段階の管理 ④年間の管理

●景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

本景観計画「第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」に基づき、景観重要建造物と景観重要樹木を令和9年度までに合計20件の指定を目指します。

ウ. 地域の文化を受け継ぐ

●祭りや伝統的行事の継承

本市には、昔から伝わる地域の祭りや伝統的行事が数多くあり、まちに活気や彩りのある景色を与えています。

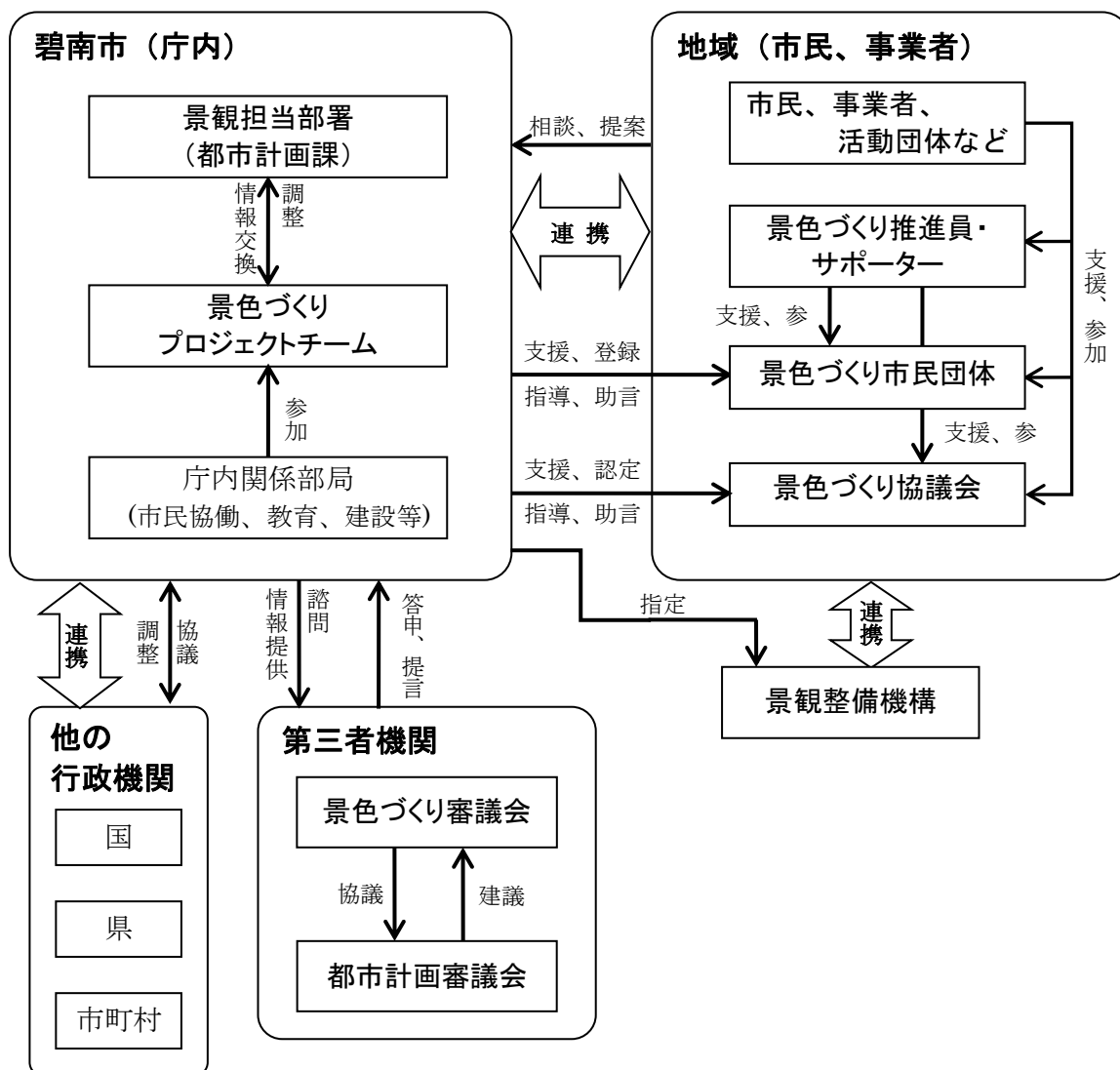
祭りや伝統的行事は、重要な歴史的・文化的な景色の構成要素であり、今後も守り育てていくため、運営組織の活性化や文化の継承、後継者の育成を図ります。

(3) 関連制度

景色づくりの取組にあたって、関連制度を活用することで、更なる進展が期待できます。そこで、以下に示す関連制度について、内容の充実、活用の促進や創出を図ります。

①推進体制

良好な景色づくりを推進していくためには、本景観計画の実効性を確保するとともに、市民や事業者、活動団体などによる景色づくり活動の推進、専門家による助言や参画、庁内の連携などにより、市、事業者、市民の協働による推進体制を構築することが必要です。そこで、以下に示すような推進体制を構築し、景色づくりに取り組みます。



推進体制の構築

ア. 地域（市民、事業者）

●景色づくり推進員及び景色づくりサポーター制度

景観形成基準に配慮した建築等行為や、身近な景色づくりの活動における助言を得るため、良好な景色づくりに役立つ専門的な知識を有する市民などを「景色づくり推進員」として認定します。

発注者の意向を踏まえつつ、周辺の自然の景色やまちなみとの調和を実現できる設計者や、ガーデニングや造園など緑のまちづくりを実現できる専門家を登録します。市は優れた専門家の登用促進に向けて、制度のPRや普及を図ります。

市民参加による景色づくりの推進のため、景色づくりに興味があり、取組や活動に参加したい市民などを「景色づくりサポーター」として位置づけます。

景色づくりサポーターは、けしきを集める活動やシンポジウム、その他景色づくりに関する活動や事業への参加や開催補助を担います。市は、景色づくりサポーターに対し、情報提供や市民団体などとの交流のサポート等を行います。

●景色づくり市民団体

概ね3人以上で景色づくり活動を行う場合、碧南市景観条例に基づき、「景色づくり市民団体」として登録を受けることができます。登録されると、市から支援を受けることができます。

景色づくり市民団体は、市内であれば、活動区域を限定せずに登録を受けることができます。

<想定される活動内容の一例>

- | | |
|---------------|------------------|
| ・緑化活動 | ・美化活動 |
| ・地域の景色資源の発掘 | ・シンポジウム等で活動実績を発表 |
| ・景色づくり活動の呼びかけ | ・勉強会やワークショップの開催 |

●景色づくり協議会

商店街や住宅団地など、一定の区域内で良好な景色づくり活動を行うことを目的として組織された団体で、碧南市景観条例に基づき「景色づくり協議会」として認定し、市は活動の支援を行います。また、景観計画提案を行うことができる団体として位置づけるものです。

自主的な勉強会の開催や地域の現状調査などの活動を通じ、将来的には一定の地区内でのルールづくり等の実現を目指します。

はじめに景色づくり市民団体の登録を受け、景色づくり協議会へ発展し、認定を受けることも可能です。

<想定される活動内容の一例>

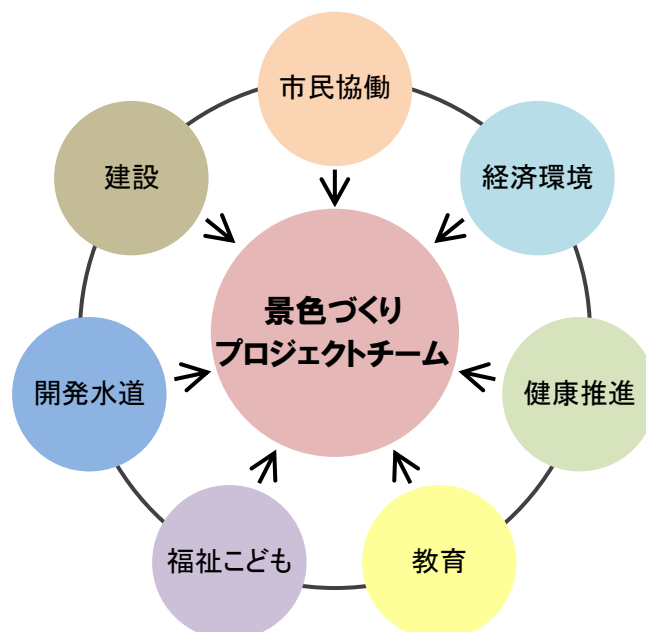
- ・ 景色づくり活動（景色づくり市民団体と同様）
- ・ 地域の計画・ルールを検討・作成
 - 「(仮称) 景観重点地区」、「景観協定」、「地区計画」、「建築協定」といった一定の地区のルールの作成
 - 「景観重要建造物」、「景観重要樹木」の推薦や活用方法の検討
 - 地域の色彩ガイドライン作成
- ・ 住民合意に向けた取組（説明会の開催、アンケートの実施など）

イ. 碧南市（庁内）

● 景色づくりプロジェクトチーム

横断的な庁内体制を構築することで円滑な景色づくりを推進するため、景観行政に関連する部署からなる「景色づくりプロジェクトチーム」を創設します。既存制度の評価・見直し等を含め、制度・施策の具体的な推進検討、調整を行うとともに、地域（市民、事業者）との連携における中心的な役割を担います。

また、関係各課の担当者の異動の際、景観業務が円滑に引き継がれるように、業務制度、手順、手続き様式などを共有・標準化する「景色づくり業務手順書」を作成し、景観計画、景観条例の適切な運用に努めます。



庁内連携のイメージ

ウ. その他

●景色づくり審議会

景色づくり審議会は、碧南市景観条例に基づき、学識経験者や、各種団体の代表者や市民、関係行政機関の職員などにより構成され、景色づくりの重要な事項について、総合的な観点から専門的に調査、審議、提言を行う機関として設置します。

また、都市計画審議会との連携を図りつつ、景色づくりに重要な事項について専門的に調査審議します。

※都市計画審議会とは…

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項により設置する。

（景色づくり審議会は碧南市景観条例第 26 条により設置）

- ・都市計画法によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- ・市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。
- ・都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

●景観整備機構

景観整備機構は、景観法第 92 条に基づき景観行政団体が指定することができる団体です。本市では、民間の団体や市民による自発的な景色の保全・整備の一層の推進・支援をしていくために、一定の景色の保全・整備に取り組む公益法人又は N P O 等を、審査により景観整備機構として指定していくことを、今後検討します。

景観整備機構の活用により、地域の景色づくりに関わる住民に向けた専門的情報の提供や援助、景観重要建造物などの景観資源の管理や指定の提案などを行い、市民主体の持続的な取組を支援することを目指します。

●様々な主体との連携

矢作川や衣浦港など市域を超えた広域的な景色づくりのために、関係する近隣市町と意見交換や協議を行うことにより、推進に努めます。

景観重要公共施設の指定など景色づくりの施策展開にあたっては、関係する国、県、近隣市町、その他機関へ積極的に働きかけ、理解と協力を求め、連携、調整を図ります。

また、様々な立場の関係者（景観行政団体、関係行政機関、公益事業を営む者、住民その他良好な景色の形成の促進のための活動を行う者）が、景観計画区域における良好な景色の形成を図ることができるように景観法第15条に基づき、「景観協議会」を必要に応じて設置します。

②支援制度

各種まちづくり施策と連携して、景色づくりに寄与する活動などを推進するため、補助金や事業など支援制度を充実します。

また、景観重要建造物・樹木の維持管理や修繕、景観形成基準に適合した建築物・工作物の新築・新設など、住民や事業者の負担を軽減するため、景色づくりに寄与する取組への助成制度について検討します。

景色づくりに関連する各種支援制度の例

分野	制度、事業名
道路	●碧南市道路寄附採納要綱 ●狭あい道路整備促進事業
緑化	●碧南市生垣設置奨励補助金 ●碧南市民間事業者等緑化推進事業補助金 ■あいち森と緑づくり事業 ●碧南市公園等愛護会報償金 ●景観重要樹木活用助成金（内容検討中）
美化管理	●碧の道里親プロジェクト
住環境	●空き家等除却費補助事業 ●景観重要建造物活用助成金（内容検討中） ●景観形成建設助成金（内容検討中）

●市による事項

■愛知県による事項

③法制度

景観法のほかにも様々な法制度があり、まちの計画やルールをつくる活動をより積極的に行う場合、これらの法制度の活用を推進し、景色づくりの視点から総合的なまちづくりを目指します。景色づくりに関わる法制度として以下のものがあります。

ア. 建築物や土地利用の規制、誘導

●景観協定（景観法）

景観法第 81 条に基づき、良好な景観の形成を積極的に推進していくため、景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定めていくための協定です。

●景観地区（景観法）

景観法第 61 条に基づき、より積極的に景観形成を図るため、行政が都市計画に「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」について必要に応じて定めることができる地区です。建築物の形態意匠は市町村長の認定により、それ以外は建築確認により担保されます。

●地区計画（都市計画法）

都市計画法第 12 条の 5 第 1 項に基づき、一定の地区を単位として、その地区が安全で快適な美しい魅力あるまちづくりを推進するため、住民と行政が連携しながら、公共施設の配置や建築物の形態等を総合的に計画し、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導する都市計画です。

●建築協定（建築基準法）

建築基準法第 69 条に基づき、一定の地域の環境と利便の高度な維持・増進を図るために、区域内の借地権者等の全員の合意により、「建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備」に関する独自の基準を締結する協定です。

●風致地区（都市計画法）

都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を保全し、自然と調和した緑豊かなまちづくりを維持するために、行政が、建物高さ、建ぺい率、壁面後退、色彩、緑地の割合の基準を定める地区です。

イ. 緑地の保全、緑化の推進

●緑地協定（都市緑地法）

都市緑地法第 45 条に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、一団の土地又は道路、河川などに隣接する土地所有者等が、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結することができる制度です。

●緑化重点地区（都市緑地法）

都市緑地法第 4 条第 1 項に基づき定められた、「碧南市緑の基本計画」により、「特に、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、緑化の推進を重点的に図るべき地区」を位置づけ、地区の方針を定めて緑化の推進を図る地区です。

ウ. 歴史・文化的資源の保全

●文化財保護法に基づく制度

文化財保護法や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的建造物を保護し、地域の資源として活かすための制度が多く定められています。

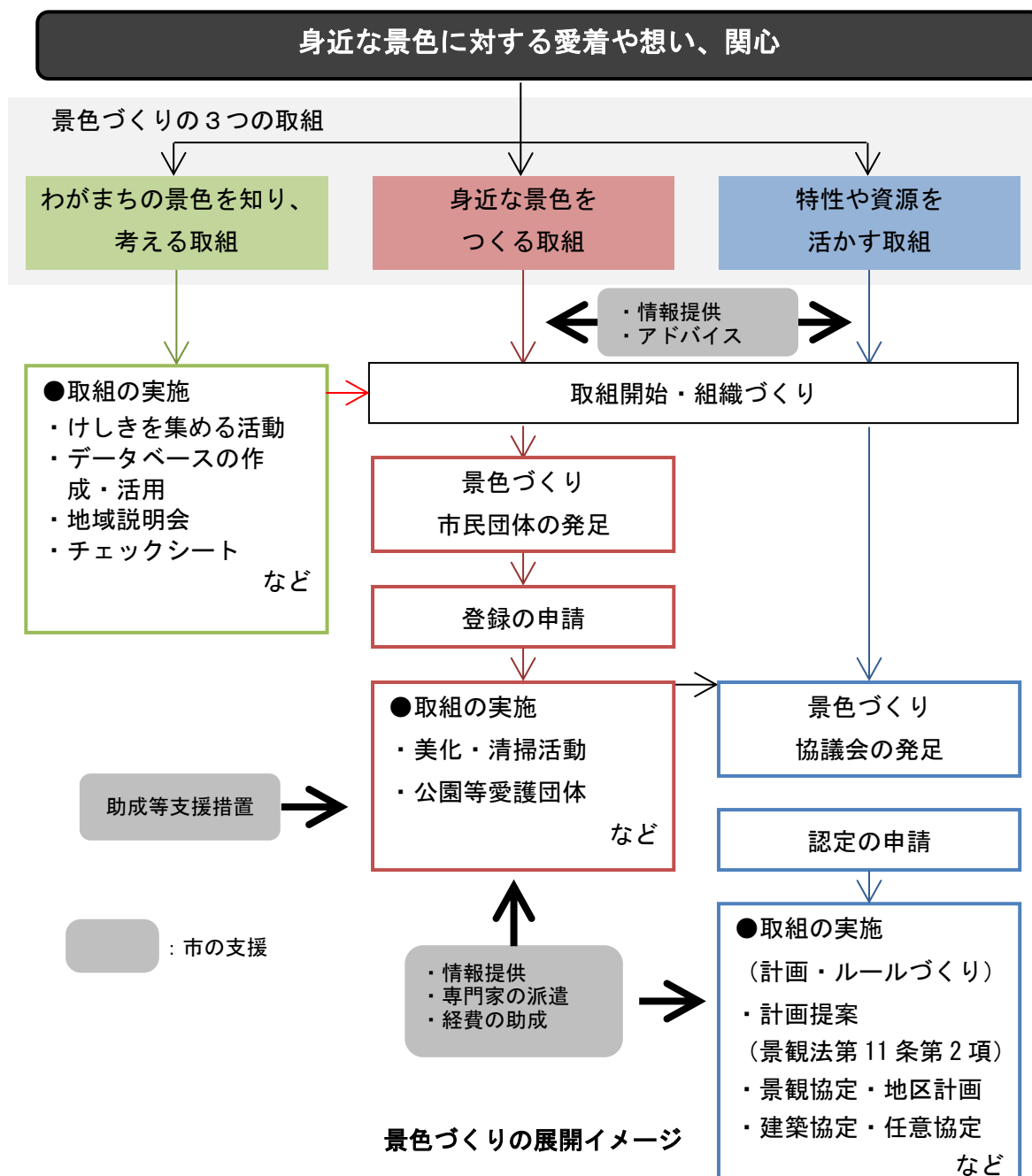
例) 登録有形文化財への登録、歴史的風致維持向上地区計画 等

(4) 景色づくりの展開

前頁までの考え方や取組、関連制度を踏まえた**景色づくりの展開イメージ**を以下に示します。

愛着や想い、関心の発意を出発点として、景色づくりの目的や狙いに応じて、取組が行われます。身近な景色をつくる取組と特性や資源を活かす取組は、仲間を作りながら大きな活動に発展することが望まれ、将来的には景観整備機構の一翼を担うことも考えられます。また、市は、取組に対して灰色網掛で示す支援を行います。

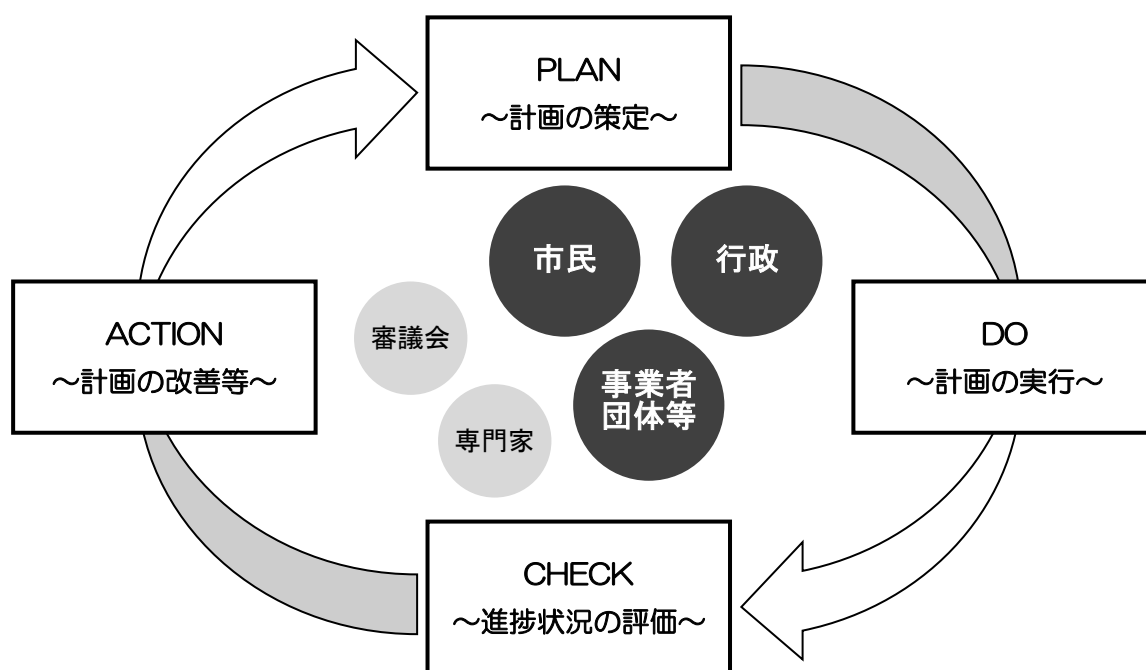
取組によって、異なる流れを想定しますが、それぞれの取組が結びつき、景色づくりを高めあう仕組みを目指します。



(5) 景観計画の円滑な運用

①進行管理・更新

景観計画の進捗状況や取組による効果の検証、見直しの検討は、目標の達成状況を「計画（PLAN）→実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）」というPDCAサイクル管理により行います。



PDCAによる計画の進行管理

②景色づくりロードマップ

ここでは、99 ページから 113 ページに示した 3 つの取組及び関連制度について、短期にその実施を目指すもの、中期にその実施を目指すもの、長期的に実現に向けた検討を行うものに分類するとともに、実施主体を整理したロードマップを示します。これにより、市、事業者、市民が主体性と工程管理の意識を持ち、計画的な取組を展開し、持続的な景色づくりの醸成を目指します。

わがまちの景色を知り、考える取組							
名称	~2020	短期 2021~2023	中期 2024~2026	長期 2027~2030	市	事業者	市民
データベースの作成・活用		調査項目の検討	データベースの作成、公開、活用			◎	◎
市民アンケート	景観・景色の関心度 80%を目標				○	○	◎
地域説明会		対象規模の変更を検討			◎	◎	◎
チェックシート		対象規模の変更を検討			◎	◎	◎
啓発活動の実施	・ 景色づくりシンポジウム等 ・ 表彰制度 ・ パネル展示による取組の紹介 ・ 景色づくり学習の場の提供				◎	○	○

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

身近な景色をつくる取組

名称	~2020	短期 2021~2023	中期 2024~2026	長期 2027~2030	市	事業者	市民
清掃・美化活動		・クリーンピーときれいな街づくり事業 ・碧の道里親プロジェクト など			○	◎	◎
緑化活動		・生垣設置奨励補助金 ・表彰制度 ・パネル展示による取組の紹介 ・景色づくり学習の場の提供			○	◎	◎
公園の維持管理・活用		公園等愛護会報償金 など			○	◎	◎

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

特性や資源を活かす取組

名称	~2020	短期 2021~2023	中期 2024~2026	長期 2027~2030	市	事業者	市民
(仮称) 景観重点地区の指定		必要に応じて、指定			◎	○	◎
視点場の設定	視点場の検討	視点場の指定	保全活用手法の実施		◎		○
道路緑化の機能向上		方策の検討	機能向上方策の実施		◎	○	○
景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定		指定件数 合計 20 件を目標			○		◎
祭りや伝統的行事の 継承	継続して実施、支援制度の検討				○	◎	◎

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

推進体制

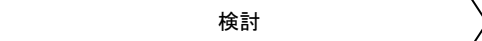
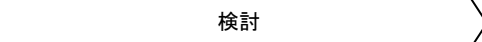
名称	~2020	短期 2021~2023	中期 2024~2026	長期 2027~2030	市	事業者	市民
景色づくり推進員及びサポーター制度		登録、活動の実施			○	◎	◎
景色づくり市民団体	□ □ □ □	登録、助成の実施			○	◎	◎
景色づくり協議会	□ □ □ □	認定、助成の実施			○	◎	◎
景色づくりプロジェクトチーム		・実施 ・景色づくり業務手順書の検討・徹底			◎		
景観整備機構	□ □	育成	指定		◎	○	○

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

支援制度

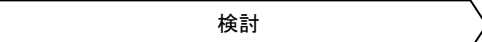
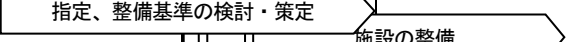
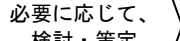
名称	~2020	短期 2021~2023	中期 2024~2026	長期 2027~2030	市	事業者	市民
寄付採納要綱					◎	○	○
生垣設置奨励補助金					◎	○	○
民間事業者等緑化推進事業補助金					◎	○	○
あいち森と緑づくり事業					◎	○	○
公園等愛護会報償金					◎	○	○
景観重要樹木活用助成金		検討	運用		◎	○	○
碧の道里親プロジェクト					◎	○	○
空き家等除却費補助事業					◎		○

支援制度

名称	~2020	短期 2021~2023	中期 2024~2026	長期 2027~2030	市	事業者	市民
景観重要建造物活用助成金	   	 検討			◎	○	○
景観形成建設助成金	   	 検討			◎	○	○

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

その他

名称	~2020	短期 2021~2023	中期 2024~2026	長期 2027~2030	市	事業者	市民
屋外広告物条例の制定	   	 検討			◎	○	
景観重要公共施設の指定、整備基準の策定	  	 指定、整備基準の検討・策定  施設の整備			◎	○	○
景観農業振興地域整備計画の策定を検討				 必要に応じて、検討・策定	◎	○	

(注) ◎：実施主体、○：支援・参加

用語一覧

あ行

移転

同一敷地内での移動。別敷地へ移す場合、新築又は増築に該当。

か行

開口部

外壁に設ける窓や扉を指す。

改築

建築物などの全部又は一部を除却する等、同一用途、同一規模、同一構造で建て直すこと。

河川区域

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの河川としての役割をもつ土地である。河川区域は、洪水などの災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域である。

感潮河川

河川の水位が、潮の満ち引きの影響を受ける区間がある河川のこと。満潮時には、河川の水位が上昇し、干潮時には下降する区間の河川である。

切り通し

山や丘など切り開いて、人馬の交通を行えるようにした道。

景観行政団体

景観行政を担う主体のこと。政令市、中核市、都道府県以外の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

景観重要建築物・景観重要樹木

景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる建築物や樹木に対して除却や外観の変更などに規制を行い、保全を図るもの。

高水敷

常に水が流れている低水路より一段高い部分の敷地。平常時は多様な形で利用されているが、大きな洪水時には水に浸かる場所。

公有水面

河・海・湖・沼その他公用に供する水流または水面で、国が所有するもの。

さ行

在来種

本市の土地に従来生育している固有の植物のこと。

視点場

景色を眺める人の位置（視点）が存在する空間。その空間の状態（快適さ等）によって景色の感じ方も変わる。

修景

良好な景色を形成するために、建築物、工作物などの外観を周辺の景色と調和させること。

主要な区画道路

約 250m 四方の住民のみの利用を対象としている幅員 7 m から 12m の道路。

心象風景

心のなかに思い描いたり、浮かんだり、刻み込まれている風景。

浸水被害区域

過去に水害により、浸水の被害を受けたことがある区域のこと。

スカイライン

山や田園、建物などが空を区切って作る輪郭。

生物多様性

地球上に生息するあらゆる生物種の多様さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さのこと。

増築

現に存する建築物の床面積を増加すること。

た行

築造面積

建築基準法に基づ、工作物の水平投影面積。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

中心市街地

都市における地域の中心となる地区のこと。

辻広場

道ばたの広場という意味で、交差点の歩道部や道路脇の小さなスペースを利用した広場、小公園のこと。

都市計画基礎調査

都市計画法第6条で、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しについて調査を行うもの。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種に分けられる。

な行

は行

標高

東京湾の平均海水面からの高さ。

碧南の景色フォトコンテスト

平成20年度から平成23年度まで実施。

ま行

水と緑のネットワーク

河川や緑地などをつなぎ合せて、水と緑の連続した空間や拠点などを創出すること。

見付面積

建築物の外壁および屋根、工作物の外装の一つの面における鉛直投影面積（建築物を真横から見た姿＝立面積）

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が利用できる製品や環境などのデザインすること。

ら行

わ行